

静岡市地域防災計画

(令和8年1月修正)

共通対策編

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の構成	1
第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 市の概況	12
第4節 予想される災害と地域	15
第2章 災害予防計画	21
第1節 海岸・港湾・漁港等災害予防計画	21
第2節 道路・橋りょう・鉄道災害予防計画	24
第3節 砂防・地すべり・がけ崩れ予防計画	24
第4節 断水対策	27
第5節 農林水産災害予防計画	28
第6節 盛土災害防除計画	30
第7節 都市の防災構造化計画	30
第8節 通信施設等整備計画	33
第9節 火災予防計画	34
第10節 防災関係施設及び設備の整備計画	37
第11節 危険物施設保安計画	41
第12節 防災知識の普及計画	42
第13節 住民の避難誘導體制	45
第14節 防災訓練計画	51
第15節 物資及び資機材の備蓄と調達先の確保	53
第16節 自主防災組織の体制強化	54
第17節 事業所等の自主的な防災活動	56
第18節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	57
第19節 要配慮者対策	58
第20節 災害ボランティア活動の環境整備と啓発	61
第21節 原子力災害に関する事前対策計画	61
第22節 救助・救急活動に関する計画	62
第23節 防災ヘリポートに関する計画	62
第24節 孤立予想集落対策	63
第25節 応急住宅	63
第26節 災害廃棄物処理	64
第27節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	65
第28節 被災者の生活支援に関する計画	66
第29節 市の業務継続に関する計画	68

第30節	複合災害対策及び連続災害対策	69
第31節	男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	69
第3章	災害応急対策	71
第1節	この計画を理解し実施するための留意事項	71
第2節	組織計画	73
第3節	職員の動員計画	74
第4節	派遣要請計画	75
第5節	予警報の受領及び伝達計画	77
第6節	災害情報処理計画	82
第7節	災害広報計画	85
第8節	災害救助法の適用計画	87
第9節	避難救出計画	88
第10節	孤立集落への支援計画	94
第11節	避難所運営計画	95
第12節	被災動物の救護計画	99
第13節	食料供給計画	100
第14節	衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画	103
第15節	給水計画	107
第16節	水道及び下水道対策計画	108
第17節	応急仮設住宅等	110
第18節	住宅の応急修理	110
第19節	医療及び助産計画	110
第20節	防疫計画	117
第21節	災害廃棄物処理計画	119
第22節	社会秩序維持計画	122
第23節	遺体の捜索及び措置埋葬計画	122
第24節	障害物の除去	126
第25節	輸送計画	127
第26節	運輸施設応急対策計画	129
第27節	交通応急対策計画	130
第28節	応急教育計画	136
第29節	社会福祉計画	140
第30節	農林水産業対策計画	143
第31節	消防計画	145
第32節	応援協力計画	148
第33節	賃金職員の雇用計画	150
第34節	自衛隊派遣要請の要求計画	151
第35節	海上保安庁に対する支援要請の依頼計画	154
第36節	電力施設災害応急対策計画	154
第37節	ガス施設災害応急対策計画	155
第38節	突発的災害に係る応急対策計画	155

第 39 節	各種災害に対する警防活動計画	159
第 40 節	災害ボランティア活動支援計画	160
第 41 節	通訳ボランティア活動支援計画	161
第 42 節	原子力災害に関する応急対策計画	161
第 4 章	災害復旧計画	163
第 1 節	災害弔慰金等の支給	163
第 2 節	被災者の支援	163
第 3 節	要配慮者の支援	164
第 4 節	公共施設の災害復旧	165
第 5 節	激甚災害の指定	166
第 6 節	災害復旧に伴う財政措置	167
第 7 節	事業者等が行う災害復旧への助成	167
第 8 節	風評被害の影響の軽減	169

図表一覧

共通対策編

図表番号	タイトル	頁
表 1－1	部局名表記の略号一覧	2
表 1－2	溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア	18
表 1－3	静岡市の噴火活動に起因する現象	18
表 2－1	危険物製造所等施設現況（令和 7 年 3 月 31 日現在）	41
表 2－2	避難情報と住民の安全確保措置	48
表 2－3	災害救助法第 4 条第 1 項に規定する救助事務	67
表 3－1	気象等の特別警報、警報、注意報及び情報	77
表 3－2	気象等の注意報及び警報の発表細分区域（平成 22 年 5 月 27 日現在）	78
表 3－3	東海地震に関連する情報の種類	80
表 3－4	南海トラフ地震に関連する情報の種類	81
表 3－5	災害対策基本法等関係法令による避難の指示の実施責任者	89
表 3－6	医療及び助産の範囲	115
表 3－7	運輸機関の名称、所在地	129
表 3－8	交通応急対策実施機関及び担当	130
表 3－9	他の地方公共団体の長に対する応援要請手順	146
表 3－10	機関の名称、所在地（電力施設）	154
表 3－11	機関の名称、所在地（ガス施設）	155
表 3－12	県危機管理部危機対策課	156
表 3－13	総務省消防庁応急対策室	156
表 3－14	関係機関連絡先	158

第 1 章 総則

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき、静岡市内における災害の予防と災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）の対策について、市及び行政区域内の防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）の連携のもとに実施する総合的な対策の大綱を定めることにより、静岡市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第 1 節 計画の構成

この計画は、市域内において今後発生が想定される、又は過去に発生した災害の状況、措置等を基礎資料として、次の各編から構成する。

この計画は、毎年定期に検討を行い、必要があると認めるときは、静岡市防災会議（以下「防災会議」という。）に諮り、これを修正する。

各編の名称	記載内容
1 共通対策編	各編に共通する対策及びその他の災害対策について定める。
2 風水害対策編	風水害による災害対策について定める。
3 地震対策編	地震による災害対策について定める。
4 津波対策編	津波による災害対策について定める。
5 火山対策編	富士山の火山活動による災害対策について定める。
6 資料編	本編に付属する各種資料を掲載する。

※各節の記載内容に主な担当部局がある場合には、下表の略号にて示す。

※災害対応は静岡市一丸となって取り組むものであるから、ここに記載されている部局が全ての対応を行うという意味で捉えてはならない。また、ここに記載されていない部局は当該の対応を行わないという意味で捉えてはならない。

表 1-1 部局名表記の略号一覧

局等	部	略号
危機管理局		危機
総務局		総務
総合政策局		総政
財政局	財政部	財政
	税務部	税務
観光文化・市民局		観光・市民
区役所		区
環境局		環境
保健福祉長寿局	健康福祉部	福祉
	地域支え合い推進部	地支
	保健衛生医療部	衛生
	保健所	保健所
	清水病院	病院
こども未来局		こども
経済局	商工部	商工
	海洋政策部	海洋
	農政部	農政
都市局	都市計画部	都市
	建築部	建築
建設局	土木部	建設
	道路部	
会計室		会計
消防局	消防部	消防
	警防部	
上下水道局	経営管理部	経営
	水道部	水道
	下水道部	下水
教育局		教育

第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- | |
|--|
| (1) 防災会議に関する事務
(2) 防災に関する組織の整備
(3) 防災に関する訓練の実施
(4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
(5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
(6) 消防、水防その他の応急措置
(7) 警報の発表、伝達及び避難の指示
(8) 情報の収集、伝達及び被害調査
(9) 被災者の救難、救助その他保護
(10) 被害を受けた生徒等の応急教育
(11) 清掃、防疫その他保健衛生
(12) 緊急輸送の確保
(13) 災害復旧の実施
(14) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 |
|--|

2 静岡県

- | |
|--|
| (1) 静岡県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）に掲げられている所掌事務
(2) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務実施についての総合調整 |
|--|

3 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署）

- | |
|--|
| (1) 災害時における住民の避難誘導及び救助
(2) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持 |
|--|

4 自衛隊

- | |
|--|
| (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
(2) 災害時における応急復旧活動 |
|--|

5 指定地方行政機関

総務省 東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 (4) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 (5) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること (6) 非常通信協議会の運営に関すること
総務省中部管区行政	ア 被災者への生活支援情報の提供

評価局 (静岡行政監視行政相談センター)	イ 専用電話を備えた相談窓口の開放 ウ 特別行政相談所の開設
財務省 東海財務局 (静岡財務事務所)	(1) 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関する事 (2) 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関する事
農林水産省 関東農政局 (静岡県拠点)	農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員(リエゾン)を派遣し、以下の業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省(食料・物資支援チーム事務局等)との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局長、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
厚生労働省 静岡労働局 (静岡労働基準監督署)	(1) 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 (2) 事業場等の被災状況の把握 (3) 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 (4) 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所) (富士砂防事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所) 国土交通省 関東地方整備局 (甲府河川国道事務所)	管轄する河川、海岸、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 (1) 災害予防 ア 所管施設の耐震性の確保 イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 オ 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 (2) 初動対応 ア 所管施設の緊急点検の実施 イ 地方整備局災害対策本部等の指示により、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。

	ウ 土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の提供 (3) 応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 ウ 所管施設の緊急点検の実施 エ 海上の流出油災害に対する防除等の措置 オ 自治体からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付け カ 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
国土交通省 中部運輸局 (静岡運輸支局)	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあつせん、特定航路への就航勧奨を行う。 (3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。 (4) 緊急海上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役体制の確保に努める。 (5) 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。 (6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 (7) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 (8) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 (9) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 (10) 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）を派遣する。
国土地理院 中部地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 (4) 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に

	限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市町長から通報されたとき、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。 (4) 必要に応じて警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 (5) 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。 (6) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (7) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (8) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
海上保安庁 第三管区 海上保安本部 (清水海上保安部)	(1) 災害予防 ア 海上災害、大規模海難等に関する事故対策訓練の実施 イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 ウ 港湾の状況等の調査研究 (2) 災害応急対策 ア 船艇、航空機等による警報等の伝達周知 イ 船艇、航空機等を活用した情報収集 ウ 活動体制の確立 エ 船艇、航空機等による海難救助等 オ 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送 カ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 キ 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 ク 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等 ケ 危険物積載船、在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 コ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への撤去及び入域の制限又は禁止の指示 サ 海上における治安の維持 シ 船艇による主要港湾等の被害調査 (3) 災害復旧・復興対策
環境省 関東地方環境事務所 環境省 中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 (3) 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

6 指定公共機関

日本郵便株式会社 (静岡中央郵便局)	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。 そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。 また、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分																				
日本赤十字社 (静岡県支部)	(1) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること (2) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (3) 被災者に対する救援物資の配布 (4) 義援金の募集 (5) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 (6) その他必要な事項																				
日本放送協会 (静岡放送局)	気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害放送																				
中日本高速道路株式会社 (東京支社 富士・静岡・浜松 保全・サービスセンター)	<table><tr><th colspan="4">センター名・担当区間等一覧</th></tr><tr><th>No.</th><th>センター名</th><th>所在地等</th><th>担当区間等</th></tr><tr><td>1</td><td>富士 保全・サービスセンター</td><td>富士市厚原</td><td>新東名（長泉沼津～新静岡、新清水～清水）、東名（沼津～清水）</td></tr><tr><td>2</td><td>静岡 保全・サービスセンター</td><td>駿河区中島</td><td>東名（清水～浜松）</td></tr><tr><td>3</td><td>浜松 保全・サービスセンター</td><td>浜松市浜北区中瀬</td><td>新東名（新静岡～浜松いなさ、浜松いなさ～三ヶ日）、東名（浜松～豊川）</td></tr></table> (1) 管轄する道路の建設及び維持管理 (2) 交通状況に関する関係機関との情報連絡 (3) 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 (4) 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力	センター名・担当区間等一覧				No.	センター名	所在地等	担当区間等	1	富士 保全・サービスセンター	富士市厚原	新東名（長泉沼津～新静岡、新清水～清水）、東名（沼津～清水）	2	静岡 保全・サービスセンター	駿河区中島	東名（清水～浜松）	3	浜松 保全・サービスセンター	浜松市浜北区中瀬	新東名（新静岡～浜松いなさ、浜松いなさ～三ヶ日）、東名（浜松～豊川）
センター名・担当区間等一覧																					
No.	センター名	所在地等	担当区間等																		
1	富士 保全・サービスセンター	富士市厚原	新東名（長泉沼津～新静岡、新清水～清水）、東名（沼津～清水）																		
2	静岡 保全・サービスセンター	駿河区中島	東名（清水～浜松）																		
3	浜松 保全・サービスセンター	浜松市浜北区中瀬	新東名（新静岡～浜松いなさ、浜松いなさ～三ヶ日）、東名（浜松～豊川）																		
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(1) 鉄道防災施設の整備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 災害時における応急救護活動 (5) 応急復旧用資材等の確保 (6) 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地																				

	への避難、誘導 (7) 被災施設の調査及び早期復旧
N T T 西日本株式会社 (静岡支店) 株式会社 N T T ドコモ 東海支社 (静岡支店)	(1) 電気通信施設の防災対策及び復旧対策 (2) 電気通信の特別取扱い (3) 気象警報の伝達 (N T T 西日本株式会社静岡支店) (4) 防災関係機関の重要通信の優先確保 (5) 被害施設の早期復旧 (6) 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板の提供
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー E N E O S グローブ株式会社 ジクシス株式会社	L P ガスタンクローリー等による L P ガス輸入基地、2 次基地から充填所への L P ガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 (2) 災害時の応急輸送対策
中部電力パワーグリッド株式会社 (静岡支社)	(1) 電力供給施設の防災対策 (2) 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 (3) 災害時における電力供給の確保 (4) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報 (5) 被災施設の調査及び復旧
K D D I 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社	(1) 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 (2) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

株式会社セブン - イレ ブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマ ート 株式会社セブン & ア イ・ホールディングス	
--	--

7 指定地方公共機関

土地改良区 (静岡市内土地改良区)	(1) 土地改良施設の防災計画 (2) 農地湛水の防排除活動(用水の緊急遮断) (3) 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 (4) 消防機関が行う消火活動への協力
静岡ガス株式会社 (静岡支社) (東部支社)	(1) ガス供給施設の防災対策 (2) 二次災害の発生防止のための緊急遮断 (3) 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、 供給制限 (4) 必要に応じて代替燃料の供給 (5) 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県 L P ガス協会 (中部支部)	(1) ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 (2) 被災施設の調査及び復旧 (3) 需要家へのガス栓の閉止等の広報 (4) 必要に応じた代替燃料の供給の協力
静岡鉄道株式会社	(1) 鉄道施設の整備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 被災施設の調査及び復旧
一般社団法人静岡県ト ラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシ ー協会 海運業者	(1) 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
民間放送機関 (静岡放送株式会社) (株式会社テレビ静岡) (株式会社静岡朝日テレ ビ) (株式会社静岡第一テレ ビ)	気象予警報、災害情報その他の災害広報

(株式会社トコちゃんねる静岡) (静岡エフエム放送株式会社) (株式会社エフエムしみず静岡)	
一般社団法人静岡県医師会 (一般社団法人静岡市静岡医師会) (一般社団法人静岡市清水医師会) (一般社団法人庵原医師会) 一般社団法人静岡県歯科医師会 (一般社団法人静岡市静岡歯科医師会) (一般社団法人静岡市清水歯科医師会) 公益社団法人静岡県看護協会 (公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部) 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 (一般社団法人静岡市薬剤師会) (清水薬剤師会)	(1) 医療救護施設等における医療救護活動の実施 (2) 検案(公益社団法人静岡県看護協会(公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部)、公益社団法人静岡県薬剤師会(一般社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会)及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) (3) 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会(一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会))
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援
公益社団法人静岡県栄養士会	(1) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 (2) 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

8 公共的団体

静岡市消防団	(1) 情報収集 (2) 火災対応
--------	----------------------

	(3) 応急救護 (4) 避難誘導 (5) その他保有資機材を活用した災害応急対策の実施
静岡市水防団	(1) 情報収集（堤防等の巡視、報告） (2) 水防工法の実施 (3) 応急救護 (4) 避難誘導 (5) その他保有資機材を活用した災害応急対策の実施
自主防災組織	(1) 地域住民に対する防災意識の向上・知識の普及 (2) 防災資機材の備蓄 (3) 防災訓練の実施 (4) 災害時の避難行動、救出救護活動等に対する計画の策定 (5) 地域の被害拡大の防止、各種情報の伝達及び避難生活の維持 (6) 市が行う防災活動及び災害復旧活動についての協力
静岡市内の産業経済団体 （静岡市農業協同組合） （清水農業協同組合） （静岡市森林組合） （井川森林組合） （清水森林組合） （清水漁業協同組合） （由比港漁業協同組合） （生活協同組合） （静岡商工会議所）等	(1) 組員、会員となっている事業所の被害調査の実施 (2) 災害時における応急対策の指導 (3) 災害時における災害応急措置 (4) 市その他防災関係機関の防災活動についての協力
社会福祉関係施設 （静岡市内の社会福祉関係施設）	要配慮者の受入れ等、救護及び保護対策についての協力 ◇資料編４－９：指定避難所（福祉避難所）一覧表
災害時における相互応援協定又は協力協定の締結団体 （静岡市と協定を締結した事業者及び団体）	協定内容に基づく事務及び業務の遂行 ◇資料編５－３：民間事業者との協力協定一覧 ◇資料編５－１：他都市との相互応援協定一覧
社会福祉法人静岡市社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成 (2) 災害ボランティア本部等立ち上げ及び運営訓練の実施 (3) 災害ボランティア本部の運営に関する事務の実施 (4) 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーター、市等との調整

9 防災上重要な施設の管理者

(1) 所管施設に係る災害予防体制の整備

- (2) 防災に関する保安措置、応急措置の実施
- (3) 災害時における災害応急措置
- (4) 市その他防災関係機関の防災活動についての協力

10 市民

- (1) 災害に対する知識の向上
- (2) 自宅及び自宅内の安全対策
- (3) 家庭内における話し合い・連絡方法等の取り決め
- (4) 災害時の避難場所、避難経路等の確認
- (5) 必要に応じた生活必需品の備蓄・非常用持出品等の準備
- (6) 自主防災組織への参加

11 事業所等

- (1) 災害に対する知識の向上
- (2) 事業所及び事業所内の安全対策
- (3) 情報収集・伝達体制、避難対策等の取り決め
- (4) 食糧、飲料水等の災害時に必要な物資の確保
- (5) 災害発生等に備えた事業継続計画等の策定
- (6) 地域の自主防災組織と連携した防災活動への協力

第3節 市の概況

1 自然的条件

(1) 地勢

本市は南に駿河湾（海岸線の長さ約 64 km）、北に南アルプスの 3,000m級高峰（間ノ岳 3,190m、塩見岳 3,047m、赤石岳 3,121m等）を擁し、首都圏と中京圏との中間、県のほぼ中央に位置し、北は長野県・山梨県に接し、東は富士市・富士宮市、西は焼津市・藤枝市・島田市・榛原郡川根本町に接している。

市域は、東西 50.62km、南北 83.10km で、総面積 1,411.93 km²のうち、約 76%が森林で占められている。市域の大部分は山間地であり、北部を南流する大井川の上流部、市域の中央部を南流する安倍川（流域面積 567 km²、流路延長約 51 km、平均勾配約 4.0%）及びその支流（中河内川、藁科川等）、長尾川を含む巴川（流域面積 105 km²、流路延長約 18 km、平均勾配約 0.3%）、蒲原地区の東側には沖積低地等の平坦地は僅かしかない。市域の総面積から森林面積を差し引いた可住地面積は 330.64 km²（約 23%）である。

豊かな自然環境に恵まれており、静岡地方気象台によれば気候は温暖で、年平均気温は平野部で 16.9℃、日照時間は 2151.5 時間となっている。日照時間の割に雨量が比較的多いが、雪は少なく穏やかな気候を特徴としている。

(2) 地形、地質

市域の大部分は、西南日本の外帯（太平洋側）に属する中生代白亜紀（約 1 億 3 千 5 百万年前）～新生代第三紀（約 6 千 5 百万年前）の堆積岩地帯（一部に火成岩を含む。）にあり、市域の一部はフォッサマグナ（大地溝帯）に属している。両者の境界は新潟県糸魚川

市～長野県松本市～山梨県韮崎市～静岡市葵区羽高を通る大規模断層である「糸魚川－静岡構造線（糸静線）」であり、糸魚川市～韮崎市付近までは今後も活動するおそれがある活断層であるが、韮崎市以南は活断層と認定されていない。

市域に分布する地層を形成年代の古い順に示す。

最北部山地を構成する白根層群	白亜紀後期の砂岩・泥岩互層、石灰岩、チャート、緑色岩
畑薙周辺山地を構成する寸又川層群	白亜紀後期の砂岩・泥岩互層
井川周辺山地を構成する犬居層群	白亜紀末～古第三紀初期の砂岩・泥岩互層
藁科川上流域山地を構成する三倉層群	古第三紀中期～新第三紀前期の塊状砂岩、黒色泥岩、砂岩・泥岩互層
安倍川上・中流域～藁科川中・下流域山地を構成する瀬戸川層群	古第三紀中期～新第三紀前期の砂岩・泥岩互層、砂岩、泥岩、石灰岩、チャート、緑色凝灰岩
十枚山～真富士山～竜爪山～賤機山を経て高草山～大崩海岸を構成する竜爪－高草山火山岩類	新第三紀前期の流紋岩、アルカリ玄武岩等

これらの諸層群のうち、竜爪山脈を構成する火山岩類は緻密・堅硬なために風化・浸食されにくい。その結果、竜爪山脈は安倍川水系の東方への拡大を阻む障壁となり、安倍川系砂礫の東方への運搬・堆積を妨げ、巴川低地、大谷川低地等の軟弱地盤を生み出した。

これらの諸層群で構成される山地の南（市域中央南端）には、主として第四紀前期（更新世（約 165 万年前～1 万年前））の浅海性泥層及び安倍川系礫層で構成された有度丘陵（根古屋層、久能山礫層、草薙泥層、小鹿礫層、国吉田礫層）があり、安倍川下流域に広がる静岡平野の主要部は第四紀後期（完新世（約 1 万年前～現代））の安倍川系礫層を主とする良質地盤であるが、周辺部にあたる大谷低地、巴川低地等は軟弱な第四紀後期（完新世）の砂泥層が卓越した不良地盤（層厚約 30m）となっており、防災対策の上から特段の配慮が必要である。

静岡・清水両平野の周縁部は、西からほぼ南北方向に帯状に配列する新第三系の竜爪アルカリ火山岩類、静岡層群、和田島層群、清見寺層群等からなる中起伏山地によって構成され、一方、洪積世の厚い砂礫層からなる有度山の丘陵が海側に孤立して、静岡平野、清水平野に二分している。

静岡平野の平坦部は、主として安倍川起源の砂礫層が厚く堆積し、安倍川扇状地と呼ばれている。一方、清水平野は巴川流域の低地、港湾周辺部の砂～砂礫質低地及び興津川流域の平野の三つに区分され、市域内の巴川低地は海拔 5 m 以下、平均勾配約 0.3% の低湿地が主で、表層部は有機質泥層からなっている。

清水港西岸には 2～10m の沿岸砂州・砂丘が形成され、西久保嶺付近には狭い台地、丘陵地が散在する。また、清水港を抱く三保砂礫洲は、典型的な分岐砂礫洲となっている。袖師から興津にいたる沿岸低地は海拔約 5 m 程度の砂礫洲からなっており、興津川に沿う平地は全体として砂礫質な地層から形成されている。

（3） 気候

本市は、南東側が駿河湾に面し太平洋に続いているため、黒潮の影響で暖かい海からの風（主に南よりの風）が入りやすい。また、冬を中心に吹く北西の季節風は、中央アルプ

ス等の中部山岳に遮られて風が弱まり晴れる日が多い。このため、平野部は全国的にみても大変温暖な気候である。一方、北部の山間部は標高も高く冬季には積雪もある寒冷な気候である。

本市の気候は、平年値でみると平均気温は平野部（静岡地方気象台）が 16.9℃で、山間部（井川）が 11.6℃となっており、平野部は同緯度の広島市・岡山市に比べても高く、おおむね松山市、佐賀市地域の暖かさである。また、山間部は東北の大船渡市、石巻市地域の気温である。

風は、静岡地方気象台によれば、平野部で年平均風速が 2.2m/s となっており、年間を通じて大きな変化はない。日中は南よりや西よりの風が多く、夜間や雨の日は北東の風が多い。風速は県内の浜松や御前崎など遠州灘沿いの地域に比べて約 1～3 m/s 弱く、一般に風速 1 m/s で体感的に 1℃程度違うといわれており、このことから静岡市平野部の温暖さがわかる。また、この地域の強風は、台風や日本海を通過する低気圧による南西風が多い。最近 10 年間では、最大風速は平成 30 年 10 月 1 日に 16.6m/s を観測したものが最も強く、これは台風に吹き込む南南西の風であった。また、最大瞬間風速は平成 24 年 6 月 19 日の 33.7m/s が最も強く、これは台風第 4 号に吹き込む南西の風であった。

降水量は、静岡地方気象台によれば、平野部で年間 2,300 mm 程度であり、晩春から初秋にかけて多く、冬季は少ない。最近は温暖化の影響もあり大雨と少雨が顕著に現れる傾向にある。山間部では井川や梅ヶ島など年間降水量が 3,000 mm 前後で、全国的にみても雨の多い地域といえる。平野部と山間部の降り方は異なることが多く、平成 12 年 9 月 11～12 日の台風第 14 号と秋雨前線の影響による降雨では、ほぼ一日で山間部では 500～600 mm、平野部では 150 mm 程度であった。

また、近年は局所的な集中豪雨により「都市型水害」が全国各地で発生しており、静岡市街地においても平成 15 年 7 月 3～4 日には時間降水量 113 mm（観測史上 1 位）、令和 4 年 9 月 23 日～24 日には時間降水量 107 mm、月最大 24 時間降水量 416.5mm（観測史上 1 位）、令和 6 年 8 月 27 日～30 日には、月最大 72 時間降水量 515.5 mm（観測史上 1 位）を記録し、広い範囲で浸水被害が発生した。

雪は、平野部では年に一、二度舞う程度であるが、山間部では時に積もることがあり、10～20 cm 程度の積雪を記録する年もある。

2 社会的条件

（1）人口

本市の人口は、令和 7 年 12 月末の住民基本台帳によると、667,503 人、329,277 世帯である。

（2）建物

令和 7 年 1 月 1 日現在の本市の建物棟数は、課税家屋総数は約 32 万 3 千棟（固定資産課税台帳登録数）で、この内およそ 7 割が木造家屋となっている。特に木造家屋の密集している地域は、横内、新通、安西、西豊田、中田及び田町地区などである。これら木造家屋の密集地域には、工場、事業所などが混在している箇所も多くあり、災害の危険性を助長している。

現在、本市には、デパート、映画館、旅館、遊技場等の不特定多数の人々が利用する施設（特定防火対象物）は、大小合わせて 5,924 か所（令和 7 年 3 月 31 日現在）あり、また、高さ 31m を超える建築物は 281 棟（令和 7 年 3 月 31 日現在）ある。

このような都市空間の高度利用を目的として、高層建築の発展とともに、地下の利用も促進され、いわゆる地下街といわれる街形態を形成している。地下街は毎日多数の人々が通路として利用し、又はショッピングに、飲食にと多様な目的をもって流入し、新たな都市型の危険要因を生み出している。

(3) 道路

本市内の道路は、高速自動車道3路線（東名高速道路、新東名高速道路、中部横断自動車道）約87km、直轄国道2路線（1号、52号）約81km、一般国道3路線（149号、150号、362号）約55km、県道35路線約465km、市道10,596路線約2,851km、総延長約3,539kmとなっている。

市内で交通量の多い道路は、国道1号（静岡駅前付近で約32,600台/日、清水区江尻大和付近で約18,700台/日）、国道150号（南安倍川橋付近で約35,600台/日、清水区駒越東町付近で約27,300台/日）、東名高速道路（清水IC～日本平久能山スマートICで約33,000台/日）、新東名高速道路（新清水JCT～新静岡ICで約54,300台/日）、中部横断自動車道（富沢IC～新清水JCTで約4,300台/日）である。

(4) 橋りょう

本市域の道路にかけられている橋りょうは、令和7年3月現在で2,611橋である。

(5) 鉄道

本市内を通る鉄道は、東海道新幹線、東海道本線（JR）及び私鉄の静岡鉄道・大井川鐵道である。県都である本市は、行政及び商業の中心として重要な位置を占めており、鉄道利用者の1日平均の乗客数は、JR静岡駅で約7.9万人、静岡鉄道新静岡駅で約1.4万人である。

第4節 予想される災害と地域

1 災害の種類

この計画において、災害とは暴風、竜巻、大雨、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地すべり等の自然現象によるものと、大規模な火災、爆発等の人為的原因により生ずるものをいう。

2 想定される災害の基準

災害の想定にあたっては、本市の気象、地形・地質、地理的条件、社会環境等を考慮し、過去に発生した災害を基準として想定する。

3 台風

市内に大きな被害を与えた台風は、主に9月から10月にかけて集中している。この時期は海面水温が高く、太平洋高気圧の勢力が盛夏よりもやや衰えるので、日本付近に強い台風が接近しやすい。

本市に接近する台風は、南西から北東方向に移動する経路をとることが多い。特に渥美半島から遠州灘に上陸して本市を縦断するコースを取る場合には、大雨と暴風により大規模な被害が発生することが多い。

日本付近に寒気がある場合には、台風が北上するにつれて衰弱することが多いが、場所によ

っては局地的な前線を形成して大雨になることがある。

日本付近に梅雨前線や秋雨前線がある場合には、台風が離れた位置にあっても暖かく湿った気流が流れ込んで大雨になることがある。

4 温帯低気圧

例年4月ころには、日本付近を通過する温帯低気圧が急速に発達する事例が多く、本市でも台風並みの暴風が吹くことがある。

例年2月から3月にかけては、本市の南岸を通過する温帯低気圧により、山間地を中心に降雪がある。場合によっては平野部でも降雪があり、交通の混乱を引き起こす可能性がある。

5 竜巻

竜巻は季節、地域を問わず発生している。台風や寒冷前線などを要因として、大気が著しく成層不安定な状態にあるときは、スーパーセル型積乱雲が発生して、この直下で発生することが多い。

本市では、昭和31年（1956年）9月10日に安倍川河口付近で竜巻が発生し、北北東方向に12kmほど移動した。これにより、死者2人、負傷者43人、全壊家屋33戸、半壊60戸の被害が発生している。

被害の特徴として、「激しい渦巻状の上昇気流を伴い、進路にあたる物体を巻き上げながら移動する」、「短時間で狭い範囲に被害が集中する」、「竜巻自体の移動スピードが速いと被害が大きくなる」ことがあげられる。いずれにしても、竜巻は予測が難しいうえに、瞬間的に大被害を与えるので、予防が困難である。

6 水害

市内の主要河川は、治水工事や放水路の建設等により、大河川における水害の危険は次第に少なくなっており、被害は、むしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。

都市部では、局地的な短時間強雨により雨水が排水できずに発生する内水氾濫にも注意が必要である。

しかし、災害はあくまで予期されない事態によって起こるものであり、大河川にあっても災害発生要素をもっており、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。

6～7月は梅雨前線活動の活発化により、大雨に見舞われることがある。また9～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

◇資料編8－3：過去に静岡市で発生した主な風水害・土砂災害

7 がけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害

本市の土砂災害は、初夏の梅雨時期と、秋の台風シーズンに多い。また山間地では集落の孤立に直結する災害であるため注意が必要となっている。

◇資料編8－3：過去に静岡市で発生した主な風水害・土砂災害

8 高潮、高波

駿河区石部から清水区蒲原までの海岸線にわたって、台風、低気圧による高潮、高波による災害が予想される。季節的には8月から10月にかけて台風の影響による高潮、高波が発生することがあり、11月下旬から3月にかけて海上を吹走する西風のため、高波が発生することがあ

る。

9 地震、津波

嘉永7年(1854年)に発生した安政の大地震程度(震源域駿河湾～遠州灘、M8、震度6以上)があった場合を想定する。

駿河湾から遠州灘にかけての海域に海洋プレート(フィリピン海プレート)と大陸プレート(ユーラシアプレート)の境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、海溝型の巨大地震とそれに伴う津波が繰り返し発生してきた。その発生の切迫性が指摘されている東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、1854年の安政東海地震発生後、170年以上の間大地震が発生しておらず、地震活動の空白域を構成している。

◇資料編8-4:過去に静岡県に被害を与えた大地震分布図

◇資料編8-5:過去に静岡市に被害を与えた地震

◇資料編8-6:安政東海地震の被害の概要

一方で、今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差をもって発生する可能性も考えられる。

内陸では、糸魚川-静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、本市周辺には富士川河口断層帯や伊豆半島の丹那断層等の活断層があり、また内陸直下型として、昭和10年(1935年)の静岡強震(M6.4)による被害も発生しており、静岡県中部を震源として発生する地震へも注意を払う必要がある。

近年に大被害を発生させた地震としては、昭和19年(1944年)の東南海地震(M7.9)がある。最近では、平成21年(2009年)8月に駿河湾を震源とするM6.5の地震が発生し、市内各区において震度5強の揺れを観測、平成23年(2011年)3月には東北地方太平洋沖地震(M9.0)や静岡県東部を震源とする地震(M6.4)が発生し市内各所において震度4の揺れを観測した。東北地方太平洋沖地震では、市内沿岸部において大津波警報が発表され、清水港において最大93cmの津波を観測した。幸い市内では大きな被害はなかったが、東北地方沿岸部では、津波による甚大な被害が発生した。市内でも、交通渋滞や日用品の買い占めによる品物不足など市民生活に影響が出た。

津波については、本市の駿河区石部から清水区蒲原までの海岸線で浸水被害が想定されている。静岡県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月に第4次地震被害想定(第一次報告)を発表した。この報告では、レベル1の地震・津波(発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波)と、レベル2の地震・津波(発生頻度は低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波)に分けて想定を行っている。レベル1の津波では市内の最大波高は8m、レベル2の津波では市内の最大波高は12mである。

本市に影響を及ぼす地震として、駿河トラフ、南海トラフ沿いを震源域とする地震が第一に挙げられる。これに加えて、神奈川県西部を震源域とする地震や国内で発生した地震をはじめ、南北アメリカ大陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。遠地津波は、地震の揺れを感じることなく襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し避難体制や防災体制を確立し、津波警報等が解除されるまで避難を継続することが重要である。

詳細は▼「地震対策編」及び「津波対策編」に記載する。

10 火山

富士山は、1707年の噴火後、300年以上噴火活動は見られないが、平成12年10月から平成13年5月にかけて、深部低周波地震が多発するなど活火山であることが再認識されたため、富士山火山防災対策協議会等により、富士山火山の広域防災対策の在り方が検討された。

令和3年3月に富士山火山防災対策協議会が公表した富士山ハザードマップ（改定版）により、溶岩流等の噴火現象による影響想定範囲が見直され、本市の一部地域が火山災害警戒地域（第6次避難対象エリア）に加わった。

なお、本市では富士山の噴火による溶岩流、融雪型火山泥流、降灰による被害が想定されており、噴火活動に起因する現象（危険性等は◇資料編8-2）と到達時間は以下のとおりである。

表 1-2 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア

避難対象	説明
影響想定範囲	火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流（◇資料編8-2）
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流（1時間以内）到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲
第3次避難対象エリア	溶岩流（1時間－3時間以内）到達範囲
第4次避難対象エリア	溶岩流（3時間－24時間）到達範囲
第5次避難対象エリア	溶岩流（24時間－7日間）到達範囲
第6次避難対象エリア	溶岩流（7日間－約57日間）到達範囲

◇資料編8-2：噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）

表 1-3 静岡市の噴火活動に起因する現象

現象	第6次避難対象エリア
溶岩流	＜到達範囲＞清水区蒲原地区の一部 ＜到達時間＞溶岩流（7日間－約57日間） なお、本市における溶岩流最短到達時間は、19日と10時間（富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書資料による。）
融雪型火山泥流	＜到達範囲＞富士川の堤外（市街地側には到達しない） ＜到達時間＞融雪型火山泥流（3～6時間以内）
降灰	＜到達範囲＞清水区の一部 ＜堆積深＞降灰（2～10cm）

11 原子力災害

静岡県内に中部電力浜岡原子力発電所がある。本市はこの発電所からおおむね北東から北北東方向に位置しており、発電所からの距離は駿河区西部の長田地区で40km程度、清水区東部の蒲原地区で70km程度である。

この発電所において万一過酷事故が発生し、放射性物質が大量に放出された場合、大気中に

放出された放射性物質を含んだ空気の一団が風下方向の広範囲に拡散する可能性があり、市内にも影響を与えることが予想される。

12 複合災害・連続災害

一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講ずることが必要である。

本市の場合、南海トラフの巨大地震など、大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。

また、過去には、宝永4年（1707年）10月28日に宝永地震（M8.6）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

13 道路事故

本市は関東と中京、近畿圏を結ぶ交通の要衝に位置し、新東名高速道路、東名高速道路、国道1号、国道150号といった幹線道路が平野部の東西を通っている。

本市では東西の市境が急峻な地形となっており、長大トンネルが多いため、この区間の事故は大きな災害に結びつきやすい。また、この区間で事故が発生した場合、代替の交通手段や迂回路が少ないことから、交通網に混乱を生じやすい。

14 船舶事故

本市の沖合海上は、清水港に出入りする船舶並びに市内各漁港に出入りする漁船が多いので、衝突又は座しょうによる遭難、火災、油流出等の災害が予想される。

15 沿岸排出油事故

清水港沿岸部には石油コンビナートがあり、コンビナートからの流出のほか、これに出入りする船舶による火災、油流出の災害が予想される。

16 鉄道事故

本市は関東と中京、近畿圏を結ぶ交通の要衝に位置し、東海道本線及び東海道新幹線はこれらの都市間輸送を担う幹線であることから、大事故があれば交通網に大きな混乱を与える。特に本市では、東西の市境が急峻な地形となっており、この区間の事故は大きな災害に結びつきやすい。

17 航空機事故

南アルプス等の山岳は気象変化が激しいので、この付近を低高度で飛行する回転翼機の事故に注意する必要がある。

また、本市上空には多くの航空路が設定されており、毎日多くの航空機が飛び交っている。航空機（特に旅客機）では、ひとたび事故が生じると、乗員・乗客のみならず、状況によっては地上にいる住民をも巻き込む大惨事となってしまう危険性がある。

18 大規模火災

本市の市街地には、木造家屋が密集しており、火災が発生すると短期間に広い範囲へ延焼す

るおそれがある。特に冬季は季節風による乾燥した西風が卓越するため、この時期の火災は注意が必要である。

19 爆発

石油コンビナート等特別防災区域に指定されている清水区には石油貯蔵タンク等危険物施設、高圧ガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。

近年、大規模小売店舗、ホテル、雑居ビル等の不特定多数の人々が滞留する建築物が増加し同時にそれらの建築物の高層化並びに大規模化が進んだため、これらの施設で火災が発生した場合には、消火の困難性とあいまって多数の人命が損なわれる危険性が高まっている。また、都市ガスやL Pガス等による大規模な爆発事故も発生している。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置に加え、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備について定める。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するとともに、国等と連携し、地域防災力の向上に努める。

近年、全国的に風水害が頻発化・激甚化しており、また、南海トラフ巨大地震などが今後想定されていることから、これらの災害リスクの更なる高まりに適切に備えるとともに、発災時には初動のスピードを重視した適切な対応により、被害を最小限にとどめることが重要である。

そのためには、危機管理の3原則である「初動全力」「最悪の事態の想定」「平時組織の有事組織化」ができる体制を整備するなど、市全体の災害対応力を強化する必要がある。

これらの考えを踏まえ、以下の対策を推進する。

- ・市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するとともに、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。
- ・市は、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市又は県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。
- ・市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- ・市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。
- ・市は、土砂災害による道路の途絶などにより、孤立集落が発生した場合において、救命救助、安否確認、電気・通信等のインフラ確保、支援物資等の供給などを迅速に実施するため、災害対策本部に位置付ける所掌事務に基づき、各部において連携・協力体制を構築する。
- ・市、県及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。
- ・市は、国や県等と連携し、災害対応業務のデジタル化を促進するとともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策に努める。

第1節 海岸・港湾・漁港等災害予防計画

[危機、福祉、衛生、こども、商工、農政、建築、建設、区、消防、下水、教育]

津波・高潮による災害の未然防止と軽減のため、国・県と協力し港湾、護岸・防潮堤等を整備す

るとともに、危険区域の実態を把握し、予防措置を講ずるよう検討し、監視警戒体制を確立するための計画を定め、被害防止に努める。

1 海岸保全

海岸管理者は、海岸地域を津波・高潮から防護するために海岸保全施設を整備促進し、被害防止に努める。

2 港湾・漁港保全

- ・港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。
- ・港湾・漁港管理者は、波除堤、係留杭等の施設を点検し、必要な整備を行うとともに、水路の確保、係留の安全性等を随時点検し、利用に対し必要な指示又は指導を行い、発災後の港湾・漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者等との協定の締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。
- ・港湾管理者は、官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防波堤等の耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。
- ・港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置する。
- ・港湾、漁港及び河川等に係留する船舶・漁船の所有者及び管理者は、津波・高潮による船舶の流出防止に努めるものとする。

3 貯木場

貯木場を利用する業者等は、津波・高潮の発生に際し、木材の流出による危害を防止するため、次の対策を講ずるものとする。

(1) 水面貯木場

- ア 係留は、常に強靱なロープを用い、係留杭又は係留施設へ強固に結索すること。
- イ いかだを構成する連結索等は強靱なものを用い、いかだの解体を防止すること。
- ウ 作業台等の流出防止を図ること。
- エ 沈木、未係留木材等をなくすため、点検を行うとともに必要な措置を講ずること。
- オ 十分な水路の確保に努めること。
- カ 係留索その他応急対策上必要な資機材を備えること。
- キ 流出木材の回収体制を確立すること。

(2) 陸上貯木場

- ア 積み方の改善等、防災上十分な検討を行い、有効な対策の実施に努める。
- イ 応急対策上、必要な資機材を備えること。
- ウ 貯木場内の整理整頓に努め、応急対策上必要な通路の確保に努めること。

4 監視体制の確立

波浪警報等を受信した場合は、高所監視カメラ等により潮位・波高を監視する。

また、地震による大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されたときに備えて、高所監視カメラや無人航空機（ドローン）等による海面状態の監視体制を確立する。

5 要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練実施

(1) 避難確保計画の作成・報告

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、津波災害警戒区域内において、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設（名称及び所在地）の管理者等は、津波発生時に施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画を作成し、市に報告する。

(2) 避難訓練の実施

津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画に定める避難訓練を行うとともに、その結果を市長に報告する。

また、市は避難確保計画の作成、避難訓練の実施について報告を受けたときは、当該施設の管理者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告を行う。

なお、当該施設の管理者やその他の従業者等は、避難確保計画に定める避難訓練に参加するとともに、訓練実施時には必要に応じ、当該施設の利用者に協力を求めるものとする。

6 市民等への周知・啓発

- ・市は、津波被害から市民の安全な避難行動を確保するため、津波に関する情報収集や、避難行動の方法、津波の到達範囲や到達時間、基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位）、避難施設などを示した津波ハザードマップを作成する。
- ・市は、津波ハザードマップの使い方などの理解を深めるため、地域住民への配布、市ホームページでの公開、公共施設での配架、住民説明会の開催などの周知・啓発活動を行う。

7 津波避難施設等の整備

市は、津波被害から市民の安全な避難行動を確保するため、津波避難タワーを整備するとともに、津波避難ビルを指定するなど、津波避難施設の確保を進める。

なお、津波避難施設等については、以下のとおりとする。

◇資料編 4－4：津波避難ビル一覧表

◇資料編 4－45：津波避難ビル標識等標識一覧

8 海岸陸閘・水門施設の整備

津波・高潮対策として、静岡県が港湾区域内に整備を進めている海岸陸閘（防潮扉）・水門について、施設の整備促進を要請するとともに、海岸陸閘（防潮堤）の津波警報発表時における緊急閉鎖、平時の施設管理等の実施体制について調整を行う。

本市が管理する陸閘等についても、緊急閉鎖、平時の施設管理等の実施体制について検討・調整する。

第2節 道路・橋りょう・鉄道災害予防計画

[建設]

1 道路・橋りょう

- ・道路管理者は、交通危険箇所の解消を図るため防災点検要対策事業を実施するとともに、日常的に道路パトロールを強化し、事前通行規制の実施など災害の未然防止を図る。なお、災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施する。
- ・道路管理者は、緊急輸送路、優先確保ルート（緊急輸送路が災害時に通行できない場合代替となりえる緊急輸送路を補完し、避難路としても有効な道路として本市が定めた道路）及び孤立予想集落に繋がる道路ネットワークは、災害時避難路として重要な機能を果たすため、拡幅等整備を促進し、さらに都市計画区域内においては都市の防災構造化計画による整備を実施する。
- ・道路管理者は、発災後の応急復旧に必要な資材の備蓄に努めるとともに、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業協会等との協定の締結に努めるものとする。
- ・県及び市は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、道路の途絶による被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋りょうの架け替え等の対策を推進する。

2 鉄道

東海旅客鉄道株式会社は、新幹線における重要施設の浸水被害軽減のため、必要な対策を講ずるものとする。

第3節 砂防・地すべり・がけ崩れ予防計画

[危機、観光・市民、環境、福祉、こども、農政、建築、建設、教育]

本市の地勢、地質、地盤、市街地の実態等を十分調査し、がけ崩れ等の危険が予想される箇所を把握するとともに、市民に公表し、避難体制づくり、土地所有者等に対する保安措置の指導、危険地域に存する家屋の移転奨励、崩壊防止工事の実施等、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、適切な予防措置に努める。

1 砂防事業等（国、県主体）

市域の多くを占める山間部は、その大部分が脆弱で急峻な構造であるため、大雨時には、しばしばがけ崩れ、地すべり等が発生しており、地震の際には大規模な崩壊を起こすおそれもある。このことから、土石流・地すべり・がけ崩れを防止するための砂防工事、及び保水率を向上し、山地を安定させるための植林事業及び保安林改良事業の積極的な促進を図る。

（1）砂防、地すべり対策事業

砂防法、地すべり等防止法に基づく事業の主体は国、県である。土石流や地すべりの被害から生命を守るため、区域の指定を行い、砂防堰堤や地すべり防止対策について、当該地域住民の協力を得て事業を促進する。

（2）林地改良事業

山地の崩壊防止、水源かん養等の保安林改良事業を推進し、併せて管理体制の強化を図るとともに、荒廃地の解消を目的とする人工造林事業の促進と乱伐の防止により、自然保護と調和した防災事業を強力に促進する。

2 急傾斜地崩壊対策事業（県・市主体）

急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。

（１） 急傾斜地崩壊対策事業

法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を促進する。

（２） 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。

3 土砂災害のソフト対策

（１） 土砂災害の警戒に関する情報等の伝達

ア 大雨による土砂災害発生危険性が高まった場合、市長は、住民が自主避難等の防災活動を適切に行えるように、気象警報や土砂災害警戒情報等を住民に伝達する。

イ 市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難情報を発表することを基本とする具体的な避難情報の発表基準を設定する。

ウ 市は、住民により適切な避難行動を促すため、住民に分かりやすい地域名として学区・地区を避難情報の発表単位とし、それらに含まれる土砂災害警戒区域等の世帯・人口を事前に整理するとともに、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」等を用い、危険度の高まっている学区・地区を絞り込んで避難情報を発表する。

エ 市は、インターネットで公表される最新の防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」、静岡県統合基盤地理情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。

オ 市は、収集した土砂災害発生などの現地状況に関する情報や土砂災害緊急情報（河道閉塞に起因する土石流、河道閉塞による湛水といった特に高度な技術を要する土砂災害については国、地すべりについては県が緊急調査を実施した結果、被害の想定される区域・時期の情報を市へ通知する。）について、県等の関係機関と共有することに努める。

（２） 土砂災害特別警戒区域における規制等

ア 県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。

イ 県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。

（３） 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備等

市は、土砂災害警戒区域において、次に掲げる事項について定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所等に関する事項

ウ 法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する

事項

- エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

なお、上記に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

オ 救助に関する事項

- カ ア～オに掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(4) 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

ア 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

イ 市長の指示権限と公表措置

市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

市長は、上記指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ 避難訓練の実施と報告

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

エ 市長による助言又は勧告

市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から避難確保計画又は避難訓練の報告を受けたときは、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

(5) 住民への周知

市長は、地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所等に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布、ウェブサイトによる土砂災害警戒区域マップ等の公開、その他の必要な措置を講ずる。

(6) 「土砂災害に対する防災訓練」の実施

市は県などと連携して「土砂災害に対する防災訓練」等を実施し警戒避難体制の強化を図る。

(7) 避難情報の発表及び解除

市長は、避難情報の発表及び解除をしようとする場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して、当該発表及び解除に関する事項について助言を求める。

(8) 災害発生土受入地の確保

土砂災害や浸水害等により発生した土砂やがれき等を円滑に処理するため、事前に国や県と連携し、受入候補地を選定・確保するとともに、民間事業者や関係団体等と協力協定を締結することで災害発生土の受入体制を整備する。

4 予防措置の指導

危険が予想される区域内の土地所有者、管理者又は占有者に対し維持管理の徹底と危険を及ぼすような施設の管理者に対し保安措置を講ずるよう行政指導を行う。

5 崩壊防止工事の実施

急傾斜地の崩壊から生命や財産を守ることは基本的に個人によるものであるが、対策にあたっては非常に困難を極めるところもあるため、市民の生命を守ることを目的とし、整備規程を設け県又は市が事業を実施する。

6 急傾斜地の崩壊を助長する行為

- (1) 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長すること
- (2) ため池、用水路その他の工作物の設置等を行うこと
- (3) のり切、切土、掘削又は盛土を行うこと
- (4) 立木竹の伐採
- (5) 木竹の滑下又は地引による搬出を行うこと
- (6) 土石の採取又は集積を行うこと

第4節 断水対策

[区、衛生、水道]

1 飲料水および生活用水の確保

(1) 水道施設の整備

- ・市は、大規模災害時に備え、取水施設から災害拠点病院、災害対策本部等が設置される公共施設、避難所等の重要施設までの線的耐震化を段階的に進めることで、災害時であっても安定して水を供給できる体制の確保に努める。
- ・市は、これまで整備してきた耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽、給水車を用い、市民への応急給水を行う。また、発生した災害の規模により関係機関からの応援が遅れることも想定し、大容量の水を貯留している配水池に給水栓を新たに整備する等、応急給水活動における代替性・多重性の確保に努める。

(2) 井戸等の活用

- ・大規模災害時の断水に伴い、不足するトイレや風呂等に使用する生活用水を確保するため、給水車による応急給水、雨水を一時的にためておく雨水貯留タンク、市や市民等が

所有する井戸水を地域住民に無償提供する災害時公共井戸や災害時協力井戸、雨水を一時的にためておく雨水貯留タンクの制度普及に努める。

2 関係機関との連携体制の構築

(1) 応急給水活動等に伴う関係機関との連携

災害発生時には、国や県、協定に基づき応急給水、応急復旧等の応援要請を行う日本水道協会や水道事業者、地元水道組合等との連携が非常に重要であることから、これらの関係機関等との連絡先を定期的に確認するとともに、応援者が応急給水や応急復旧を迅速・的確に行うことができるよう、作業分担、作業方針、情報連絡方法等について事前に定めておく。

(2) 自主防災組織との連携

給水拠点において円滑な応急給水を実施するため、平時から自主防災組織と耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽、給水タンク、配水池に整備した給水栓などの給水手段や使用方法を確認しておくなど、連携体制を構築する。

(3) 医療機関など重要施設との連携

断水時における医療活動を維持するため、救護病院や透析病院、医師会などの医療機関と定期的に開催される連絡会議において、応急給水体制に関する協議を継続的に実施する。

3 応急給水等に伴うマニュアル整備・訓練

(1) 応急給水・応急復旧に伴うマニュアル等の整備

災害時の初動体制を確立し、迅速かつ的確な応急給水・応急復旧活動を行うため、職員の配備体制、応急給水・応急復旧に伴う関係書類（給水拠点・給水対象施設位置図、配管図、各種マニュアル（応急給水、応急復旧、受援））などを整備する。

(2) 研修・訓練

災害時に迅速かつ的確に応急給水や応急復旧活動を行うため、平時からマニュアルに基づく職員の研修や訓練を行うことで、職員の意識や知識、技術の向上に努める。

なお、訓練は、職員の参集・配備、水道給水対策本部の設置・運営、被害状況の収集・伝達、水道施設の点検・緊急措置、関係機関への応援要請などに取り組む。

また、応急給水や応急復旧に係る関係機関、自主防災組織、医療機関等と定期的に研修・訓練を実施し、意識の共有を図る。

第5節 農林水産災害予防計画

[環境、農政]

農林水産防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、各基盤整備事業の推進と平行して災害予防の推進に努める。

また、農林水産施設の改修を実施し、施設の増強を図るとともに、関係団体と連携し、災害を未然に防止あるいは軽減するための計画とする。

1 農業対策

(1) 農作物に対する措置

気象情報に留意して、農業協同組合等と協力し、災害の防止措置並びに対策を指導する。
特に、海岸部等においては、潮水害及び潮風害の防止に留意しなければならない。

(2) 農業用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、災害を防止するための補強措置をとるよう農業者等に対する指導に努める。

(3) 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎について、災害を防止するための補強措置をとるよう畜産農家に対し指導するとともに、防疫（予防接種など）に努める。

なお、災害時に飼料が不足することのないよう、畜産農家に対し事前に十分確保するなど対策を講ずるよう指導に努める。

2 農業用施設対策

(1) 冠水防除対策

冠水による被害を未然に防止するため、用排水路等の整備及び改修等に努める。

(2) ため池

農業用ため池の決壊を防ぐため、気象情報に注意し十分な維持管理に努める。

(3) 農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに側溝及び法面の整備に努める。

(4) 農地保全

降雨等による急傾斜農地の土砂の流出や崩壊を防止するため、排水路及びこれに付帯する農道の整備に努める。

3 林業対策

(1) 森林・林業施設

ア 林道施設及び治山施設の災害を防止するため、これらの施設をあらかじめ調査し、補強を行う等の災害防止措置に努める。

イ 毎年度、治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と山地災害発生の未然防止を図る。

(2) 林野火災防止

ア 防火思想の普及、特に行楽期は、タバコの投げ捨て等の注意を促す。

イ 季節ごとに巡回・巡視を行う。

ウ その他、標識・ポスター等を掲出して、啓発に努める。

(3) 総合的な山地災害対策

県及び市は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

4 海岸保全事業

海岸法に基づき、海岸地域の農地を津波、高潮、波浪等の災害から防ぎよするため、堤防、

突堤、護岸等の新設並びに改修を行い、被害防止に努める。

第6節 盛土災害防除計画

[都市]

- ・ 県及び市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行う。
- ・ 県及び市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。
- ・ 市は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発表基準等の見直しが必要になった場合には、県に適切な助言や支援を求める。
- ・ 市は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、県が設置する「静岡県盛土等対策会議」の下部組織である地域部会において、県等の関係機関と連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行う。

第7節 都市の防災構造化計画

[都市、建築、建設、消防、下水、教育]

市民が居住する地域を災害に対し強い構造とするための構築物等の規制及び都市計画に関することを定め、災害に強いまちづくりを目指す。

- ・ 市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講ずることにより、災害に強いまちの形成を図る。
- ・ 市は、治水・防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。
- ・ 市は、平時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。
- ・ 県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連

携しつつ、無電柱化の促進を図る。

- ・ 県は、水循環保全条例の規定に基づき指定した「水源保全地域」内で土地取引や開発行為を行う際に事業者等から提出される届出書の情報について、知事、副知事及び関係部局長からなる「水循環保全本部」において定期的に共有し、事業者等への指導内容を判断するものとする。
- ・ 市及び県は、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。
- ・ 市及び県は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定等の復興事前準備に努めるものとする。

1 規制区域の指定

建築物の建築等の規制区域の指定は、防災都市建設の前提であり、防火地域等の指定を行うとともに災害予想区域の指定について検討し、その区域の適正化に努める。

2 耐震・耐火建築物の建築促進

都市の耐震化及び不燃化を促進するため、都市防災及び土地の合理的利用に寄与する耐震・耐火建築を普及させるよう関係機関と連携する。

3 市街地の土地利用

(1) 地域地区

都市計画法に基づく用途地域の定めにより、住宅、商店、工場等の土地利用の適切な誘導を図る。

(2) 防火地域及び準防火地域

市街地の安全性を高めるため、市民の協力を得て防火・準防火地域の拡大に努める。

4 公共建築物の耐震・耐火対策

公共建築物は、不特定多数の市民が訪れる施設であり、市民の安全を確保するための対策が必要であるため、速やかに非構造部材を含む耐震及び耐火建築物に改善するよう推進していく。

5 都市計画道路の整備

街路は災害時に緊急輸送路・避難路及び防火帯としての役割を果たす等、災害予防上重要な施設である。街路の被災により交通が途絶した場合には、救助活動、復旧作業及び市民の経済活動に重大な影響を及ぼすことから、この点に十分配慮して都市計画道路の整備を促進する。

6 都市施設の整備

学校、公園、緑地、広場等は街路とともに重要な防災施設であり、災害時には避難場所あるいは火災発生時の延焼・飛火を防ぐ防火帯となり、応急救助活動、物資集積の基地又はヘリポートとして利用できるよう整備を促進する。

(1) 学校施設

児童・生徒の安全確保はもとより、避難場所として活用するため、校舎及び体育館の耐

震化を推進する。

(2) 公園・緑地

防火拠点として重要な任務を担う公園緑地の整備を促進する。なお、設置については、近隣に居住する者が、容易に利用することができるよう適地に設置し、市民1人あたり10㎡以上の面積の確保に努める。

7 市街地の開発

密集した既成市街地の狭あいな街路を広げ、公園を設置し、併せて公共空間の確保と土地の合理的な高度利用を進め、市街地の防災・防火に対処する。

8 開発行為の規制

開発行為の許可に際しては、無秩序な開発による生活環境の悪化、がけ崩れ、溢水等の災害を防止するための措置や、よう壁の設置、排水施設の整備、空間地の確保等について防災上の観点から十分な対策をとるよう指導を行い、開発許可制度の的確な運用を図る。

9 道路・橋りょうの整備

応急復旧活動などに重要な機能を果たす道路・橋りょうの整備を推進する。

(1) 国道、県道

災害時の緊急輸送、避難、火災延焼防止等、幹線道路の防災上の機能を充実させるため、幹線交通体系の拡大を図るとともに、道路の拡幅・改良、無電柱化の実施に努める。

(2) 市道

災害に対する安全性、避難路としての機能の向上を図るため、有効幅員の拡大、無電柱化、舗装工事及び歩車道の分離を推進するとともに、狭あい道路の拡幅整備を促進する。

10 建築物の防災

建築物の安全を期するために、建築基準法（昭和25年法律第201号）又は消防法（昭和23年法律第186号）による建築物の検査及び指導を強化するとともに、防火地域、準防火地域等の各種指定区域内における建築物の規制及び特殊建築物、大規模建築物の構造制限による規制等により建築物の不燃化及び耐震化の促進と火災予防の徹底を図る。

(1) 建築指導行政の強化

建築基準法第12条に基づき、映画館等の特殊建築物の現場査察を実施し、構造上及び防火上欠陥のあるものに対しての行政指導体制を強化する。

(2) 特殊建築物の予防査察

消防法第4条及び同第16条の5に基づき、映画館、百貨店、ホテル、病院、キャバレー等の特殊建築物の現場査察を実施し、構造上及び防火上欠陥のあるものに対しての行政指導体制を強化する。

(3) 災害危険区域

建築基準法第39条に基づく災害危険区域内の規制又は指導を実施する。

11 市街地再開発

建築物と公共施設の一体的整備を図り、合理的な土地の高度利用及び都市機能の更新を目指し、市街地再開発事業の促進を図る。

12 都市型水害

都市部における集中豪雨等による災害は、広域的な市街地の浸水、準地下街等の地下空間の浸水、停電や電話の通信不調などのライフライン機能の低下、鉄道の不通や道路交通規制等による交通機能の混乱等、様々な分野で広範な被害を発生させ、都市機能の麻ひ状態をもたらす。このような事態に対処するため、「河川整備計画」や「流域水害対策計画」等を推進する。

13 復旧・復興のための地籍の明確化

復旧・復興時には、土地境界の確認が必要となるため、土地の境界を正確に復元できる地籍整備を推進する。

第8節 通信施設等整備計画

[危機、財政]

この計画は、静岡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）、区本部、地区支部並びに防災関係機関等との通信を明らかにするとともに、市の実施すべき事項及びこれに付随する関係機関等の協力事項を明記して、情報連絡に支障がないよう措置することを目的とする。

1 通信方法等

災害関係の予警報の受信伝達、情報の収集、指揮命令の伝達等において災害応急対策諸活動の基盤となる有線通信施設及び無線通信施設については、防災体制に合わせて整備するとともに、定期的な保守点検を実施する。また、必要に応じて機器の改善を図る。

市及び県は、通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

また、市、県及び防災関係機関は、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

（1）有線通信施設

有線通信施設は、次に掲げる該当事項について、必要な措置を講ずるものとする。

- ア 設置にあたっては、災害時に最も被害が少ない取付位置を選定する。（ロッカー、書棚等から適当な距離を保つ位置）
- イ 転倒が予想される機器は、壁面に固定させる。
- ウ 停電時に備え、予備電源を設置する。
- エ 不良箇所発見の場合は、直ちに修理を行い整備する。
- オ 作動状態、老朽状態等を常に監視して、常時使用可能な状態を保つよう整備する。

（2）無線通信施設

無線通信施設は、次に掲げる該当事項について必要な措置を講ずるものとする。

- ア 災害時には経験豊かな無線従事者を配置するものとする。
- イ 固定局、基地局は停電に備え、自家発電設備を設置し、常に作動可能な状態で保守管理するものとする。
- ウ 移動局は、局ごとに常時使用可能な状態を保つよう蓄電池の充電・点検を行う。

エ 送受信機、電源設備、空中線の点検及び清掃に配慮する。

2 通信系統

災害の発生若しくは発生するおそれがある場合における情報の収集又は伝達のための通信系統を明らかにしておく。

◇資料編 2－14：防災情報通信系統

3 通信手段

(1) 防災行政無線

◇資料編 3－1：同報無線（子局）設置場所一覧表

(2) 防災相互無線

◇資料編 3－3：防災相互無線一覧表

(3) 携帯電話

◇資料編 3－4：携帯電話設置場所一覧表

(4) 衛星携帯電話

◇資料編 3－5：衛星携帯電話設置場所一覧表

(5) N T T加入電話

4 被災者等への情報伝達手段の整備

- ・市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。
- ・市は、災害時に孤立が予想される地域について、地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制の確保を推進する。
- ・市、県、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、定期的な訓練等を通じて平時から連携体制を構築するなど、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

5 障がいのある方への情報伝達体制の整備

- ・市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。
- ・市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

第9節 火災予防計画

[環境、農政、消防]

建築物の高層化、特殊建築物の増加、都市構造の変化に伴う火災等、各種災害の予防及び防除に対処するため、市民をはじめ事業所等に対する適切な防災設備の設置指導及び防火思想の普及徹底

等を推進するとともに、警防計画の策定整備、施設及び人員等の消防力を整備・強化し、被害の軽減を図る。

1 消防体制の整備

(1) 災害出動計画の整備

大規模火災等に備えて、消防隊、救急隊等の出動を迅速かつ的確に行うよう「消防隊等災害出動計画」を整備する。

(2) 消防施設の整備

近年の社会経済の発展に伴い、社会環境は複雑多様化している。このため、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。

(3) 警防計画の整備

高層建築物、地下街、大工場、危険物大量保有事業所及び多数の者が出入りする施設等、大規模又は特殊な火災を発生させる危険のある指定対象物について実態調査し、「特殊消防対象物警防計画」を策定整備する。

(4) 消防職員及び消防団員の教育

市は、消防職員及び消防団員に高度な知識及び技術を習得させるため、消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施する。

(5) 消防団の活性化

災害の複雑多様化・大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。市は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、青年層・女性層の消防団への加入促進、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

(6) 緊急消防援助隊の受援体制

市は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努める。

(7) 通信手段の確保

市は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。

2 火災の予防対策

(1) 建物の不燃化等の指導

市は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会を捉えて建物の不燃化・難燃化を指導する。

(2) 査察体制の強化及び市民の防火意識の向上

火災予防関係法令の定めるところにより、消防対象物の関係者に対し査察指導を定期的かつ積極的に実施し、火災発生の防止、初期消火体制の確立、延焼拡大の防止、安全避難の確保等の充実を図り、広く市民の防火意識の向上並びに啓発を図る。

ア 消防用設備等の整備

市は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。

イ 防火管理体制の整備

市は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を開催し、防火管理者を育成するとともに、防火指導を強化し防火管理の徹底を図る。

ウ 防火対象物の火災予防

市は、多数の者が出入りする施設等に対し立入検査を行い、火災予防について指導するとともに、防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の防止を図る。

(3) 住宅防火対策の推進

市は、住宅火災による高齢者等の要配慮者に対する被害の発生の防止及び軽減を図るため、住宅用防災機器の設置を推進するとともに、寝具、衣類等に防災製品を使用するよう積極的に指導する。

(4) 防火思想の普及

定期的を実施する火災予防運動を積極的に展開するとともに、自治会、町内会、各種団体及び事業所等を対象とした防火講習会、講演会、防火訓練等を随時開催して防火思想の普及高揚に努める。

3 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関及び関係者等と協力して、林野火災対策の推進を図る。

(1) 事前の準備

ア 市及び県は、関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努めるものとする。

イ 気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること等に留意して備えを行う必要があることから、消防機関を始めとする市及び県は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。

(2) 防災知識の普及啓発

ア 市及び県は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることに鑑み、静岡県山火事予防運動等の機会や、ポスター、チラシ、広報紙、回覧、啓発物品、SNS 等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知を行うとともに、山火事予防運動期間中、県、市町を、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進するものとする。

その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。

イ 市及び県は、県の置かれた自然条件等についての住民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。

ウ 市及び県は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。

(3) 警戒の強化

ア 市及び県は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

イ 市及び県は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

(4) 消火活動関係

ア 消防機関は、林野火災を想定した消防体制や林野火災防ぎょ隊形図のほか、飛び火警戒を含めた要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。

イ 市又は県は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。

ウ 市及び県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進するものとする。

エ 林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、市は消防団について、消防局等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。

オ 市及び県は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

(5) 林野火災の予防指導

市は、林野所有者等に対し、火災予防条例に基づく届出及び火災警報発令中における火の使用制限等、林野火災の予防指導の徹底を図る。

(6) 火災防ぎょ体制の整備

市は、消防ヘリコプターによる災害対応拠点の確保や、消防団及び林野所有者等と連携した消防訓練及び研修会を実施するほか、消火資機材等の整備を行い地域の实情に即した防ぎょ体制の確立を図る。

第 10 節 防災関係施設及び設備の整備計画

[危機、福祉、農政、消防、水道、下水]

災害時において重要な役割を担う、庁舎、学校、生涯学習施設等の防災拠点施設は、地震、津波、風水害等に対し、業務継続の観点から、地域の实情に応じて必要な対策（耐震性の確保、津波浸水想定区域内からの移転等）を講ずる。

1 水防関係

水防活動が円滑かつ迅速に実施できるよう水防倉庫を適正に配置し、併せて実施に必要な資機材を確保する。

また、雨量観測網の拡充にも努める。

(1) 水防倉庫

主要河川の沿岸その他重要な水防区域、危険箇所等の適地に水防倉庫を設置し、水防活動に必要な杭、土のう、スコップ、掛矢等の水防資機材を確保するとともに、毎年、資機

材の補充及び点検整備を実施する。

(2) 水防拠点施設

主要河川に配備された水防団の各分団（安倍川第1～第5分団、長尾川分団、足久保川分団、丸子川分団、藁科川分団）の拠点活動施設を設置し、水防活動を円滑に行えるよう備える。

(3) 雨量計設置箇所

雨量計を消防庁舎へ設置し、雨量情報を収集する。なお、設置機種は転倒ます型自記雨量計とする。

2 消防関係

多様化・特殊化する災害に対処するため、消防署所、消防車両、消防水利、消防通信施設、救助用資機材等の整備を含めた総合的な消防力の充実強化を行い、災害の予防、被害の拡大防止、救助救出活動等、実戦能力の高い消防体制の整備を積極的に図る。

(1) 消防署所の整備

消防署所の耐震・不燃化を推進するとともに、都市化の進展に対応した消防署所の整備充実を実施する。

(2) 消防車両の整備

消火、救急、救助、特殊災害対策用車両等の配備や装備の高度化を図り、消防活動の効果的運用と円滑化を推進する。

(3) 消防水利の整備

消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき整備する消防水利のうち、防火水槽及び防火井戸は耐震構造とし、計画的に整備を進める。

(4) 消防通信施設の整備

指揮、命令、情報交換等、連絡系統の充実を図り、消防活動の円滑化を推進するため、高度情報化に対応した通信施設の整備を推進する。

(5) 救助用資機材の整備

自然災害はもとより、危険物、ガス、放射性物質等に起因する都市型災害にも対応できる各種資機材の整備を図る。

3 避難関係

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保されるまで一時的に避難する指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び避難者が一定期間避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知する。

(1) 避難場所

「地震」「津波」「風水害」「大規模な火事」ごとに当該災害の危険から逃れるための場所を選定する。

ア 広域避難地（地震・大規模火災等緊急避難場所）

地震後に発生するおそれのある大規模火災等から住民の生命を守るため、周辺の一次避難地から2～3kmの距離にある10ha程度の広さを有する公園・緑地を選定する（一次避難地を兼ねる）。

◇資料編4－1：地震・大規模火災等緊急避難場所（広域避難地）及び地震緊急避難場所（一次避難地）一覧表

イ 一次避難地（地震緊急避難場所）

地震に対し、安全な公園、広場等を対象とし、おおむね2㎡あたり1名とし、50名以上受入可能な場所を選定する（広域避難地を兼ねる場合がある）。

ウ 津波避難場所（津波緊急避難場所）

津波から一時的に避難することができる場所である。①津波から安全な区域内にある場所（高台など）、②浸水区域内にある安全な施設・場所（津波避難ビルなど）を指定する。

特に津波避難ビル・津波避難タワーについては、次の(ア)～(エ)の全てを満たす施設とする。

(ア) 避難者等を受け入れる適切な規模がある。

(イ) 津波により支障のある事態を生じない構造をしている。

(ウ) （歩道橋などにおいて）耐震性がある。

(エ) 津波の基準水位以上の高さに避難スペースが配置され、そこまでの避難上有効な階段等がある。

◇資料編4-2：津波緊急避難場所一覧表

◇資料編4-3：津波避難タワー・命山一覧表

◇資料編4-4：津波避難ビル一覧表

エ 風水害緊急避難場所等

大雨や台風等により洪水、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）、内水氾濫の危険性が高まった場合に生命を守るため一時的に避難する場所を指定する。また、市は、車両の水没等を防ぐことを目的とした駐車場の確保に努める。

◇資料編4-5：風水害緊急避難場所一覧表

◇資料編4-6：水害時緊急避難駐車場一覧表

(2) 避難所（指定避難所）

災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活の場所として指定する。

指定にあたっては、災害に対し安全な建物で生活関連物資を被災者等に配付することができる場所を基本とし、避難者1人あたりの面積がおおむね3.5㎡以上あり、100名以上受入可能な施設とする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、防災拠点等へ再生可能エネルギー等設備を整備するよう努める。

◇資料編4-8：指定避難所一覧表

(3) 福祉避難所

避難生活者のうち、多くの一般避難者と一緒に避難生活を送ることが困難な障がいのある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者のために、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、人的要員の確保が比較的容易である社会福祉施設等を、あらかじめ福祉避難所として指定する。

◇資料編4-9：指定避難所（福祉避難所）一覧表

(4) 幹線避難路

幹線避難路は、住民を安全迅速に一次避難地から広域避難地へ避難させる道路等であり、指定要件はおおむね次のとおりである。

ア 広域避難地に通じる幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道であること

イ 相互に交差しないこと

ウ 火災・建物の倒壊等危険の少ない路線であること

なお、一次避難地までの経路は、住民の任意の判断又は自主防災組織ごとに定める。

◇資料編 4-19：幹線避難路

(5) 帰宅困難者等一時滞在施設

災害時に帰宅が困難となった人等の一時滞在のために、事業者の協力が得られる民間施設等を、帰宅困難者等一時滞在施設としてあらかじめ指定する。

◇資料編 4-10：帰宅困難者等一時滞在施設一覧表

4 上下水道関係

市は、市民の日常生活に直結する上下水道が、災害時においても給水機能及び排水機能を確保できるよう、上水道と下水道の一体的な整備に努める。

(1) 上水道施設

市は、災害時においても最低限の給水機能を確保するため、取水場、浄水施設、管路等の主要な施設について、災害拠点病院、災害対策本部等が設置される公共施設、避難所等の重要施設までの線的耐震化を進めるとともに、施設の補強並びに防護施設及び非常用の補助動力施設の整備に努める。

ア 上水道の主要施設については、地質及び地盤の状況を調査し、整備補強を実施していく。

イ 必要な取水及び配水施設については、災害時における給水能力を確保するため、自家発電装置等の予備動力の設置を推進する。

ウ 取水・浄水作業については、各機器の整備点検を徹底し、特に取水ポンプ、送水ポンプの注油及び電気配線経路の保守点検等に留意する。

(2) 下水道施設

市は、災害時においても下水処理機能及び排水機能を確保するため、管きょ、ポンプ場、浄化センター等（以下「下水道」という。）の主要な施設について、災害拠点病院、災害対策本部等が設置される公共施設、避難所等の重要施設までの線的耐震化を進めるとともに、施設の改善及び整備に努める。

また、実災害や気候変動を踏まえ、排水施設の整備水準を引き上げることで、浸水リスクの高い地域における浸水対策を推進する。

ア ハード面の整備

(ア) ポンプ場、浄化センターの特殊性から災害における施設の損壊や停電等による処理場の運転停止を防止するため、施設の耐震化や浸水防止対策の改善を図るとともに、電気（自家発電設備を含む。）及び機械設備の保守点検に万全を期する。

(イ) 管きょについては、損壊や溢水を防止するため、耐震化を推進するとともに、清掃及び保守点検に努める。

イ ソフト面の整備

(ア) 災害時に備え、下水道の巡視体制を整える。なお、特に重要な幹線（緊急輸送路、鉄道横断管路、防災拠点施設へのアクセス路等）下の下水道施設を優先的に把握する。

(イ) 災害時に必要な資器材を整備し、応急措置の手順等を整えるとともに他の自治体及び民間との協力体制を整える。

(ウ) 下水道の破損箇所の把握等、災害時における情報収集・伝達手段を整備する。

(エ) 災害時に対応できる組織・体制を確立する。

5 農業集落排水処理施設

災害時における排水機能並びに下水処理機能の確保を図るため、農業集落排水処理施設及び管きょ施設の改善整備に努める。

- ・災害時における停電等による排水施設の運転停止が予測されるため、電気及び機械設備の保守点検に努める。
- ・管きょについては、溢水を防止するため、清掃及び保守点検に努める。

第 11 節 危険物施設保安計画

[消防]

市内における危険物製造所等の現状を把握して、災害時における危険物の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図る。

1 施設の現況

危険物製造所等の施設現況は、次のとおりである。

表 2-1 危険物製造所等施設現況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

種別	施設数
1 製造所	3 7
2 貯蔵所 (タンク)	屋内 3 5 8
	屋外 5 6
	屋外 3 0 2
	屋内 8 3
	地下 2 2 9
	簡易 1
	移動 4 2 2
3 取扱所	給油 2 9 7
	第 1 種販売 6
	第 2 種販売 0
	移送 5
	一般 2 4 4

2 保安の確保

- ・消防局及び消防署は、それぞれ製造所、事業所、販売所、貯蔵所等諸施設に対する安全度並びに消費場所における取扱いの適否を検査するため、毎年定期的に立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導又は取締りを行う。
- ・消防局及び消防署は、危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改

修等の指導を強化する。

- ・ 消防局及び消防署は、自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- ・ 消防局及び消防署は、石油コンビナート等特別防災区域における、特定屋外タンク及び準特定屋外タンクの早期新基準適合を指導する。
- ・ 消防局及び消防署は、化学消防資機材等の整備を推進する。

3 保安教育

消防局及び消防署は、危険物施設の従業員等に対し、保安に必要な教育を実施する。また、防災に関する諸活動が円滑に運営され、応急対策が完全に遂行されるよう、随時パンフレット等を発行し、講演会等を開催するなど、保安意識の高揚を図る。

4 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続

- ・ 指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いは、市町村長等の許可を受けて設置された製造所、貯蔵所又は取扱所以外の場所で行ってはならないことが消防法第 10 条第 1 項に定められているが、同条第 1 項ただし書において、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10 日以内の期間に仮に貯蔵し、又は取り扱うことができるとされている。
- ・ 消防局及び消防署は、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いが円滑かつ適切に行われることを目的として、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続について」（平成 25 年 10 月 3 日付け消防災第 364 号消防庁国民保護・防災部防災課長、消防危第 171 号消防庁危険物保安室長）及び「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続等に関する運用について」（平成 25 年 2 月 13 日付け 25 静消消予第 2352 号）に基づき安全対策等を指導する。

第 12 節 防災知識の普及計画

〔総務、危機、観光・市民、福祉、建築、建設、区、下水、教育、消防〕

市は、災害時における的確な判断力の向上、併せて防災上必要な知識及び技術の向上を図るため、災害対策関係職員はもとより、広く市民に対する防災講習会、研修会、講演会等を開催し、防災知識の普及に努めるとともに、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行う。

- ・ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。
- ・ 多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図る。
- ・ 防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
- ・ 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点からの防災知識の普及及び防災対策を推進する。
- ・ 家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

1 防災知識の普及の方法

- (1) 市民及び職員に対する防災教育

気象災害や水防の基礎知識、市の防災体制、災害救助措置等について研修会、講習会等を適宜開催し、災害時における適切な判断力と行動力の養成及び防災上必要な知識並びに技術の向上を図る。市は、専門家（風水害にあつては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 防災講習会

市民及び職員を対象とし、防災に関する講習会を適宜開催する。

イ 研修会

災害対策関係法令その他の防災関係法令の説明、研究会等を行い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、土木、水防、建築その他防災技術の習得を図る。

ウ 検討会

防災訓練と併せて検討会を開催し、災害時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

エ 見学及び現地調査

防災関係施設、防災関係機関等の見学及び危険地域等の現地の調査と対策の検討を行う。

オ 防災教育施設の活用

静岡市治水交流資料館「かわなび」により、本市に甚大な被害をもたらした昭和49年七夕豪雨の教訓や治水対策事業の重要性を伝え、市民の防災意識を向上することで、災害に強いまちづくりの推進を図る。

カ 広報活動

市民に対しては、広報紙、ウェブサイト、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて適宜広報するとともに、災害の原因、予防、応急対策その他必要事項をまとめた防災活動の手引き書、パンフレット等を作成並びに配布し、防災知識の普及を図る。

キ 防災週間、津波旬間、水防月間、津波防災の日、火山防災の日等を通じ、自主防災組織等の協力を得て、座談会、映画会、研修会、スライド、講演会等を積極的に開催し、防災知識の周知徹底を図る。

(2) 学校教育における防災教育

ア 学習指導

教育課程の中に災害の種類、原因実態、その対策等と防災関係の事項として習得する。

イ 防災訓練及び実習

災害発生を想定し、地域と連携した訓練を行い、防災意識を高める。

ウ 話し合い学習

カリキュラムに「防災についての話し合い学習」を組み入れ、講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材とした話し合い学習を行う。

エ 見学

防災関係機関、施設、防災展等の見学を行う。

オ 印刷物

防災関係資料等を収集してパンフレットを作成及び配布するとともに、機関紙等に関係記事を掲載する。

カ その他

学校において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

2 普及すべき内容

市は、防災知識の普及にあたっては、周知徹底を図る事項を重点的に普及する。

普及事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 防災気象に関する知識
- (2) 防災の一般的知識
- (3) 地域防災計画の概要
- (4) 自主防災組織、災害ボランティアの意義
- (5) 災害危険箇所に関する知識
 - ア 浸水想定区域
 - イ 土砂災害警戒区域、山地災害危険地区
 - ウ 高潮による危険箇所など
- (6) 災害時の心得
 - ア 災害情報等の聴取方法
 - イ 停電時の心構え
 - ウ 早期避難の重要性、避難場所・避難路等の事前確認の徹底
 - (ア) 避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - (イ) 安全な親戚・知人宅や地域集会所・職場・ホテル・旅館等の避難先、避難経路等の確認
 - (ウ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - エ 家庭や事業所における、食料、飲料水、携帯トイレ、日用品、医薬品等の生活必需品の備蓄（飲料水・食料については最低7日分）
 - オ 避難所の適正な運営
 - (ア) 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底
 - カ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等
 - (ア) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動
- (7) 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え
- (8) 要配慮者及び男女双方の視点の違いへの配慮
- (9) 家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮
- (10) ハザードマップ、避難行動計画(タイムライン)など

3 その他

- ・市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

- ・市は、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第13節 住民の避難誘導体制

[危機、福祉、衛生、こども、区、教育]

市は、自主避難の呼びかけを行うほか、必要に応じ避難の指示を行い、住民の迅速かつ円滑な避難を実現する。

加えて、高齢化の進行等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難の判断基準等を定めるよう努める。

1 避難誘導体制の概要

(1) マニュアルの作成

市は、避難の指示について、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）作成）等を参考に河川管理者や水防管理者等の協力を得つつ、浸水害、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした「避難情報判断・伝達マニュアル」を作成する。その際、安全な場所にいる人まで避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発表対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

(2) 避難所及び避難場所の指定

ア 住民への周知と多様な情報伝達手段の確保

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全を確保するための避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所等を地域の特性に応じてあらかじめ指定し、平時から、避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について住民への周知徹底に努める。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、情報伝達手段の確保に努める。

イ 災害種別に応じた避難場所等の周知

避難場所は、災害種別に応じて指定していること及び避難の際には、発生するおそれのある災害に適した避難場所を避難先として選択することについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に避難場所と避難所が相互に兼ねる場合、特定の災害においては、当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

ウ 避難所の整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる施設を避難所として指定し、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努める。

(ア) 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者

等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であつて、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

(イ) 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(ウ) 市は、避難所の施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に加え、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。特に、トイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、感染症対策について、平時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備えた避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(3) 避難所以外の避難者の支援

ア 避難所外避難者の状況把握と個人情報の管理

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

イ 在宅避難者等への支援方策

市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、地区支部において在宅避難者等の支援を行う等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

ウ 車中泊避難者への支援方策

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(4) 福祉避難所の整備

ア 福祉避難所の指定及び周知

市は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、配慮すべき特性に応じた社会福祉施設等を福祉避難所として定め、公示する。また、福祉避難所について、受入を想

定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するよう努める。

イ 直接避難を可能とする調整等

市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

ウ マニュアルの整備と訓練の実施

市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「静岡市福祉避難所の設置運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するよう努める。

エ 要配慮者支援策の周知

市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、自主防災組織、関係団体、要配慮者等に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的等を周知するよう努める。

オ 必要資材と人材確保のための事前調整

市は、災害時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で覚書を交わす等、事前の調整に努める。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

(5) 防災気象情報の提供

国及び県は、避難情報の発表基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

(6) 避難情報等と住民の安全確保措置

ア 避難情報と安全確保措置の周知徹底

市が発表等する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発表されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発する。周知啓発に資するため、市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努める。

イ 避難の考え方の周知

避難情報が発表された場合の安全確保措置としては、避難場所、安全な親戚・知人宅、地域集会所、ホテル・旅館等への避難（立退き避難）を基本とする。ただし、「避難」とは、「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、避難行動判定フローなども活用し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

ウ 高齢者等への避難行動の理解促進

「屋内安全確保」は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に

努める。また、市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー・指定特定相談支援事業所等）の連携により、高齢者、障がいのある人等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

エ 地震災害時の安全確保

地震災害発生時においては、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により避難が必要となる場合がある。

このため、市及び県は適切な措置を講じ、市民等の生命及び身体の安全確保に努める。

オ 住民による主体的行動

住民は避難情報が発表されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加に努める。

カ 避難行動計画（マイ・タイムライン）等の普及促進

市は、住民が平時から地域の災害リスクととるべき行動を確認し、緊急時に最適な避難行動をとることができるよう、県と連携・協力し、「わたしの避難計画」や避難行動計画（マイ・タイムライン）の普及に努める。

キ 感染症等に備えた関係機関との連携

保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における濃厚接触者や患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等の被災に備えて、平時から、市及び県の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うなど、自宅療養者等の災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）について調整し、防災担当部局と連携して対応するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

表 2-2 避難情報と住民の安全確保措置

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動
警戒レベル 1	早期注意情報（警報級の可能性）※1 （気象庁が発表）		・ 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル 2	大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていない）	・ 氾濫注意情報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度	・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動
	いもの) (気象庁が発表)	分布)(注意)	
警戒レベル 3	高齢者等避難 (市長が発表)	・ 氾濫警戒情報 ・ 洪水警報 ・ 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒) ・ 大雨警報(土砂災害) ・ 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(警戒) ・ 高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)※2	危険な場所から高齢者等避難 ・ 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル 4	避難指示 (市長が発表)	・ 氾濫危険情報 ・ 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(危険) ・ 土砂災害警戒情報 ・ 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(危険) ・ 高潮特別警報※3 ・ 高潮警報※3	危険な場所から全員避難 ・ 安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・ 避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル 5	緊急安全確保 (市長が発表)	・ 氾濫発生情報 ・ (大雨特別警報(浸水害))※4 ・ (大雨特別警報(土砂災害))※4 ・ 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(災害切迫) ・ 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(災害切迫)	命の危険直ちに安全確保 ・ 避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動
		・ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫） ・ 高潮氾濫発生情報※ 5	

注 1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発表せず、基本的には「避難指示」のみ発表する。

注 2 市長は、住民に対して避難情報を発表するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発表する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発表に努める。

注 3 市長が発表する避難情報は、市が総合的に判断して発表するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発表しないことがある。

注 4 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注 5 ※ 1 について、「早期注意情報（警報級の可能性）」は、5 日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、中部など）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（静岡県）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。

注 6 ※ 2 について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当する。

注 7 ※ 3 の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、また、高潮特別警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表されるため、両方が警戒レベル 4 相当情報に位置付けられている。

注 8 ※ 4 の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル 5 相当情報〔洪水〕や警戒レベル 5 相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市長は警戒レベル 5 の緊急安全確保の発表基準としては用いない。

注 9 ※ 5 の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

（7）訓練の実施等

市は、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずる。なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

(8) 避難誘導体制の整備

市は、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平時より情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導等の支援体制の整備に努める。

市は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮する。

第 14 節 防災訓練計画

- ・市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に適時適切な応急対策が実施できるよう、初動体制の確立と防災関係機関との有機的な連携の形成、防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施、過去の災害対応の教訓の共有を行う。
- ・市は、訓練を通じて課題を明らかにし、改善を重ねることで災害対応力を強化する。
- ・市は、県及び関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定した上で、災害対応を時系列で整理した詳細な防災行動計画(タイムライン)を作成し、状況変化に応じ同計画を柔軟に変更することで、臨機応変な対応ができるよう努める。
- ・市は、災害時に効果的に活用できるよう、平時から職員に対し訓練や研修を行う。
- ・関係機関や民間事業者等との協定締結などによる連携強化については、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等を確認することにより、実効性の確保に努める。

1 訓練のねらい

災害発生時には、特に、初動時の限られた情報の中での決断や臨機応変な対応が重要であるため、実災害において的確な災害対応ができるよう、事前の想定を示さない実践的な訓練を実施する。

特に、南海トラフ巨大地震など、大規模災害発生時の初動の対応水準を向上させ、その後の災害対応を底上げするため、発災直後の被害状況や現地情報を想定した訓練を実施する。

2 訓練の内容

(1) 総合防災訓練・地域防災訓練・津波避難訓練

南海トラフ巨大地震や津波、近年、頻発化・激甚化する風水害などの災害リスクに適切に備えるため、9月1日の「防災の日」、12月の第1日曜日の「地域防災の日」、3月の津波対策推進旬間(3月11日前後の10日間)に合わせ防災訓練を実施することで、市や関係機関等の災害対応力の強化に取り組む。

なお、災害の種別に応じ、以下の訓練を実施する。

ア 情報伝達・参集訓練

- ・初動全力の体制を整備するため、全職員が災害情報を確認するとともに、配備基準に基づき迅速に参集する。

イ 本部会運営訓練

- ・大規模災害発生直後の混沌とした状況下において、速やかな災害対応方針の決定や適時適切な災害対応を行うため、被害情報や現地情報を想定した上で、災害対応リ

ストに基づき実施すべき対応を確認する。

- ・気象情報や被害情報等を迅速に収集・共有するとともに、初動時の限られた情報下において、被害の全体像を想定した応急対策の立案や突発的事象への緊急対応など、臨機応変な災害対応ができるよう訓練を実施する。

ウ 避難所運営訓練

- ・災害時において、避難者の支援を行うとともに、生活環境を確保するため、避難所の開設、避難者の受付、情報収集・伝達、物資の要請・供給、衛生管理等の訓練を実施する。

エ 自主防災組織の防災訓練

- ・地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、災害時に地域の被害を最小限にするため、各地域の自主防災組織が主体となり、救命救助、安否確認、避難所の運営、避難場所の確認など、地域の実情に合わせた訓練や研修会等を実施することで、地域防災力の向上を図る。なお、訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう努めるものとする。

オ その他の訓練

(ア) 遺体措置訓練

大規模災害時には、多数の死者が発生することが予想されることから、遺体を適切に措置するため、市や警察、医療機関等が連携した訓練を行う。

(イ) 災害ボランティア本部等立ち上げ及び運営訓練

災害時の円滑かつ効果的なボランティア活動を推進するため、市、(福) 静岡市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等が連携・協力し、災害ボランティア本部の立ち上げ及び運営訓練を実施する。

(ウ) 医療関係機関等との訓練

災害時において効果的・効率的な救急活動を行うため、市、医療関係機関等が連携・協力し、重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）、救命活動、救急搬送等の訓練を実施する。

3 防災訓練実施後の振り返り

市及び自主防災組織等は、訓練を通じて明らかになった課題や問題点を洗い出すとともに、常に改善を重ねることで災害対応力の向上を図るものとする。

4 訓練時における交通規制

(1) 警察署との事前協議等

防災訓練の責任者は、訓練の実施に伴い道路の使用や交通規制を要すると認められる場合、おおむね1か月前までに、訓練地を管轄する警察署と訓練の内容や道路の使用等について事前に協議する。

(2) 県警察による交通規制

県警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で道路交通法に基づく交通規制を実施することができる。

第 15 節 物資及び資機材の備蓄と調達先の確保

[危機、財政、福祉、衛生、保健所、区]

- ・市は、災害応急対策又は災害復旧のために必要な物資及び資機材を計画的に備蓄するとともに、災害時に効果的に活用できるよう常に整備・点検を行う。
- ・県及び市は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。
- ・市は、災害の種類、避難の状況、備蓄物資の種類などを踏まえ、災害時において被災者に速やかに必要な物資が提供できるよう、庁内における支援物資の受入れ等に関する役割分担を明確にするとともに、備蓄の活用に関する基準等を定める。
- ・市は、災害時に物資及び資機材を円滑に確保できるよう、平時から民間事業者と協力協定を締結するなど、民間事業者との連携・協力体制を強化することで物資の確保に努める。
- ・市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B－P L o）を用いて備蓄状況を確認するとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

1 物資の備蓄

- ・市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄し、これらの物資の備蓄状況について、広く市民に公表する。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（原則5日間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すように努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもに配慮する。
- ・県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、トイレカーやキッチンカー等の市町の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。
- ・市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努める。

2 協定による物資の確保

- ・災害時には年齢、性別、身体状況、被災状況などにより、様々な物資の需要が発生する。これらの需要に対応するためには、民間事業者の協力が不可欠であることから、物資供給協定を締結して円滑な物資の確保に努める。
- ・災害時の応急対策は、短時間で大量の作業を行う必要がある。作業効率を上げるためには、

必要なとき、必要な場所に必要な種類の資機材が必要な量だけ揃っていることが重要なことから、民間事業者と資機材供給協定を締結して円滑な確保に努める。

- ・災害時に緊急に調達するものについては、取扱業者又は建設業者、調達方法等を明確にしておく。
- ・市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。

3 応急対策用資機材の点検等

応急対策及び応急復旧用資機材のうち、備蓄されているものについては、常時点検・整備しておく。

4 調達・輸送手段の整備

- ・市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。
- ・特に、交通の途絶により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ヘリコプターや無人航空機等の輸送手段を確保するものとする。

5 新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）の活用

- ・市は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。

第 16 節 自主防災組織の体制強化

[危機、観光・市民、区]

大規模災害時には、行政による公助はもとより、自主防災組織をはじめとした地域の多様な防災組織が連携して行う防災活動である共助なくして、被害の軽減を図ることは困難である。特に自主防災組織は、災害時に地域の被害を最小限にするため、救出救助、安否確認、被害情報の収集・提供を行うなど、極めて重要な役割を担っている。

- ・市は、自治会・町内会が災害時に適切な地域防災活動ができるよう、自主防災組織の体制強化を図り、地域防災力の向上を図る必要がある。
- ・市は、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 自主防災組織の概要

(1) 組織

全ての自主防災組織が災害時に一定水準以上の災害対応力が発揮できるよう、組織体制を強化する必要がある。

このため、自主防災組織は災害時に適切な防災活動ができるよう、平時から防災知識の普及や訓練等に努めるものとする。

また、市及び県は、自主防災組織の体制強化が図られるよう、D Xを活用した労力の負担軽減策や防災資機材等の整備に係る助成など、必要な支援を行う。

このほか、防災活動において多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう助言・支援等に努める。

(2) 編成

本部組織として、連絡情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、生活班等を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる役員を置く。

(3) 活動内容

ア 平時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。

イ 災害時の活動

地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立ち上げ、在宅避難者の支援等を行う。

2 自主防災組織への支援

市は、自主防災組織のニーズを捉え、地域の実情に応じた組織づくり、防災訓練の企画・立案、防災資機材等の整備などを支援する。

3 研修会等の開催

市は、自主防災組織に対し、災害備蓄の在り方や災害リスクへの備えなど防災知識の普及啓発、災害時の防災活動の実施方法を伝えるため、定期的に研修会や講座を開催する。また、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた組織づくりに努める。

4 地域防災指導員制度

- ・市は、自主防災組織の活性化を図るため、各地区連合自治会長、各学（地）区連合町内会長から選任された地域防災指導員を配備する。
- ・市は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため、地域防災指導員に対する研修会を定期的に開催するとともに、関係団体が主催する研修会への参加などを促す。
- ・地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化を図るため、以下の活動を行うものとする。

- (1) 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化
- (2) 個別指導等による、きめ細かな自主防災活動の指導
- (3) 県又は市の施策の広報や推進及び普及協力
- (4) 県又は市に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集及び伝達
- (5) 自主防災組織会長等の補佐及び支援

5 防災技能者講座の開催

防災知識の高揚と防災技術の習得により、地域防災力の向上を図るため、静岡市防災技能者

の養成研修に関する実施要綱に基づき、地域の防災リーダーを養成する防災技能者講座を開催する。

6 自主防災組織への助成

自主防災組織の防災力向上を目的として、自主防災会を対象に、次の各号にあげる防災資機材購入等に係る補助金を交付する。

(1) 防災倉庫設置費補助

◇資料編 1－10：静岡市自主防災組織防災倉庫設置費補助金交付要綱

(2) 防災倉庫用地借地料補助

◇資料編 1－11：静岡市自主防災組織防災倉庫用地借地料補助金交付要綱

(3) 防災用資機材購入費補助

◇資料編 1－12：静岡市自主防災組織等防災資機材等購入費補助金交付要綱

(4) 可搬消防ポンプ等購入補助

◇資料編 1－13：静岡市自主防災組織可搬消防ポンプ等購入費補助金交付要綱

(5) 避難路等整備事業費補助

◇資料編 1－14：静岡市自主防災組織避難路等整備事業費補助金交付要綱

7 自主防災組織との連携・協力

- ・市は、平時から自主防災組織等が開催する研修会や会議の機会などを通じて、災害時の連絡体制や避難所・救護所の運営方法等を確認することで、自主防災組織との連携・協力体制を構築する。
- ・市は、災害時において、自主防災組織と必要な被害情報、避難情報、支援情報が速やかに共有できるよう、情報連絡体制を整備するとともに、地域活動を依頼する際は極力負担を軽減するよう努める。

8 自主防災組織と消防団との連携

災害時に自主防災組織や防災士等の多様な主体と消防団が連携した災害活動ができるよう、平時から合同で訓練を実施するなど、組織間の連携や人的な交流等を積極的に行うことで、地域防災力の向上を図る。

第 17 節 事業所等の自主的な防災活動

[危機、区]

1 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平時から次の事項について努めなければならない。

- (1) 従業員・利用者等の安全を守り、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行うとともに、被災住民の救出など地域の一員として防災活動に参加すること。
- (2) 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全の確保すること。
- (3) 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内にとどめておくことができるよう、施設

の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。

- (4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- (5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。
- (6) 事業所における自主的な防災活動例
 - ア 防災訓練
 - イ 従業員等の防災教育
 - ウ 情報の収集及び伝達体制の確立
 - エ 火災その他災害予防対策
 - オ 避難対策の確立
 - カ 救出、応急救護等
 - キ 地域の自主防災組織と積極的に連携した防災活動への協力
 - ク 飲料水、食料、携帯トイレ等、生活必需品等の災害時及び警戒宣言時に必要な物資の確保
 - ケ 施設及び設備の耐震性の確保
 - コ 予想被害からの復旧計画策定
 - サ 各計画の点検・見直し

2 事業所の防災力向上の促進

市は、県と連携して事業所を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

3 事業継続計画（BCP）の取組

- ・事業所等は災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用する。
- ・事業所等は、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。
- ・BCPとは、Business Continuity Planの略であり、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことである。

第18節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

[危機、区]

市内の一定地区内の住民等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案することができる。

- ・市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。
- ・市は、地区防災計画作成にあたり、必要な支援（資料提供・相談対応）を行い、コミュニティレベルでの防災活動を促進し、地域防災力の向上を図る。
- ・市は本制度が地域住民及び事業者に広く普及していくよう、その周知に努める。
- ・市は、地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第 19 節 要配慮者対策

[危機、観光・市民、福祉、衛生、こども、区]

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備する。

1 実施事項

- ・プライバシー保護には十分考慮したうえで、要配慮者の把握に努める。
- ・情報の提供や安否確認のため、連絡の体制や方法等を整備する。
- ・通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、人的要員の確保が比較的容易である施設を、あらかじめ福祉避難所として指定する。また、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。

◇資料編 4－9：指定避難所（福祉避難所）一覧表

- ・協定等により確保した福祉避難所に対して、災害時に必要となる物資や資機材の配置又は提供する計画を作成する。
- ・避難所における避難生活や医療等の情報提供や医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士等の専門スタッフの派遣体制を整備する。

2 要配慮者支援体制の整備

(1) 要配慮者支援体制

- ・市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障がいのある人の団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等要配慮者の避難支援体制を整備する。
- ・地域においては、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。

- ・県は、災害派遣福祉チーム（以下「DWA T」という。）や災害支援ナース、応援職員（福祉関係職員等）等の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。
- ・市は、県と連携し、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達の体制の整備を図るとともに、在京大使館等からの外国人の安否確認に必要となる連絡体制を確保する。

ア 行政機関

警察、特別支援学校等

イ 地域組織

自治会、町内会等

ウ 福祉関係者、福祉関係団体

民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所等の福祉サービス事業者、障がいのある人の団体等

(2) 避難行動要支援者の把握

市は、当該市に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 名簿の作成

- ・市は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿等を市が保有する健康福祉に関する情報をもとに調査等を行い、本人の同意を得て作成する。
- ・市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

イ 名簿等の提供者

法第49条の11第2項に規定する「避難支援等関係者（名簿情報の提供者）」は、自主防災組織（自治会・町内会）及び民生委員児童委員協議会とする。

ウ 名簿等を提供する場合における配慮

法第49条の12の規定に基づき、市は、名簿情報の提供を受ける者に対して「静岡市災害時要援護者名簿等の取扱いに係る協定書」を締結する。

エ 計画に定めない事項

この計画に定めるもののほか、避難行動要支援者対策に関し必要な事項は静岡市避難行動要支援者避難支援プランで定める。

(4) 個別避難計画

ア 計画の作成・更新

- ・市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。
- ・市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。
- ・個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直し

や更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。

- ・市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

イ 計画の実効性と情報保護

- ・市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供する。
- ・市は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

ウ 未作成者等への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

エ 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(5) 防災訓練

市は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、自主防災組織が実施する防災訓練に要配慮者が参加するよう支援する。

(6) 人材の確保

市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

(7) 協働による支援

市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア及び福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

(8) 避難支援等関係者等の安全確保

市は、避難支援等関係者等が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。

(9) 観光客等の安全確保

市は、県、事業者等と連携し、外国人を含めた観光客等の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客等への安全対策を促進する。

(10) 要配慮者利用施設における避難確保措置等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。

また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第 20 節 災害ボランティア活動の環境整備と啓発

[観光・市民]

災害時に、行政だけでなく、ボランティアや関係機関と連携・協力し災害対応を行うことで、迅速な被災者の支援につなげるため、市は平時から災害ボランティア活動の環境を整備するとともに、市民への周知・啓発に努める。

1 環境整備

市は、災害時の円滑かつ効果的な災害ボランティア活動の促進のため、ボランティアの自主性を尊重しつつ、(福)静岡市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等と協力し、災害ボランティア運営協議会等の情報共有会議を通じた連携体制の確立を図るとともに、災害ボランティア本部の開設・運営に関するマニュアル策定等に取り組む。

また、県及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化に努めるとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努める。

2 市民への周知・啓発

市は、(福)静岡市社会福祉協議会と協働して、災害ボランティア活動に対する市民への啓発や、研修・講習会等を通じた災害ボランティアに携わる人材の育成などに取り組む。

また、市及び県は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

第 21 節 原子力災害に関する事前対策計画

[危機]

本市は、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（原子力発電所からおおむね半径 31 km の範囲）外であるが、本市の南西約 45 km に浜岡原子力発電所（所在地：御前崎市佐倉）が所在することから、万が一の事故による放射性物質の放出に伴う災害対策が必要である。

原子力災害対策特別措置法及び法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策について定めるものである。

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、原子力災害に対し、県及び防災関係機関との確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

2 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、県と連携し、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ、共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

3 安定ヨウ素剤

市は、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域外であるため、国の「原子力災害対策指針」等において、安定ヨウ素剤に関する具体的な措置等は定められていない。

ただし、国の指針等の見直しに従い、必要に応じて具体的な措置等を定める。

第 22 節 救助・救急活動に関する計画

[消防、福祉、衛生、保健所]

1 救助隊の整備

市は、大規模災害及び特殊災害に対応するため、高度な救助の知識・技術及び救助資機材を有する救助隊の整備を推進する。

2 救急隊の整備

市は、大規模災害及び特殊災害に対応するため、高度な救命処置の知識・技術及び救命資器材を有する救急隊の整備を推進する。

3 保健医療福祉調整本部の整備

- ・ 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。）を速やかに設置できるよう体制を整備する。
- ・ 県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。

4 保健医療福祉調整本部の総合調整

市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理、分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（県においては災害時保健医療福祉活動システム（D 2 4 H）等のシステム活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。

第 23 節 防災ヘリポートに関する計画

[危機、都市、消防]

1 静岡ヘリポートの整備

市は、防災ヘリポートとして、災害時にヘリコプターによる防災活動が円滑に行われるよう努める。

2 防災ヘリポートの整備

市は、災害時における臨時の離着陸場として、河川敷やグラウンドなど機体が離着陸可能な広い敷地を防災ヘリポートとして指定する。なお、指定したヘリポートについて、市は確実に使用ができるよう努める。

◇資料編 4－33：ヘリポートの具備すべき事項

第 24 節 孤立予想集落対策

[危機、消防]

市は、県と連携し、災害時に孤立が予想される集落について、通信手段の整備状況、ヘリコプター離着陸スペースの確保状況、食料や飲料水の備蓄状況などの実態を調査するとともに、その結果を、県が整備する「孤立予想集落台帳」に反映する。また、県は、同台帳を毎年更新し、自衛隊等の関係機関と共有するとともに、台帳を活用した訓練を定期的の実施するものとする。

第 25 節 応急住宅

[建築]

1 基本方針

- ・ 応急仮設住宅の供与は、災害により家屋に被害を受け、自己の資力では住宅を確保できない被災者の暫定的な居住の安定を図ることを目的とし、災害救助法に基づき県がその事務を行うこととなっている。
- ・ 市は、早急に応急仮設住宅等を供与できるよう、本市におけるその基本的な応急対策を明確にしておくものである。
- ・ 応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。
- ・ 応急仮設住宅等を供与する場合には、二次災害に十分配慮する。

2 応急仮設住宅の概要

- ・ 賃貸住宅の居室を仮設住宅として借り上げることも可能である。
- ・ 応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成や運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(1) 一戸あたりの規模及び費用

災害救助法が適用された場合の一戸あたりの規模及び費用については、◇資料編 6－1 による。

(2) 着工及び供与期間

災害救助法が適用された場合の着工及び供与期間については、◇資料編 6－1 による。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

3 本市が実施する事務

建設用地の確保、必要な住宅戸数及び住戸タイプの決定、工事中の現場監理、入居管理事務等の事務を実施する。

区分			内容
応急住宅	応急仮設住宅	建設型 応急住宅	市及び県は、応急仮設住宅の用地に関し、浸水害、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。
		賃貸型 応急住宅	市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。
	公営住宅		

第 26 節 災害廃棄物処理

[環境]

1 災害廃棄物処理計画の策定

- 市は、災害廃棄物の処理に関する体制、事務手順等をあらかじめ定めておくことにより、発災直後の混乱期に事務の停滞を防ぐとともに、その後の効率的かつ効果的な廃棄物の処理を図る。
- 市は、災害廃棄物の処理に係る国の指針を踏まえ、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- 市及び県は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実行性の向上に努めるものとする。
- 市は、災害廃棄物の域内処理が困難となることを想定して、県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

2 情報の収集、集約・共有、発信

市は、災害廃棄物の処理に必要な情報を災害の種類や規模、対応時期ごとに整理、リスト化するとともに、これらの情報を迅速に収集、集約・共有するため、マニュアルを策定し、実効性を高めるための訓練を実施する。

また、必要に応じて国や県等と連携・協力し、災害廃棄物の排出方法、仮置場等への持込み手順など、災害廃棄物に関する情報を市民等へ発信する。

3 災害廃棄物処理における事前準備

市は、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するため、平時から災害廃棄物処理に係るマニュアルを整備するなど事前準備に努めるとともに、あらかじめ関係機関等と必要な協議・調整を行う。

なお、主な事前準備の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 災害廃棄物の大規模仮置場・臨時ごみ集積用地の選定・リスト化、地権者との協議・調整
- (2) 災害協力協定の業務内容等の確認
- (3) 大規模仮置場の運営に係るマニュアルの整備（災害廃棄物の分別、保管、処理手順、周辺事業者・交通管理者との協議）
- (4) 清掃工場における災害廃棄物の受入手順に関するマニュアルの整備
- (5) 初動対応訓練の実施

第 27 節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

[財政、建設、水道、下水、病院]

- ・市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努める。
- ・市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- ・市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、十分な期間（最低 3 日間）の発電及び給電が可能となるよう、保有する施設・設備について、安全な位置に自家発電設備、燃料貯蔵設備、蓄電池等の整備を図るとともに、燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平時から点検、訓練等に努めるものとする。
- ・県及び港湾管理者は、災害時の海上からの円滑な輸送のため、港湾の防災拠点機能を確保するよう努めるものとする。
- ・太陽光等再生可能エネルギーを活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入や外部給電機能を備えた E V、P H V、F C V 等電動車の活用などの推進を図る。特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。
- ・市、県、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
- ・病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等、人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- ・市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことに努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。
- ・ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておく。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。
- ・電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。さらに、被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。

- ・市は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくことなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、個人所有である宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。
- ・電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
- ・電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について、利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第 28 節 被災者の生活支援に関する計画

[危機、財政、観光・市民、その他災害救助法に関わる全部局]

1 人材育成

- (1) 県は市町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。
- (2) 市は、研修を受講した担当者の名簿への登録、他の地方公共団体や土地家屋調査士、不動産鑑定士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

2 災害救助事務の実施に係る体制整備

- (1) 市は、災害救助法が適用された場合、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図るため、災害救助事務の迅速かつ効率的な実施に必要な体制を整備する。
- (2) 市は、円滑に災害救助事務を実施するため、平時から災害救助事務マニュアルの整備・確認、罹災証明書の交付手続の確認、被災者生活再建支援システムの活用などに努める。
- (3) 県は、NPOなど民間のコーディネートを行う災害中間支援組織等との情報共有や課題の解決策の相談・検討を行う「被災者支援連絡会」を設置し、平時から官民の関係者が連携する研修会等を企画、実施するものとする。
- (4) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
 - ア 住家被害の調査及び罹災証明書交付の訓練
 - イ 他の地方公共団体や、土地家屋調査士や不動産鑑定士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結
 - ウ 応援の受入体制の構築
- (5) 市は、災害救助法が適用されない程度の災害であっても、被災者に支援が必要な場合は、速やかに被災者へ支援を行うために必要な体制を整備する。

表 2-3 災害救助法第4条第1項に規定する救助事務

災害救助事務		市が実施する平時の取組
避難所の設置		・指定（福祉）避難所の指定、周知、運営方法の明確化 ・指定避難所の管理責任者の配置 ・指定避難所の管理責任予定者への研修の実施 ・関係機関（自治会、特別養護老人ホーム等）との調整 ・関係機関（警察等）との連携体制の構築 ・指定避難所における食料等の備蓄 ・関係機関（他自治体、福祉関係者、宿泊業者等）との協定の締結 ・市民への周知啓発（避難経路等の確認、非常時の持出品の準備）
応急仮設住宅の供与		・建設型の応急仮設住宅における建設候補地の選定・確保 ・地域の実情に応じた標準仕様の設定 ・関係機関（事業者等）との協定の締結 ・賃貸型の応急仮設住宅として活用する空き住戸の把握 ・関係団体との情報連絡訓練・机上訓練の実施 ・県・関係団体との協議・調整、連携体制の構築 ・応急仮設住宅設置に関するマニュアルの作成
炊き出しその他による食品の給与		・市民への周知啓発（7日分程度の食料の備蓄） ・関係機関（他自治体、事業者団体等）との協定の締結 ・関係機関との連携体制の構築 ・物資を調整・運搬・配布する体制の整備 ・多様な供給方法の整備
飲料水の供給		・市民への周知啓発（7日分程度の飲料水の備蓄） ・関係機関（他自治体、事業者団体等）との協定の締結 ・関係機関との連携体制の構築
被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与		・市民への周知啓発（生活必需品の備蓄） ・関係機関（他自治体、事業者団体等）との協定の締結 ・関係機関との連携体制の構築 ・物資を調整・運搬・配布する体制の整備 ・給与・貸与する品目の検討
医療、助産		・救護班の編成 ・関係機関との連絡・連携体制の構築 ・患者搬送体制の整備 ・県との協力体制の構築
被災者の救出		・救助隊・救急隊の整備
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	・修理業者のリストの作成準備 ・応急修理に関する関係団体や修理業者への周知
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	

災害救助事務	市が実施する平時の取組
学用品の給与	・ 関係機関との連携体制の構築
埋葬、死体の搜索、 死体の処理	・ 検案を行うための体制の構築 ・ 関係機関との連携・協力体制の構築 ・ 広域的情報を提供できる体制の構築
障害物の除去	・ 関係事業者団体等との協力体制の構築 ・ 障害物の除去のための実施要領の作成 ・ 障害物の除去を実施する事業者の指定

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

3 関係機関との連携体制の構築

市は円滑かつ迅速な被災者の救助を実施するため、国及び県との連携体制を確保するとともに、救助に関する関係機関及び日本赤十字社その他の関係団体との連携体制の確保に努める。

4 災害救助事務の実施に必要な財源の確保

市は、円滑かつ迅速な被災者の救助を実施するため、災害救助基金等の必要な財政基盤の確保に努める。

5 システムの活用

- (1) 市は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。
- (2) 市は、迅速な被災者の生活再建を図るため、被災者生活再建支援システムに関する具体的な運用マニュアルを作成し、当該システムを活用した迅速かつ効率的な救助事務の実施に努める。

6 災害時対応車両の活用

- (1) 国は、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を平時から登録・データベース化し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための環境整備を図るものとする。
- (2) 市は、平時から、市が所有する車両のうち、災害時に活用可能なものについて、国のデータベースへの登録を促進するとともに、被災時には、登録・データベース化された車両を活用し、被災者の状況に応じた支援を行うよう努める。

第 29 節 市の業務継続に関する計画

1 業務継続体制の確保

- ・市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、「静岡市業務継続計画」の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- ・市は、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験

の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

2 業務継続計画等において定めておく事項

市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、「静岡市業務継続計画」に少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておく。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第 30 節 複合災害対策及び連続災害対策

1 複合災害及び連続災害への備え

市及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害及び連続災害を踏まえた災害対応

市及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

3 複合災害及び連続災害を想定した訓練

市及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第 31 節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

[観光・市民]

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内における連絡調整を行い、また、市女性会館が地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画センター（市女性会館）の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよ

う努める。

第3章 災害応急対策

この計画は、災害に際し住民の生命及び身体を保護し、併せて社会秩序を維持するため、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て応急的に実施する措置について定める。

なお、この計画は県地域防災計画並びに指定行政機関、指定公共機関が策定する防災業務計画に抵触しないこととする。

第1節 この計画を理解し実施するための留意事項

[危機]

1 関係法律との関係

法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じて、その運用を図る。

2 相互協力

- ・法第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。
- ・この計画の運用についても、関係機関はもとより公共的団体並びに個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者は誠実に各々の責務を果たすこととする。
- ・市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。
- ・市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。
- ・ライフライン施設の速やかな応急対策を図るため、市、県、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携し、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地作業調整会議を開催するものとする。

3 要請について

この計画に基づき、災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画で県その他関係機関の応援並びに実施を必要とする場合は、遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請及び連絡を行う。

要請及び連絡は手段を問わず臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとし、電話、防災無線等で要請した事項については、事後正式書面により処理する。

4 関係者への周知徹底について

災害時において、この計画に基づき施設、物資等調達のあつせんを行う場合は、的確かつ迅

速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分に周知徹底を図り、必要な配慮をしておく。

5 応援の指揮系統

法第67条（他の市町村長に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示等）の定めるところにより応援に従事する者は、市長の指揮によるものとする。また、応援を行う場合については、応援要請のあった市町村長の指揮のもとに行動するものとする。

6 協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん及び受諾にあたっては、特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、関係機関並びに業者とも相互に要請内容のほか、次の事項を確認するとともに、事後経費等の精算に支障のないよう留意する。

- (1) 機関名
- (2) 所属部課名
- (3) 氏名

7 従事命令等の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令及び物資の収容等強制権を発動することとしているが、その行使にあたっては慎重に扱うとともに、関係者に対しては、常にその主旨に沿った行動を徹底させておく。

8 標示等

災害応急対策の処理を円滑に実施するため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定にあたっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。

9 知事による応急措置の代行

法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、地域防災計画の定めるところにより行うものとする。

10 経費負担

- ・災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより、災害救助法等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずるものが負担するものとする。
- ・市の要請により、県が他の市町村又は業者から動員及び調達をした場合の経費の精算は、応援又は供給した市町村若しくは業者の請求に基づき県が確認のうえ、それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

11 活動体制

市及び県は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底する。

第2節 組織計画

[総務、危機]

この計画は、災害時において適時適切な応急対策や被災者支援を実施するために必要な災害対策本部等の組織体制などを示すものである。

1 防災体制

(1) 防災会議

防災会議は、市域に係る防災に関する基本方針の決定及びその実施の推進を図る。

防災会議の編成及び運営は、静岡市防災会議条例（平成15年4月1日条例第293号）の定めるところによる。

◇資料編1－2：静岡市防災会議条例

(2) 静岡市災害対策本部

市長は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、適時適切な災害対応を実施する必要があると認めるときは、法第23条の2に基づき、速やかに災害対策本部を設置するとともに、本部会を開催する。

ア 編成及び運営

静岡市災害対策本部条例（平成15年4月1日条例第294号）及び静岡市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。

◇資料編1－3：静岡市災害対策本部条例

◇資料編1－4：静岡市災害対策本部運営要綱

イ 設置基準

共通	災害救助法が適用される程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
風水害	特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪・波浪・高潮）が発表されたとき
地震	市域において震度5強以上の揺れが観測されたとき
津波	津波予報区「静岡県」に大津波警報が発表されたとき

ウ 要員

災害の種類、規模及び被害の程度、被害予測等により職員を段階的に配備する。災害対策本部の配備体制については、別に定める「災害時職員配備基準」による。なお、複数の災害が同時又は前後して発生した場合は、最も被害が大きい災害を基準として設置する。

◇資料編2－20：災害時職員配備基準

エ 災害対策本部、区本部及び地区支部

静岡市役所静岡庁舎内に災害対策本部を、地域防災活動の拠点として各区に区本部及び区本部の地区における活動拠点として地区支部を設置する。

オ 標識等

災害対策本部の活動を円滑に進めるため、標識、腕章及び立ち入り検査員であることを示す証票は別に定める。

◇資料編 1－4：静岡市災害対策本部運営要綱

カ 廃止

市長（本部長）は、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

(3) 水防本部

洪水、高潮、津波のおそれがあると認められるとき、水防管理者（市長）は、水防に係る所属、水防団及び消防団にて構成する水防本部を設置する。ただし、静岡市災害対策本部が設置された場合、水防本部は、災害対策本部に統合される。

第3節 職員の動員計画

[総務、危機、区]

災害時には、特に、初動時の限られた情報の中での決断や臨機応変な対応が重要であり、適時適切な災害対応を実施するために必要な職員の配備体制などを以下のとおり定める。

1 職員配備体制

災害時に速やかに初動体制を確保するため、「災害時職員配備基準」を整備する。また、災害の状況に応じて配備基準を柔軟に運用し、職員の増員や早期参集を行うなど、事前準備を徹底することで、臨機応変に災害対応を行う。

さらに、災害対応を検証し改善を重ねることで、災害に的確に対応できる体制を構築する。

2 指示の伝達経路と動員方法

職員に対して、別に定める指示伝達の経路に従い、迅速かつ正確に指示を伝達する。

◇資料編 2－12：非常配備の伝達方法

(1) 職員への指示伝達

職員に対しては、職員防災情報メールシステム等により、一斉に指示を伝達する。

◇資料編 2－2：平常の勤務時間内における動員指令

(2) 休日又は勤務時間外における動員

職員は職員防災情報メールシステムからの指示を確認し、必要な対応を行う。なお、携帯電話を所有していない等、やむを得ない理由により職員防災情報メールシステムに未登録の職員がいる場合、各部課及び地区支部の連絡責任者は、各部課で定めた非常連絡系統図等を活用し、当該職員への指示を伝達する。

なお、動員指令の伝達方法については、不測の災害に備えて数種の経路を設定するなど、最善の対策をとるよう配慮する。

通信手段が途絶し、職員に対する動員指令の伝達が困難となったときは、職員自身によりテレビ、ラジオ等から情報等を入手し、災害時職員配備基準に基づき参集する。

交通の途絶により職員が本来の配備先に参集できない場合には、最寄りの庁舎等に参集し災害対応業務を支援する。

◇資料編 2－3：休日又は勤務時間外における指示・情報の伝達系統

(3) 報告

災害対策本部各部、区本部、地区支部の連絡責任者は、配備に就いた人員を随時、総括部受援班に報告する。

◇資料編 2-13：災害時における職員参集状況報告手順

(4) 防災関係の活動状況の把握

本部長は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、各機関が行う災害応急対策を把握し、適切な措置を講ずるものとする。

3 派遣体制の整備

(1) 応急対策職員派遣制度

- ・市は、総務省と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。
- ・市職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(2) 復旧・復興支援技術職員派遣制度

- ・市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。
- ・市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制を整備するとともに、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努める。

(3) その他

- ・市は、職員が派遣された被災地において円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。

第4節 派遣要請計画

[総務、危機]

市長は、災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、防災関係機関の長又は他の地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請する。

また、知事に対して、指定行政機関、指定地方行政機関及び他の地方公共団体の職員の派遣について、あつせんを求める。

1 応援要請の基準

災害が発生したとき、人命又は財産を保護し、生活環境を保全するために実施すべき応急対策が、市においては実施が不可能又は困難な事態が発生した場合とする。

2 職員の派遣要請

(1) 指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣要請（法第29条関係）

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職種及び職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他勤務条件

オ その他職員の派遣について必要事項

(2) 他の地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、相互応援協定又は地方自治法に基づき、他の地方公共団体の長に対し、職員の派遣を要請する。

◇資料編 5－1：他都市との相互応援協定一覧

3 職員の派遣のあっせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣についてあっせんを求める。

(1) 派遣のあっせんを求める理由

(2) 派遣のあっせんを求める職種及び職種別人員数

(3) 派遣を必要とする期間

(4) 派遣される職員の給与その他勤務条件

(5) その他職員のあっせんについて必要事項

4 関係機関との連携

(1) 市町支援機動班

県は大規模な被害が見込まれる市町の応急対策を支援するため、必要に応じて市町に職員を派遣し、市町が実施する災害対策全般を支援するとともに、県への支援を要する業務を確認し、県本部及び方面本部に報告する。

また、必要に応じて被災現場の情報を収集し、写真や動画等を用いて、市町本部、県本部及び方面本部に報告する。

5 受入体制の確立

- ・市は、あらかじめ人的応援の受入れに関する受援計画を作成し、応援職員等の受入体制の整備に努める。
- ・県は、市町の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。
- ・市は、応援動員を受けるときは、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に整えるとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。
- ・市は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するとともに、応援職員の健康管理等を徹底す

る。

- ・市は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地などの確保に配慮する。
- ・市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第5節 予警報の受領及び伝達計画

[総務、危機、観光・市民、福祉、こども、区、教育]

この計画は、気象・地象・水象（以下、この節において「気象等」という。）に関する特別警報、警報、注意報及び情報は、災害応急対策活動の基礎となるものであり、その受領伝達は迅速かつ確実に行う必要がある。そのため県及び防災関係機関等との有機的連絡を密にするとともに連絡系統を確立し、非常事態に対処できるよう定める。

特に、気象等の特別警報、大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに同報無線、静岡市防災メール等により住民へ周知する。

1 受領及び伝達する予警報の種類と内容

- (1) 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報（以下「特別警報」「警報」「注意報」「情報」という。）

表 3-1 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報

用語		説明
特別警報		大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、静岡地方気象台がその旨を警告して行う予報である。
警報		大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、静岡地方気象台がその旨を警告して行う予報である。
注意報		大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、静岡地方気象台がその旨を注意して行う予報である。
気象情報	全般気象情報	気象庁が全国的な気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。
	東海地方気象情報	名古屋地方気象台が東海地方の気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。
	静岡県気象情報	静岡地方気象台が静岡県内の気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。

用語		説明
		のである。
土砂災害警戒情報		静岡県と静岡地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長が避難指示等を発表する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう静岡市では静岡市北部、静岡市南部に細分して発表される。この情報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。
記録的短時間大雨情報		県内で、大雨警報発表中において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、静岡県気象情報の一種として発表する。
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

◇資料編 8－1：気象等の予報及び警報の種類と発表基準

表 3-2 気象等の注意報及び警報の発表細分区域（平成 22 年 5 月 27 日現在）

一 次 細分区域	市町村等 をまとめた地域	二 次 細分区域	地域名
中部	中部北	静岡市 北 部	葵区（相淵、相俣、赤沢、井川、岩崎、有東木、梅ヶ島、大沢、大間、奥池ヶ谷、奥仙俣、落合、鍵穴、柿島、上落合、上坂本、桂山、崩野、口坂本、口仙俣、黒俣、小河内、腰越、小島、坂ノ上、坂本、杉尾、内匠、田代、寺島、渡、栃沢、長熊、中沢、長妻田、中平、檜尾、入島、日向、平野、昼居渡、森腰、諸子沢、八草、湯ノ島、油野、横沢、横山、蕨野に限る）
	中部南	静岡市 南 部	葵区（静岡市北部の区域を除く）・駿河区・清水区

(2) 指定河川洪水予報

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 10 条、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 より、国土交通大臣が指定した安倍川に係る洪水予報は、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所と静岡地方気象台が共同で発表する。また、同様に富士川に係る洪水予報は、同関東地方整備局甲府河川国道事務所、甲府地方気象台、静岡地方気象台が共同で発表する。

(3) 災害時気象支援資料

静岡地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

(4) 水防警報

国土交通大臣又は知事が指定する河川、海岸又は湖沼に洪水若しくは高潮・波浪による災害の発生が予想される場合に国土交通大臣又は知事が発表するものである。

(5) 地方海上警報及び予報

東海地方の海上船舶に対して名古屋地方気象台が発表するものである。

(6) 火災警報

消防法第 22 条第 3 項による知事の通報を受けた市長は、必要に応じて市域に火災に関する警報を発表する。

(7) 緊急地震速報

緊急地震速報 (特別警報)	気象庁が、震度 6 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域に対し発表する。
緊急地震速報 (警報)	気象庁が、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域に対し発表する。

なお、静岡市が含まれる予報区は「静岡県中部」である。

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(8) 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度 3 以上 (大津波警報、津波警報 または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を

地震情報の種類	発表基準	内容
	または注意報発表時 ・ 若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合	発表
各地の震度に関する情報	・ 震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・ 震度 5 弱以上	観測した各地の震度データを基に、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ M7.0 以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

(9) 津波情報等

（▼津波対策編 第3章 第2節「情報活動」に準ずる。）

(10) 東海地震に関連する情報

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているM8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。気象庁は、関係機関の協力も得て、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、お知らせする。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

表 3-3 東海地震に関連する情報の種類

情報名	発表基準等
-----	-------

東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査した評価結果を発表

※各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

(11) 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震は、おおむね 100～150 年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944 年）及び昭和南海地震（1946 年））が発生してから 70 年以上経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。気象庁は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性が高まった場合に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

表 3-4 南海トラフ地震に関連する情報の種類

情報名		発表基準等	
南海トラフ地震 臨時情報	キーワード		
	調査中	・ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合	・ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震警戒	・ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合	・ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合	・ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 ・ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価した場合 ・ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

情報名		発表基準等	
	キーワード		
	調査終了		・巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震 関連解説情報		・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）	

2 予警報等の受領及び伝達の経路

(1) 災害対策本部開設前

ア 勤務時間内の予警報等の受領及び伝達

◇資料編 2－4：災害対策本部開設前、勤務時間内における予警報等の受領と伝達系統図

イ 勤務時間外の予警報等の受領及び伝達

◇資料編 2－5：災害対策本部開設前、休日又は勤務時間外における予警報等の受領と伝達系統図

(2) 災害対策本部が開設されている場合における予警報等の受領及び伝達

◇資料編 2－6：災害対策本部が開設されている場合における予警報等の受領と伝達系統図

3 予警報等の受領責任者

- ・静岡地方気象台から各機関を通して発表される気象予警報、水防本部を通して伝達される水防警報、各種の情報、対策の通報等の受領責任者は、災害対策本部開設前は危機管理課長とし、災害対策本部開設後は情報班長とする。
- ・予警報等の受領責任者は、災害対策本部開設前にあつては関係各課、災害対策本部開設後は本部長並びに本部員に速やかに報告する。

4 予警報等の住民への伝達

市は、受信した情報を同報無線、防災メール等により速やかに住民に周知するものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努める。

◇資料編 2－7：気象等の予報（注意報）及び警報伝達系統図

第6節 災害情報処理計画

[危機、総政、財政、税務、商工、農政、建設、区、教育、消防]

災害に関する情報を迅速に収集し、災害対策本部における速やかな対応方針の決定や適時適切な応急対策につなげるとともに、これらの災害関連情報を速やかに発信・提供し、効果的・効率的な被災者支援を行うには、「世界の大きな知」と「社会の大きな力」を最大限に活用することが重要である。

このため、災害情報を一元的かつ総合的に収集・集約・分析・共有・発信する仕組みとして、A

I 技術等を取り入れるなど、D Xを活用するとともに、市民から提供された被害情報やS N Sなどの発信情報、国・県等の関係機関やライフライン事業者等からの情報などを活用することで、災害情報処理体制の充実強化を図る。

1 被害情報の収集・集約

(1) 被害情報の収集方法

- ・市民や市職員から身の回りの被害情報を写真や位置情報を活用し、提供・収集できる環境を整備するとともに、S N Sなどに投稿された情報から、広範囲における被害情報を迅速かつ効果的に収集する。
- ・道路や河川、沿岸等の被害情報を監視カメラやモニターを活用し、リアルタイムで情報収集するとともに、浸水害から市民の安全を確保するため、河川の水位・氾濫域予測システムや、現在の浸水状況を把握するためのセンサー等を活用し、事前の注意喚起や避難情報を発信することで、被害の軽減を図る。
- ・発災初動時の被害情報を迅速に収集するため、消防ヘリコプターや、無人航空機（ドローン）、高所監視カメラ、オフロードバイクなどを積極的かつ効果的に活用する。
- ・市だけでなく、国や県、防災関係機関、ライフライン事業者、自主防災組織、教育機関、医療機関、建設・農業・漁業関係団体、商業関係団体、その他の民間団体等と連携・協力することで、気象情報や被害情報、安否情報、交通情報、電力・ガス・通信などの情報を迅速に収集する。

(2) 被害情報の集約方法

- ・写真や位置情報により収集した被害情報を一元的に集約・整理するため、A I解析を用いて、被害の種別に応じた情報を分類し、地図画面上でまとめて表示することで、被害の状況を迅速かつ効果的に把握する。
- ・市、県及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災基本情報を新総合防災情報システム（S O B O - W E B）に集約できるよう努めるものとする。

2 被害情報の分析・共有

(1) 被害情報の分析方法

- ・統合型G I Sや三次元点群データを導入・活用し、被害状況や要支援状況を見える化することで、救難救命、応急支援の効率化や復旧計画の効率的な作成につなげる。
- ・A I解析を用いて、収集した一部の被害情報から、被害の全体像が迅速に把握できるよう、被害の範囲を推定するとともに、被害の発生状況や気象予測等から、今後起こりうる被害を予測する。

(2) 被害情報・対応状況の共有方法

- ・被害の発生状況や分析結果を一元的に地図画面上で共有するとともに、収集・集約した災害事案を災害種別や緊急度、発生場所を一覧化し共有する。
- ・消防ヘリコプター、無人航空機（ドローン）、高所監視カメラ等から収集した画像情報を、防災I o Tシステム等を活用し、関係機関間で迅速に共有するよう努める。
- ・現在の対応状況と今後の活動状況を示した「今やっていること、これからやるべきことリスト」を作成し、速やかに共有する。

3 災害情報の発信・提供

(1) 災害情報の発信方法

- ・災害情報を速やかに分かりやすく発信し、市民の安全な避難行動や生活再建などにつながるため、インターネットを活用し、被害情報や支援情報を地図画面上に表示する。

(2) 被害情報の提供方法

- ・災害時において、国や県、防災関係機関等と連携・協力し、迅速かつ効果的、効率的な救難救助や復旧復興等を行うため、被害情報等をデータベース化し、速やかに関係機関に提供・共有する。

4 被害情報の報告

(1) 災害情報の報告方法

応援部隊による迅速な救命救助活動を行うとともに、医療や物資の支援が速やかに受けられるよう、国や県の災害関連システムと連携し、被害状況や必要とする支援情報を速やかに報告する。

(2) 国・県への報告手順等

- ・市は、災害発生後に適宜、定められた様式・手順により被害状況及び対応状況を県に報告する。
- ・県の「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行う。ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告することとし、連絡がつき次第、県の災害対策本部にも報告する。
- ・市の区域内で震度5強以上の揺れを記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市から県及び消防庁へ報告する。

なお、情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

- ① 緊急要請事項
- ② 被害状況
- ③ 市の災害応急対策実施状況

- ・消防機関への通報が殺到した場合及び市の区域内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へ、原則、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対し報告する。
- ・知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。
- ・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡する。

参考：消防庁応急対策室 連絡先

区分		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	N T T有線
平日 (9:30～18:15)	電話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

5 通信手段

災害情報を災害対策本部や関係機関等と情報共有するための通信手段は次のとおりとする。

(1) 防災行政無線

◇資料編 3－1：同報無線（子局）設置場所一覧表

(2) 防災相互無線

◇資料編 3－3：防災相互無線一覧表

(3) 携帯電話

◇資料編 3－4：携帯電話設置場所一覧表

(4) 衛星携帯電話

◇資料編 3－5：衛星携帯電話設置場所一覧表

(5) N T T加入電話

6 通信施設の利用方法

災害の発生により有線通信回線が被災し、不通となった場合、防災行政無線をはじめ、ライフライン事業者や防災関係機関等と連携・協力し、非常用通信手段を最大限に活用することで、通信連絡体制を確保する。

(1) 通信連絡の方法

災害時における通信連絡の円滑な運営を図り、混乱を防止するため不用不急の通信の排除に努めるとともに、通信の窓口となる災害対策本部の連絡責任者及び電話番号を指定し、関係各機関に周知する。また、有線通信が途絶したときは、行政有線通信を防災無線通信に切り替えるほか、口頭により連絡する。

(2) 非常通信の確保

ア 災害の規模又は状況により通信回線を新設あるいは補充するときは、臨時回線の設置についてN T T西日本株式会社静岡支店に協力を要請する。

イ 有線電話が途絶したとき、又は通話が混んで利用することが困難なときは、防災行政無線、防災相互無線、地域防災無線、衛星携帯電話など、通信状況や通信の相手方等を考慮して最も有効な手段を用いて通信連絡の確保を図る。

(3) 放送の活用

緊急を要する場合で特別の必要があるときは、報道機関に対し、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を依頼する。

(4) 同報無線等の利用

災害が発生したとき、又は発生のおそれのあるときは、同報無線等を活用し、市民に情報の周知徹底を図る。

第7節 災害広報計画

[総務、危機、観光・市民、区]

- ・市は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、市民の生命と財産を守るため、市のホームページや同報無線、防災ラジオ、広報紙、広報車、避難所モニターなどを活用するとともに、報道機関の協力を得て新聞、テレビなどを通じて、市民に対し被害情報や支援情報、その他必要な情報を迅速かつ正確に広報する。

- ・市は、高齢者、障がいのある人、妊産婦、傷病者、日本語のわからない外国人、インターネットを利用しない方等に配慮した広報を行う。
- ・市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 広報事項

市災害対策本部は、被害情報や支援情報を速やかに分かりやすく発信し、市民の安全な避難行動や生活再建などにつなげるとともに、現在の対応状況と今後の活動状況を示した「今やっていること、これからやるべきことリスト」を発信することで、災害活動状況を分かりやすく見える化する。

なお、広報事項の主なものは、次のとおりとする。

- (1) 気象、地象、水象に関する情報
- (2) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起
- (3) 電気、ガス、上下水道、通信、鉄道、道路、河川、空港等の被害状況及び復旧見込み
- (4) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (5) 災害対応状況、今後の活動状況等
- (6) 人心安定のため市民に対する呼びかけ
- (7) その他社会秩序保持・生活環境保持のための必要事項

2 広報手段

災害時において、被害情報や支援情報など、市民に必要な情報を速やかに分かりやすく伝えるため、市のホームページや同報無線、防災ラジオ、広報紙、広報車、避難所モニターなどを活用するとともに、報道機関の協力を得て新聞、テレビなどを活用する。

(1) 広報関係協力機関

- ア ラジオ放送（日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、静岡エフエム放送株式会社、株式会社エフエムしみず静岡）
- イ テレビ放送（日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ）
- ウ 有線放送（ケーブルテレビ：株式会社トコちゃんねる静岡）

3 報道機関を通じた広報

(1) 報道対応者

災害対策本部総括部内に報道機関に対応するための責任者をおく。

(2) 情報発表方法

報道機関に対する情報の発表は、原則として市政記者クラブを通じて行うが、必要により災害対策本部へ参集を求めて行う。

(3) 発表内容

発表する情報の内容は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難指示の状況、一般市民並びに被災者に対する広報資料等とする。なお、市民向けに発信する内容と同様とする。

(4) 報道機関からの問合せ対応

災害対策本部総括部に広報班を設置し、窓口を一本化することで、報道機関が災害対策

本部の各部署に問い合わせる負担の軽減を図る。

4 被災者の安否に関する情報の提供・公表等

- ・市は、DXを活用するなど、安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するとともに、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県や警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。
- ・県及び市は、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

5 防災関係機関との協力

災害情報が錯そうすることによる市民の混乱を防止するため、防災関係機関と緊密な連絡体制を確保するとともに、必要に応じ各関係機関が協力し、共同広報を実施する。

6 その他

災害の記録を作成・保存し、今後の災害対応に活用するため、被害状況や災害対応状況の写真や動画等を撮影するとともに、災害対応に係る行動履歴（クロノロジー）等を作成する。

第8節 災害救助法の適用計画

[危機、市民、その他災害救助法に関わる全部局]

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、◇資料編6-1による。

2 被害世帯の算定基準

被害世帯の算定基準は、◇資料編6-1による。

3 災害救助法の適用手続

(1) 県への報告

市域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告する。

(2) 災害救助法に基づく事務

災害救助法が適用されたときは、担当する各部各班が災害救助に関する事務を執行する。
なお、救助経費求償関係事務の取りまとめ及び県との調整は市民生活総括班が行う。

4 災害救助法が適用される事務

災害に際し市における被害が、災害救助法の適用基準（◇資料編6-1）のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。

なお、災害救助法に基づく実施事項は◇資料編 6－1 による。

- (1) 避難所の設置及び受入れ
- (2) 炊き出し、その他による食品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 福祉サービスの提供
- (8) 被災した住宅の応急修理
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 死体の搜索
- (12) 死体の処理
- (13) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 費用限度額

災害救助法が適用された場合における費用の限度額は、◇資料編 6－1 による。

6 一時繰替支弁

市は、救助に要する費用を県が支弁するいとまがない場合は、一時繰替支弁する。

7 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において救助を実施する。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

第9節 避難救出計画

[危機、観光・市民、区、福祉、病院、こども、商工、建築、消防、水道、教育]

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険地域にある住民に対し避難情報を発表し、安全な地域に避難させるために必要な措置を定める。

1 避難情報の発表

(1) 実施責任者

ア 市長

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対して、避難のための情報の提供や立退き等避難の指示を行う。この際、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域住民等に対し、高所への移動、近傍の堅固な

建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。特に、高齢者や障がいのある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、避難に関する情報の伝達を行うなど、静岡市避難行動要支援者避難支援プランに沿った避難支援を行うよう努める。

(ア) 地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市及び県は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

(イ) 避難情報の発表に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(ウ) 躊躇なく避難情報を発表できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(エ) 緊急を要する場合は、副市長、危機管理監、区長又は消防長若しくは消防署長が臨時に代理する。

イ 避難の指示権の委任を受けた者

市長等の命を受け、災害現場に派遣された職員

ウ 知事

市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、知事が市長に代わって避難のための立退きの指示を行うものとする。

エ 関係法令に基づいて、避難の指示等を行うものは次のとおりである。

表 3-5 災害対策基本法等関係法令による避難の指示の実施責任者

実施責任者	区分	災害の種類	根拠法令
市長	指示	災害全般	災害対策基本法第 60 条
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	指示	災害全般	災害対策基本法第 61 条
知事又は 知事の命を受けた職員	指示	洪水・高潮 地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
水防管理者	指示	洪水・高潮	水防法第 29 条
自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第 94 条

(2) 避難の指示の記録・報告等

市長は、避難の指示をしたとき、又は警察官等から指示を行った旨の通報を受けたときは、総括班に命じ、指示の種別、実施責任者、指示の理由、日時、避難の対象区域、連絡先等を記録させるとともに、直ちに知事に報告する。また、必要に応じ警察署並びに避難所として利用する施設の管理者その他関係機関に連絡し協力を求める。これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(3) 避難の解除

市長は、避難の必要がなくなったときは、その旨を避難者に防災メール等、適切な方法

により公表するとともに、知事に報告する。

2 避難の指示の伝達方法

- ・市長は、危険地域の自主防災組織、住民、事業所等に対し同報無線、サイレン、静岡市防災メール、コミュニティFM放送、緊急速報メール、テレビ、災害情報共有システム（Lアラート）、ラジオ、広報車その他の方法により住民に周知徹底を図る。その際、要配慮者への的確な情報提供に特に配慮するよう努める。
- ・市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- ・避難の指示を行う場合の伝達内容はおおむね次のとおりとする。
 - (1) 高齢者等避難、避難の指示の主旨
 - (2) 高齢者等避難、避難の指示の対象地域名
 - (3) 避難場所（所在地、名称、受入人員）
 - (4) 避難の経路及び誘導方法
 - (5) その他注意事項等

3 避難の対象者

- (1) 災害によって、現に被害を受けた者で住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 災害によって、被害を受けるおそれのある者

4 避難者の誘導等

- (1) 市
住民の避難にあたっては、自主防災組織等の避難誘導のもとに、高齢者、障がいのある人等の保護を優先するなど、要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施する。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求める。
- (2) 学校、病院等の施設管理者
学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。
- (3) 道路管理者
道路管理者は、警察等と連携し住民の安全のために避難路の確保に努める。

5 安否確認

安否確認の実施に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

6 要配慮者の避難支援

市は、高齢者、障がいのある人等の要配慮者のための静岡市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難支援に努める。

7 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するために、特に必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

また、市長は、警察官及び海上保安官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(1) 警察官、海上保安官又は自衛官の代行

警察官、海上保安官又は自衛官は法第 63 条第 2 項、第 3 項の規定により市長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 知事による代行

知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第 73 条第 1 項の規定により、市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令等を実施しなければならない。

8 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズを把握し、継続した福祉サービスの提供を行うよう努める。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(ア) 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、個別避難計画等に基づき、自主防災組織等の地域の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がいのある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(イ) 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

イ 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。

ア 在宅福祉サービスの継続的提供

- ・市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。
- ・県は、必要に応じ、被災地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に

努めるものとする。

- ・県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、DWA Tを避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとする。

イ 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行うよう努める。社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

ウ 広域支援体制の確立

県は、市等を通じて、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣都県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行われるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

9 学校、社会福祉施設等における避難対策

- ・学校、大規模事業所、特殊建築物等の管理者は、あらかじめ定められた避難計画に基づいて安全に避難できるよう必要な措置を講ずるものとする。
- ・病院、社会福祉施設等並びに多数の病人及び身動きの不自由な者を受け入れている施設の管理者は、あらかじめ定められた避難計画に基づいて安全に避難できるよう必要な措置を講ずるものとする。

10 救助

（１）対象者

災害により、食料品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、疾病傷病等の被害を受け、現に救助を必要としている者に対して救助を実施する。

（２）救助の種類

- ア 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 福祉サービスの提供
- キ 被災した住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の搜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

11 罹災者の救出

市は、市内における関係機関による救出活動について、必要に応じて合同調整所を設置する

など、総合調整を行う。

(1) 救出の対象

- ア 火災の際に火中にとり残された者
- イ 倒壊家屋の下敷きになった者
- ウ 津波を含む水害により、水とともに流され又は孤立した地点にとり残された者
- エ 山・がけ崩れ、地すべり、なだれ等により生き埋めになった者
- オ 大規模な爆発又は電車、自動車、航空機等による集団的大事故が発生し、負傷等により救護を要する者

(2) 救出の方法

救出活動は、消防局が担当するものとし、救出及び救急に必要な部隊編成、車両その他資機材を整備し、それぞれの実情に応じた作業を実施する。

なお、救護に必要な計画については、警察、医師会及び関係交通機関と連絡調整を図っておく。

(3) 関係機関等への応援要請

災害による被害が甚大な場合あるいは災害が同時に多発し、消防局による救出が困難なときは、自衛隊、他の消防機関、県及び警察に応援を要請する。また、住民、事業所等で組織する自主防災組織、ボランティア等に対しても協力を要請する。

(4) 警察との連携

交通規制や現場の警備等が必要となるため、特に警察署と緊密に連携して、罹災者の救出にあたる。

(5) 医療機関との連携

市内の総合病院、医師会、看護協会等と連携して、救急業務にあたる。

(6) 救出期間

災害救助法が適用された場合の救出の期間は、◇資料編 6－1 による。ただし、これによりがたい場合は、知事と協議をして期間を延長することができる。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

12 県への要請事項

市長は、自ら避難及び救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにしたうえで、知事に応援を要請する。

(1) 避難の場合

- ア 避難希望地域
- イ 避難を要する人員
- ウ 避難期間
- エ 輸送手段
- オ その他必要事項（災害発生原因等）

(2) 救出の場合

- ア 救出を要する人員
- イ 周囲の状況（詳細に記入する。）
- ウ その他必要事項（災害発生原因等）

13 広域避難・広域一時滞在

- ・市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては静岡県及び当該市町に協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。
- ・市は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。
- ・市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結をするなど、災害時の具体的な避難や受入れの方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- ・市は、避難所及び避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- ・市及び県は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
- ・市及び県は、政府本部、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。
- ・本市の平野部は浜岡原子力発電所から約40km～70kmの距離にあり、原子力災害による広域避難者の受入れも併せて考慮する必要がある。

(1) 県内他市町への広域避難・広域一時滞在を要請する場合

県内他市町への受入要請については、静岡県及び当該市町へ直接協議する。

広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り本市職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

(2) 県内他市町から避難者を受け入れる場合

広域避難を受け入れる場合は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。

市は、避難場所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(3) 県外への広域避難・広域一時滞在を要請する場合

他の都道府県への受入要請については、静岡県に対し当該都道府県との協議を求める。

広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。

第10節 孤立集落への支援計画

[区、農政、建設、消防]

災害による道路の途絶などが発生した場合には、速やかに孤立集落を把握する。また、被災者の生命を守るため、迅速に救命救助を実施するとともに、防災関係機関と連携・協力して安否確認、健康観察、緊急支援物資の供給、電気・通信等のインフラの確保などを行う。

1 孤立集落の把握

災害による道路の途絶などにより孤立集落が発生するおそれがある場合、又は孤立集落が発生した場合には、通行不可となった道路の先における人家及び迂回路の有無を確認することで、孤立集落を迅速に把握する。

孤立集落の発生を覚知した場合、集落における要救助者を迅速に把握するとともに、安否情報、ライフラインの途絶状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無、備蓄の状況など、現地情報や必要な支援内容を確認する。

2 孤立集落への支援

(1) 救出手段の確保・緊急避難の実施

孤立集落において、怪我人や病人などの要救助者を迅速に救出するため、ヘリコプターによる搬送体制を確保するとともに、必要に応じ緊急避難を行う。

また、緊急避難の必要がない場合であっても、孤立状態が続くと見込まれる場合には、被災者が避難するための避難所を確保する。

(2) 通信手段の確保

自治会長や自主防災組織を通じて、孤立集落における被害の状況や、被災者の状況を確認するとともに、今後の支援の状況を伝えるため、衛星携帯電話等を活用し通信手段を確保する。

(3) 緊急支援物資の確保・搬送

孤立集落の被災者に対して、備蓄食料等の状況や必要な支援物資等を確認し、被災者のニーズに応じて食料、飲料水、生活必需品等の必要な支援物資等を確保するとともに、ヘリコプターや無人航空機等の輸送手段を活用し、関係機関と連携し被災者へ速やかに提供する。

(4) 緊急通行路・迂回路の確保

孤立状態を速やかに解消するため、途絶された道路の通行を可能とする最低限の通行路や迂回路を確保するとともに、迅速な道路復旧に努める。

第11節 避難所運営計画

[危機、区、福祉]

1 避難所の安全管理

- ・避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市職員を配置し、避難所運営本部の活動支援、自主防災組織との連絡及び施設の管理等にあたる。
- ・避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- ・避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。

- ・正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。
- ・火災が発生した場合、火災状況、風向き、周囲の状況その他万一危険が迫った場合の広域避難地への避難のため、幹線避難路の状況等、常に情報収集に努める。
- ・避難所内に傷病人がいる場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- ・給食、給水その他当面必要とされる物資の供給等に当たっては、適切かつ迅速に措置して、避難者に不平不満が生じないように努める。
- ・避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、性の多様性の観点から、性別等の違いによるニーズ等、要配慮者、女性やこども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。
- ・避難所における動物の飼養については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。

2 避難所の開設・運営等

- ・市は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずる。
- ・市は、設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- ・市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。
- ・車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行う避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報をこれらの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。
- ・県は、市を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。

(1) 避難所の開設

市は、避難が必要と判断した場合は、避難所における使用上の安全性を確認した上で、住民等に周知するとともに、管理するための責任者を速やかに派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。

なお、非常に強い揺れを観測した場合、避難所の早期開設を図る観点から、耐震性能が優れた建物については、簡易な方法により使用上の安全性を確認した上で、当面避難所として使用する。

一方、耐震性が相対的に低い建物については、被害状況に応じて応急危険度判定を実施し、使用上の安全性を確認した上で、避難所として使用する。

応急危険度判定については、判定活動の動向を踏まえ、耐震性が相対的に低い建物を優先的に実施し、それらの建物の調査が概ね完了した後に、耐震性能が優れた建物をあらためて実施することを原則とする。

避難所開設の基本的な方針は、「地区の拠点となる避難所」、「公立学校の体育館、公立体育館」、「その他市有施設、協定施設」の順とする。

災害の規模に応じた避難所開設の詳細は、「資料編 4－7 指定避難所の開設・閉鎖基準」、建物の耐震性の詳細は「資料編 4－8 避難所一覧」とする。

ア 福祉避難所の開設及び応援要請等

- ・市は、大規模な災害により、多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者を受け入れるため、福祉避難所となる施設の管理者に開設を要請する。
- ・市は、必要に応じて県に応援を要請する。さらに、避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要に応じて警察官の派遣を要請する。
- ・市は、要配慮者に配慮して、県が協定を締結する旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

イ 避難所設置等の適否検討

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、市内に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

ウ 開設状況の報告と混雑情報の周知

- ・市は、避難所を開設した場合に係関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告するよう努める。
- ・市は、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(2) 避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理し、運営を支援する。市長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営の支援に努める。

ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車中泊避難等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

エ 避難所開設当初から、プライバシー保護のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置

オ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給

カ 快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握（快適なトイレの設置は、発災後初期段階では 50 人に 1 基、発災後中期段階では 20 人に 1 基を目安とする。また、男女比は 1：3 とするよう努める）

キ 避難行動要支援者への配慮

ク 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等必要な措置の実施

- ケ 簡易トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置等、避難所の衛生環境の確保への配慮
- コ 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施
- サ 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- シ 相談窓口の設置（女性指導員の配置）
- ス 高齢者、障がいのある人、乳幼児、外国人、性的マイノリティの人等の要配慮者への配慮
- セ 避難所運営組織において男女双方の意見が取り入れられる協力体制の確保
- ソ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- タ 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、女性用品の女性による配布、各活動班への男女両方の配置、防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置、仕事別に班分けした性別に偏らない組織づくり等、性別や世代等を問わないニーズへの配慮
- チ 避難所における人権と安全を守るため、女性やこども等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性やこども等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
- ツ 被災者支援等の観点からペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
- テ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること
- ト 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成
- ナ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施
- ニ 夏季における熱中症の予防や対処法に関する普及啓発

（３）福祉避難所の開設

市は、災害の状況及び規模に応じて福祉避難所を開設し、それぞれの要配慮者が避難すべき福祉避難所を決定する。平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域集会所等の活用等を含めた検討を行う。

（４）２次的避難所

２次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健

康に支障を来たすと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。

- ・市は、県と連携し、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
- ・市は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、県と連携し、速やかにその確保に努める。

(5) 避難所開設状況等の報告

下記事項について県に報告する。

ア 避難所開設状況報告（開設後直ちに行う）

- (ア) 開設の日時及び場所
- (イ) 箇所数及び受入人員
- (ウ) 開設期間の見込み

イ 避難所受入状況報告（日報）

受入人員（避難所別）

ウ 避難所閉鎖報告（閉鎖後直ちに行う）

3 避難所の早期解消

- ・市は、避難者の健全な住生活の早期確保するため、住宅の応急修理の実施、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等を行い、もって避難所の早期解消に努める。
- ・市は、ライフラインの復旧や応急仮設住宅等の避難先の確保状況などにより、被災者の生活再建が可能となった段階で、避難所の統合・解消を行う。なお、社会機能の早期回復を図るため、学校の教室や民間施設等に避難した避難者については、生活環境の維持に配慮するとともに、段階的に体育館や他の公共施設等へ集約する。集約の順位については、「資料編4-7 指定避難所の開設・閉鎖基準」による。
- ・他の都道府県への応急仮設住宅等への収容については、▼「第9節 避難救出計画 14 広域避難・広域一時滞在」による。

第12節 被災動物の救護計画

[衛生]

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難所等における管理及び飼い主とはぐれたペットへの対応に支障のないよう市、飼い主の実施事項を定める。

1 同行避難動物への対応

(1) 市

- ア 「静岡市被災動物救護計画」等により、避難所等におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。
- イ 「避難所ペットスペース設営ボックス」を拠点となる避難所の防災倉庫に配備し、使用方法について自主防災組織等に周知を行う。
- ウ 避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れると

もに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

◇資料編 4－42：避難所ペットスペース設営ボックス配備先一覧

(2) 飼い主

- ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。
- イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。
- ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。

2 放浪動物への対応

(1) 市

- ア 放浪動物への対応について静岡県と必要な連携を図る。
- イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。
- ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。
- エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、静岡県に対して必要な協力を求める。
- オ 静岡市に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

(2) 飼い主

- ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還させるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。
- イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難（※）に努めるものとする。

※同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

3 被災動物の救護

災害の発生に伴い、犬、猫等のペットで明らかに被災により救護を必要としている動物（以下「対象動物」という）について、静岡市獣医師会・一般社団法人静岡県動物保護協会静岡支部及び公益社団法人日本愛玩動物協会静岡支部との間で締結した「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき、「静岡市被災動物救護計画」の定めるところにより「動物救護センター」を静岡市動物愛護センター及び有度山総合公園運動施設に設置し、対象動物を一定期間保管する。

「動物救護センター」が設置されたときは、静岡市獣医師会と協力して運営にあたり、一般社団法人静岡県動物保護協会静岡支部及び公益社団法人日本愛玩動物協会静岡支部と協力して対象動物の飼育及び健康管理を行う。

◇資料編 4－28：動物救護センターの設置場所

第13節 食料供給計画

[財政、商工、教育]

災害により日常の食事に支障がある罹災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、市、県等の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置する。なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮する。

1 実施主体と実施内容

食料の確保 計画量	県及び市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努める。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内容
市	・備蓄している食料、自ら調達した食料及び国、県、協定を締結している民間事業者等によって調達され引渡された食料について、非常持出しができない被災住民や旅行者等への提供を行う。 ・物資集積所を速やかに開設するとともに、民間事業者等との災害時連携協定に基づいて物資集積所での食料の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保する。 ◇資料編 4－11：緊急物資集積所一覧表
	【備蓄食料の提供】 ・備蓄している食料を被災者に提供する。
	【要請に基づく食料の調達】 ・食料が不足する場合は、協定を締結している民間事業者等に対し、食料の供給を要請する。
	◇資料編 5－9：物資調達に関する協定 ・食料の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにしたうえで、県に調達又はあつせんを要請する。 (1) 調達あつせんを必要とする理由 (2) 必要な食料の品目及び数量 (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者 (4) 連絡課及び連絡責任者 (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無 (6) 経費負担区分 (7) その他参考となる事項
	【プッシュ型支援への対応】 ・南海トラフ地震が発生し、国が避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始した場合は、県と調整を行い、食料の受入や配送を行う。

実施主体	内容
県	・知事は、市から食料の調達又はあつせんの要請があったときは、調達又はあつせんに努めるものとする。 ・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら食料の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に食料を確実にかつ迅速に届けられるよう、食料の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。 ・食料の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（12-2-1）」）とする。これによっても不足するときは、他の食料保有者から調達するものとする。 ・食料の輸送は、原則として当該食料調達先の業者等に依頼するものとする。当該食料調達先に依頼できないときは、▼「県地域防災計画 第3章 第19節 輸送計画」による。 ・災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した食料保有者の食料の在庫量の把握を行うものとする。 ・備蓄食料の状況等を踏まえ、供給すべき食料が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、食料の調達を要請するものとする。 ・必要に応じて、保管命令、収用等食料の供給を確保する措置を講ずるものとする。 ・知事は、国に対する応援要請によっても食料が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、食料の調達を要請するものとする。
市民及び自主防災組織	・物資は、家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって、可能な限りまかなうものとする ・自主防災組織は、市の行う食料の配分に協力し、必要に応じ炊き出しを行うものとする。また、炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具等を地域内のLPガス販売業者等の協力を得て確保する。
農林水産省	県から食料の調達について協力要請があったときは、食料をあつせんし又は調達する。

2 実施内容等

（1）食料給与の対象者

- ア 避難所に避難した者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流出、半壊、半焼、床上浸水等であって炊事のできない者
- ウ 旅館等の宿泊人、一般家庭の来訪客等
- エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先などに避難する者で、食料品をそう失し、持ち合わせのない者

（2）対象品目

- ア 主食（米、弁当、パン、麺類、インスタント食品等の主食）
- イ 副食（調味料を含む）

（3）給与の方法

給与は次の2種類とする。

- ア 炊き出し
 - 罹災者に対する応急炊き出し及び食料品給与の担当を定め、緊急の場合は必要に応じ

て自主防災組織、赤十字奉仕団等の協力を求め、給食施設あるいは仮設炊飯施設により炊き出しを行う。

給食については、民間給食施設や食品製造業者等に協力を要請するなど、被災状況に適切して実施する。また、学校給食施設（学校給食センター及び小中学校給食室）は、供給体制が整い次第、避難者などの食料供給に協力する。

なお、衛生面に留意し、飲料水の衛生処理、器具、容器の洗浄、ハエ等の害虫駆除等を図るものとし、罹災者の健康保持のため、栄養指導についても配慮する。

イ 食料の給与

食料の給与は、原則として包装食によるものとし、なるべく保存性の高い副食物を添える。

なお、主食は米麦飯あるいはパンを原則とし、副食は状況により添付するが、漬物、佃煮缶詰等で食器類を必要としない食品に配慮する。

また、食品の給与に替えて金銭の支給は行わず、数量については、1人1食精米 200g 以内（配給基準数量）、乾パン、生パン及び麺類については社会通念上の数量とする。

（４） 実施期間

災害救助法が適用された場合の食料給与期間は、◇資料編 6－1 による。

ただし、期間内に炊き出しその他による食品給与を打ち切ることが困難な場合は、知事と協議して必要最小限の期間の延長をすることができる。

（５） 輸送方法

調達する食料の輸送は、原則として当該物資発注先の業者に依頼するものとし、当該業者において措置できないときは、▼「第 25 節 輸送計画」による。

（６） 費用の限度額等

災害救助法が適用された場合、炊き出しその他による食品給与のために支出できる費用の限度額は、◇資料編 6－1 による。

（７） 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

3 交通、通信が途絶して市長が県に調達あっせんを要請できない場合の措置

交通、通信が途絶し、市長が県に調達あっせんを要請できない場合において、災害救助法又は国民保護法が適用され、救援を行う必要が生じた時は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引き渡しを要請する。

第 14 節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画

[財政、商工]

災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資（以下この節において「物資」という。）及び燃料を確保するため、市、県等の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置する。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

1 実施主体と実施内容

物資の確保 計画量	県及び市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努める。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内容
市	・備蓄物資、自ら調達した物資及び国、県、協定を締結している民間事業者等から引き渡された物資について、非常持出しができない被災住民や旅行者等に対し、必要に応じて提供を行う。 ・物資集積所を速やかに開設するとともに、民間事業者等との協定に基づき、物資集積所での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保する。 ◇資料編 4－11：緊急物資集積所一覧表 【備蓄物資の提供】 ・備蓄している物資を被災住民や旅行者等に提供する。 【要請に基づく物資の調達】 ・物資が不足する場合は、協定を締結している民間事業者等に対し、物資の供給を要請する。 ◇資料編 5－9：物資調達に関する協定 ・物資の調達が不可能または困難な場合には、次の事項を明らかにしたうえで、県に調達又はあつせんを要請する。 (1) 調達あつせんを必要とする理由 (2) 必要な物資の品目及び数量 (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者 (4) 連絡課及び連絡責任者 (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無 (6) 経費負担区分 (7) その他参考となる事項 【義援物資の受入れ】 ・企業等からの義援物資について、受入れを希望するものと受入れを希望しないものを選定し、その内容のリストや送付先についてホームページや報道機関を通じて広報する。 ・個人からの義援物資は、混載された物資の仕分けなどの作業が必要になることから、原則として受け入れない。 【プッシュ型支援への対応】 ・南海トラフ地震が発生し、国が避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始した場合は、県と調整を行い、物資の受入や配送を行

実施主体	内容
	う。 【炊き出し】 ・炊き出しに必要なＬＰガス及び燃料器具の支給又はあつせんを行う。 ・あらかじめ覚書を締結した静岡県ＬＰガス協会（静岡地区会又は清水地区会）等を通じ、炊き出しに必要なＬＰガスの調達等を行う。 市内の業者だけでは必要量を調達できないときは、次の事項を示して県に調達を要請する。 ア 必要なＬＰガスの量 イ 必要な器具の種類及び数量
県	・知事は、市から物資の調達又はあつせんの要請があったときは、調達又はあつせんに努めるものとする。 ・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。 ・物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した物資保有者等▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（12-3-1）及び（12-3-2）」）とするものとする。これによっても不足するときは、他の物資保有者から調達するものとする。 ・物資の輸送は、原則として当該物資調達先の業者等に依頼するものとする。当該物資調達先に依頼できないときは、▼「県地域防災計画 第３章 第19節 輸送計画」による。 ・災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した物資保有者の物資の在庫量の把握を行うものとする。 ・県は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、物資の調達を要請するものとする。 ・必要に応じて、保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講ずるものとする。 ・知事は、国に対する応援要請によっても物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、物資の調達を要請するものとする。 ・知事は、市から炊き出しに必要なＬＰガス及び燃料器具の調達について、あつせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県ＬＰガス協会に対し、その調達につき協力を要請するものとする。 ・県は、県内の重要施設等の燃料需要を取りまとめ、緊急性に応じて優先順位を決定した上で、政府本部に対して、燃料の供給を要請するものとする。
市民及び自主防災組織	・家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって、可能な限り物資をまかなうものとする。 ・自主防災組織は、市の行う物資の配分に協力し、必要に応じ炊き出しを行うものとする。また、炊き出しに必要なＬＰガス及び燃料器具等を地域内のＬＰガス販売業者等の協力を得て確保する。
日本赤十字	日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズ

実施主体	内容
社静岡県支部	に応じて、速やかに市を通じ被災者に配分する。
経済産業省	県から物資の調達について協力要請があったときは、物資をあっせんし又は調達する。

2 実施事項

(1) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者

住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水若しくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

なお、床下浸水又は非住家に被害を受けただけの者は対象としない。

(2) 対象品目

ア 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ 日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

ウ 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

エ 光熱材料

マッチ、ＬＰガス等

(3) 割当計画の作成

作成された「災害罹災者調査原票」に基づき、必要物品の購入、当該物品の引取り及び配布の割当計画を作成する。

(4) 調達

被災者に対する生活必需品の調達担当は、被災の程度により必要とする物資を速やかに調達できるよう努めるものとし、調達が困難な物資については、県に対し調達又はあっせんを要請する。

◇資料編５－９：物資調達に関する協定

(5) 輸送の方法

ア 調達した物資の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等に依頼する。

イ 当該物資発注先の業者等において輸送できないときは、▼「第 25 節 輸送計画」に基づき市が措置する。

(6) 給与又は貸与の方法

ア 罹災者調査原票に基づき、被災世帯の構成員の数を基準に配分計画を作成する。

イ 受領書を徴して現物支給する。

(7) 費用の限度額

災害救助法が適用された場合の給与又は貸与のため支出できる費用の限度額は、◇資料編 6－1 による。

(8) 給与又は貸与の期間

災害救助法が適用された場合の給与又は貸与の期間は、◇資料編 6－1 による。

ただし、交通の途絶、物資の調達が困難など特別の理由があるときは、知事と協議をし

て必要最小限度の期間を延長することができる。

(9) 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

3 市長の要請を待たずに行う県の実施事項

- ・県は、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、市からの要請が滞る場合には、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、市へ輸送することを検討する。
- ・県は、要請によらない場合も市へ物資を確実に供給できるように、平時から訓練等を通じて物資の配分に関する計画の手順を確認するとともに、検証を行うよう努めるものとする。

第 15 節 給水計画

[区、衛生、水道]

この計画は、災害により飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない場合における応急飲料水供給のための実施事項を定め、給水に支障のないよう措置することを目的とする。

市は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努める。

1 実施事項

(1) 給水の方法

被災者に対する飲料水の供給の担当を定め、被災状況に応じた適切な方法により実施する。

ア 飲料水の供給は、原則として自主防災組織等の協力を得て実施する。ただし、災害が広範囲にわたり、かつ水道施設の被害が甚大で給水能力を上回ったときは、公益社団法人日本水道協会や協定団体等に応援を要請するほか、知事に対して自衛隊等の派遣要請を要求する。

イ 飲料水の供給に使用する器具は、十分に洗浄したのち使用する。

ウ 仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。

エ 飲料水の供給は、自主防災組織と連携し、耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽を活用する拠点給水のほか、給水車や可搬型給水タンクを活用した運搬給水など、現状に応じた適切な方法により実施する。なお、井戸等を水源としたろ過消毒など自己努力によって飲料水を確保する住民に対しては、衛生上の注意を広報する。

オ 給水車による運搬給水は救護病院等の重要施設を優先する。

(2) 給水対象者

災害により、現に飲料水を得る事ができない者

(3) 飲料水の供給量

飲料水の最低必要量として、1人1日3リットルを目標とする。

(4) 費用の限度額等

災害救助法が適用された場合の飲料水の供給に必要な費用の限度額及び対象経費は、◇

資料編 6－1 による。

(5) 飲料水の供給期間

災害救助法が適用された場合の飲料水供給期間は、◇資料編 6－1 による。

ただし、知事と協議し必要最小限の期間を延長することができる。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

2 県への要請事項

市長は、市内で飲料水の供給を実施することが不可能な場合は、次の事項を明らかにしたうえで、知事に調達のあっせんを要請する。

- (1) 給水対象人員
- (2) 給水期間及び給水量
- (3) 給水場所
- (4) 給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合その台数
- (6) その他必要事項

3 県の実施事項

- ・知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんを要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。
- ・知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。
- ・知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導等を行う。

第 16 節 水道及び下水道対策計画

[水道、下水]

この計画は、市民の日常生活及び産業経済活動に欠くことのできない水道事業並びに下水道事業の各施設、設備についての応急措置について定める。

市は、災害の発生時において、上下水道等の構造等を勘案して、速やかに、上下水道等施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

1 上水道

取水、浄水及び配水の各施設について、設備の防護に全力を挙げ給水不能の範囲を可能な限り最小限にとどめるよう努める。また、過去の被災メカニズムを検証するとともに、他事業体の被災事例を調査することで改善に努める。

(1) 停電の場合

取水場、浄水場、配水場等において、自家発電装置のある施設はこれに切り替え、断水防止に万全の措置を講ずる。

(2) 水道水が汚染し、又は汚染のおそれがある場合

施設が破壊し、毒物等の混入が予想され、又は混入の事実を知った場合は、直ちに配水中止し、同報無線や広報車による広報、静岡市防災メールによる情報配信、報道機関による放送等により水道の使用禁止の周知徹底を図るとともに、破壊箇所の復旧、施設の洗浄並びに消毒を実施して毒物等の除去に努める。

(3) 取水、浄水、配水施設が破損した場合

一部の取水、配水系統が破損した場合は、断水区域の縮小を図り、断水区域に対して応急給水を実施するとともに、破損箇所の復旧に全力を挙げる。

また、施設の大部分が破損した場合は施設の応急復旧を実施する。

(4) 配水管が破損した場合

配水管が破損し、出水による浸水、道路陥没等の被害が発生、又は発生のおそれがある場合は、配水を一時制限又は停止の措置をとる。このため、断水が生じたときは速やかに応急給水を実施する。

2 下水道

下水道の防護に全力を挙げるとともに、施設に被害を生じたときは、直ちに応急復旧に努めるとともに下水処理機能及び排水機能の確保を図る。

(1) 応急措置

ア 停電の場合

ポンプ場、浄化センター等において停電した場合には、直ちに機器が正常に作動するか確認し、自家発電装置に切り替え、施設の維持管理に万全の体制を講ずる。

イ 浸水の場合

浄化センターが浸水した場合は、直ちに排水を図るため、被災箇所・状況を調査し、速やかに応急措置を講ずる。また、下水道幹線・雨水幹線の破損による浸水については、被害が広範囲に及ぶおそれがあり、応急復旧は特に迅速に行う必要がある。排水不能の事態が発生した場合には、移動ポンプを設置して排水作業を行う。

ウ 管きよの閉塞

管きよ等の破損により、管きよ内に土砂等が流入・堆積した場合には、速やかに閉塞箇所を把握し、障害物を除去し、流入防止等の応急措置をとる。

エ 津波警報が発表された場合の措置

ポンプ場、浄化センター等においては、津波警報が発表された場合は、直ちに放流ゲートを閉め、放流口からの浸水を防止する。なお、流入水位が上昇した場合は、放流口水位の状況を見ながらゲートを調整し放流する。

(2) 要員の確保

緊急活動の実施にあたり、要員に不足を生じたときは、他の部・班の職員の応援を要請するが、なお不足するときは「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」に加入する地方公共団体（東京都及び政令市）に対して要員の派遣を要請する。

(3) 応急復旧用資機材の確保

災害の規模により大量の資器材が必要になる場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」に加入する地方公共団体（東京都及び政令市）及び災害協定締結済の団体等に緊急的に資機材の調達を要請する。

(4) その他

他関係機関との連携並びに住民への情報提供に努める。

第 17 節 応急仮設住宅等

(▼第 2 章 第 25 節「応急住宅」に準ずる。)

第 18 節 住宅の応急修理

[財政、建築]

1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(1) 市の実施事項

住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。

(2) 災害救助法に基づく緊急修理の実施

災害救助法が適用された場合の緊急修理の実施基準は、◇資料編 6－1 による。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の実施

(1) 市の実施事項

住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。

(2) 災害救助法に基づく応急修理の実施

災害救助法が適用された場合の応急修理の実施基準は、◇資料編 6－1 による。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

第 19 節 医療及び助産計画

[福祉、衛生、病院]

災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、県、市等の実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置する。

この計画は、災害のため医療機関が混乱し、医療又は助産を受ける途を失った者に対して、市の実施事項を定め、医療又は助産に支障のないように措置することを目的とする。

1 基本方針

(1) 医療救護体制の整備

市は、市域内の医療救護を行うため、市医師会等の協力を得て救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。

なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。

(2) 災害拠点病院による広域的な受入れ

県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入れを広域的に行い、市独自では対応できない事態に対応する。

(3) 広域的な医療搬送と医療チームの受入れ

県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外からの災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）、災害支援ナース等医療チーム（救護班）の受入れによる治療を実施する。

(4) 地域医療搬送

県は、災害拠点病院及び市等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院の要請等により市が行う。

(5) 医療救護活動

市及び県は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じトリアージを行い、効率的な活動に努める。

(6) 広域災害・救急医療情報システム

県及び市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。

(7) 県による広域的な医療救護活動

県は、国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域的な医療救護活動を実施する。

(8) 多機関連携による医療提供体制の確保・継続

県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、災害リハビリテーション支援チーム（J RAT）、災害時感染制御支援チーム（DICT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所や救護所、社会福祉施設等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

(9) 災害時健康危機管理支援チームの派遣要請

県及び市は、保健医療福祉調整本部（健康福祉部）及び保健所の総合調整等を円滑に実施するため、必要に応じ、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を要請する。

(10) 県は、必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。

(11) 健康相談

県及び市は、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(12) DWA T等の派遣要請

県は、避難所等の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じ、DWA Tや災害支援ナース等の派遣を要請する。

2 救護所、救護病院及び災害拠点病院

区分	内容	
救護所	設置	市は、地震による災害が発生した場合は、医師会等の協力を得て、あらかじめ指定した場所に救護所を設置する。
	活動	ア トリアージの実施 イ 必要に応じ、重症患者及び中等症患者の応急処置を優先し、続いて軽症患者（医師の治療を必要とする者）の処置を実施 ウ 中等症患者及び重症患者の救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況等の報告 カ 医薬品等の補充に関する災害対策本部への要請 キ その他の必要な事項
仮・二次救護所	設置	災害発生当初は開設しないが、被災の規模、応援医療チームの支援体制等を踏まえ、状況に応じて開設する。
	活動	救護所と同様とする。
救護病院	設置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院及び救護病院に準ずる病院を指定する。
	活動	ア トリアージの実施 イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項
災害拠点病院	設置	県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。
	活動	ア トリアージの実施 イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 ウ 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配 エ DMA T等医療チームの受入れ及び派遣 オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

3 実施主体と実施内容

実施主体	内容
県	あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。

実施主体	内容
	・知事は、市から救護班（DMA T、D P A T等医療チーム）の派遣要請があったときは関係機関▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（14-2-3）」）に対して救護班の派遣を要請する。 ・知事は、市から医薬品等の調達について要請があったときは静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（14-3-1）」）から調達・あっせんを図る。 ・知事は、市から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、静岡県赤十字血液センター▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（14-2-2）」）へ供給を要請する。 ・知事は、市から救護班の派遣や患者輸送及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。 ・知事は、市から医師の派遣要請があったときは、一般社団法人静岡県医師会に対して、JMA Tの派遣を要請する。 ・知事は、市から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。 ・被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（14-2-1）」）への重症患者の受入れの要請等必要な措置を講ずる。 ・被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を広域医療搬送するために必要な措置を講ずる。
市	1 医療救護活動の基本方針 （１） 負傷者の医療救護を応急的に行うために救護所を設ける。軽症患者（医師の治療を必要とするもの）の処置は、救護所で行うことを原則とする。 （２） 重症患者（生命を救うため、直ちに手術等の入院治療を必要とする者）及び中等症患者（多少治療の時間が遅れても生命に危険はないが、入院治療を必要とする者）の医療救護は救護病院等で行う。 （３） 負傷者の医療救護を市内の救護病院等で措置できない場合は、県が定める医療救護計画に基づき県災害対策本部に広域搬送を要請する。 （４） 広域搬送をする場合、救護病院等又は市は、最寄りのヘリポートまで重症患者を搬送する。 （５） 市は、南海トラフ巨大地震等に対処するため、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。 （６） 医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じて、トリアージを行い、効率的な活動に努める。 （７） 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、必要に応じて派遣を要請する。 2 実施事項 （１） 地震発生後、直ちに各医療救護施設の被害状況を調査し、被害に応じた

実施主体	内容
	対策を講じ医療救護体制を確立する。 (2) 発災後、体制が整った施設は、速やかに医療救護活動を開始する。 (3) 重症患者及び中等症患者は、救護病院等に受け入れる。 (4) 医療救護施設が効果的に機能するよう、医療救護施設ごとの医療活動状況や医療ニーズを把握するほか、静岡県災害医療コーディネーターが保健医療福祉調整本部長又は保健所長の業務を補完する形として医療資源の需給調整を行う。 (5) 救護所、救護病院等の受入状況等の把握のため職員を配置する。 (6) 被害の状況に応じて、重症患者の広域搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。 3 血液の確保 医療救護施設から輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。 4 県への医師等の派遣要請 市長は、救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは静岡県災害医療コーディネーターの助言等により、次の事項を示して、県に医療チーム（DMAT、JMAT、DPAT等）及び保健師等チームを要請する。 (1) 必要な救護班数 (2) 救護班の派遣場所 (3) その他必要事項 被害の状況に応じて、重症患者の広域搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。 5 医薬品等の確保 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救護所等において災害時に必要とされる医薬品及び衛生材料等を調達する必要があると認めるときは、医師会、薬剤師会等との協定に基づき要請する。 また、管内の医薬品卸業者等から調達する。さらに、管内で調達できない場合には、県に調達を要請する。 ◇資料編 5－10：医療救護に関する協定 6 負傷者の搬送 (1) 負傷者の救護所、救護病院等への搬送は、自主防災組織が行う。 (2) 救護所で応急処置を受けた中等症患者及び重症患者の救護病院等への搬送は、自主防災組織又は消防機関等により行う。 (3) 広域搬送のためのヘリポート等の搬送拠点までの搬送は消防機関等が行う。 7 医療に係る救援物資の管理・供給 医療に係る救援物資は、あらかじめ指定した場所に集積し、静岡県災害薬事コーディネーターの協力のもと、受援医薬品等の管理、整理や効率的な分配を行う。 8 薬剤師の派遣要請

実施主体	内容
	市長は、薬剤師が不足したときは、県に薬剤師の派遣を要請する。また、静岡県災害薬事コーディネーターの協力のもと、応援薬剤師を受入れ、必要な場所に分配するなど、救護所等における応援薬剤師の運用を行う。
市民及び自主防災組織	(1) 傷病者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。 (2) 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。 (3) 救護所で応急処置を受けた中等症患者及び重症患者を救護病院等に搬送する。

4 日本赤十字社静岡県支部の活動

区分	内容
医療救護班の派遣	・日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、直ちに出勤させる。 ・医療救護班は医療救護を行う地域の市と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の措置等の応援を行う。
広域応援	・日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ第3ブロック代表支部長（日本赤十字社愛知県支部長）に対し、医療救護班の派遣を要請する。 ・日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。 ・医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。

5 実施事項

(1) 医療を受ける対象者

- ・医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者
- ・現に医療を必要とする状態にある者
- ・応急的に医療を施す必要がある者

(2) 助産を受ける対象者

- ・災害のために助産の途を失った者
- ・現に助産を要する状態にある者
- ・災害の発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者

なお、上記については被災者である否とを問わない。また、本人の経済的能力の如何を問わない。

(3) 医療及び助産の範囲

表 3-6 医療及び助産の範囲

医療	助産
1 診 察	1 分べんの介助
2 薬剤又は治療材料の支給	2 分べん前、分べん後の処置
3 処置、手術その他治療及び施術	3 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
4 病院又は診療所への収容	

医療	助産
5 看護	

(4) 実施期間

災害救助法が適用された場合の医療及び助産の実施期間は、◇資料 6－1 による。

ただし、必要に応じ知事と協議し期間を延長することができる。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

(5) 医療及び助産の実施

- ・被災者に対する医療については、医師会等の協力を得て救護班を編成し、救護所の開設又は巡回により行う。助産については、医師会、公的病院等の協力を得て、対応可能な病院、診療所で行う。
- ・災害の規模又は患者の発生状況によっては、県に医療チーム（DMA T、JMA T、DPA T等）を要請する。
- ・救護班による医療救護ができない場合又は救護班による医療救護が適当でない場合については、病院、診療所に医療救護を要請する。
- ・多数の負傷者が発生した場合は、トリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

◇資料編 5－10：医療救護に関する協定

◇資料編 4－13：救護所一覧表

◇資料編 4－14：救護病院一覧表

(6) 費用の限度

ア 医療

(ア) 救護班による場合

使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費の実費

(イ) 病院又は診療所による場合

国民健康保険診療報酬の額以内

(ウ) 施術者による場合

当該地域における協定料金の額以内

イ 助産

(ア) 救護班による場合

使用した衛生材料等の実費

(イ) 助産師による場合

当該地域における慣行料金の 8 割以内

(7) 医療品等の確保

医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医療品及び衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力等の実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておく。

また、医薬品等が不足すると思われる場合には、県に調達を要請する。

◇資料編 5－10：医療救護に関する協定

(8) 県への要請事項

市長は、医療及び助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにしたうえで、県に医療チーム（DMA T、JMA T、DPA T等）及び保健師等チームを要請する。

- ア 必要な救護班数
- イ 救護班の派遣場所
- ウ その他必要事項（災害の発生原因等）

（９） 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、県医療救護計画で定める体制の中で、適切な医療救護活動を実施するものとする。医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

（10） 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

6 健康への配慮

特に、高齢者、障がいのある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

市は、避難所や在宅などにおいて、健康観察が必要となる被災者に対し、保健師等による健康相談等や歯科衛生士等による口腔ケア活動等を実施する。

7 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

（１） 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第４章及び消防法第１７条の規定は、適用しない。

（２） 市長の措置

ア 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。

イ 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置を行う。

第 20 節 防疫計画

[衛生、保健所、水道、環境]

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

1 実施事項

市長は、防疫上必要と認める場合は、以下の各項を実施する。

- （１） 病原体に汚染された場所の消毒
- （２） ねずみ族、昆虫等の駆除
- （３） 病原体に汚染された物件の消毒等
- （４） 生活水の供給
- （５） 浸水により感染症の発生が懸念される地域の防疫活動支援

- (6) 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請
- (7) 臨時予防接種の実施
- (8) 健康診断の実施
- (9) 感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするための調査の実施
- (10) 防疫に関する広報の実施

2 実施内容

(1) 実施基準

被災により周辺環境の衛生状態が低下し、感染症発生のおそれがある次の場合に実施する。

- ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域
- イ 集団避難所
- ウ 安全な飲料水の確保が困難な地域
- エ その他衛生状態が良好でない地域

(2) 実施方法

- ア 防疫上必要とされる消毒
- イ 感染症を媒介するおそれのある害虫等の駆除
- ウ 安全な飲料水の確保及び飲用指導
- エ 毒劇物の取扱い
流出飛散防止の指導及び流出等した場合の回収指導
- オ その他、防疫上必要な措置

(3) 消毒機器及び薬品

消毒機器及び薬品は、協定締結業者より調達し、不足の場合は農協等が所有しているものを借り上げる。

3 実施期間

災害の状況に応じてその都度決定するが、おおむね7日間とする。

4 市民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

5 関係団体の実施事項

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、県及び市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

6 その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

第 21 節 災害廃棄物処理計画

[環境、都市、建設、下水]

被災地の災害廃棄物、生活ごみ、避難所ごみ、し尿の処理を適切に行うことで、被災者の速やかな生活再建を図るため、市、県等の実施事項を定める。

1 基本方針

- ・災害廃棄物（生活ごみ、避難所ごみ及びし尿を含む。）（以下「災害廃棄物等」という。）の処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持及び都市機能の速やかな復旧・復興を図る上で不可欠であることから、「静岡市災害廃棄物処理計画」に従って円滑・迅速・適正に処理する。
- ・一時的に多量に発生する片付けごみ、損壊家屋等の撤去ごみ等の災害廃棄物は広域処理を含めた検討を行い、仮置場の適正配置や中間処分、最終処分先の確保により計画的かつ効率的に処理を行う。
- ・災害廃棄物等の処理にあたっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
- ・し尿は、下水道などの処理施設における処理が可能となるまでは、仮設トイレ、携帯トイレ、マンホールトイレ等で対応する。
- ・市民が災害廃棄物等を速やかに分かりやすく排出できるよう、同報無線、市ホームページ、SNS、テレビ、チラシなどを活用し、適時適切な情報発信を行う。
- ・市民等からの問合せにワンストップで対応できるよう、災害廃棄物コールセンターを設置する。

2 災害廃棄物等の処理方法

（１） 災害廃棄物（生活ごみ、避難所ごみ、し尿を除く）の処理

実施主体	内容	
県	災害廃棄物処理対策組織の設置	災害廃棄物の処理に関する諸事務を実施するため、災害廃棄物処理対策組織を設置する。
	情報の収集	・災害廃棄物に関する被災状況の把握について、市を支援・指導する。 ・市町の被災状況を集計し、県全体の被災状況を把握する。
	関係団体等への協力要請	収集、整理した情報に基づき、災害廃棄物の処理について、以下の機関へ協力を要請する。 ア 国、近隣都県、県内非被災市町 イ 関係団体 （ア） 公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 （イ） 静岡県環境整備事業協同組合 （ウ） 日本環境保全協会静岡県連合会
	処理方法の市町への周知	災害廃棄物の処理を円滑に推進するため、「静岡県災害廃棄物処理計画」等による「災害廃棄物処理実行計画」（以下「実行計画」という。）を被災市町へ周知し、対応状況の把握・助言

実施主体	内容
	を行う。
市	(1) 発災後、災害廃棄物対策本部を速やかに設置するとともに、情報収集体制を確立する。また、以下の内容を整理した上で静岡県に報告する。 ア 家屋の被災棟数等の被災状況 イ 廃棄物処理施設等の被災状況 ウ 仮置場整備の状況 エ 腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況 (2) 大規模災害時における災害廃棄物の広域処理体制を整備するため、県等と情報共有を図るとともに、緊密な連携体制を構築する。 (3) 収集した情報を基に、災害廃棄物等の発生量を推計する。 (4) 災害廃棄物等の収集運搬・処理計画等の方針を決定する。 (5) 推計した災害廃棄物等の発生量を処理するのに必要な仮置場（大規模仮置場）、処理施設等を確保する。 (6) 災害廃棄物等の排出場所・排出方法を住民・事業者にも周知する。 (7) 市域において災害廃棄物を処理することが困難な場合は、県や災害協定を締結する他都市、民間事業者等に支援を要請する。 (8) 関係部署間で連携し、生活環境の保全を図る。 (9) その他損壊家屋の解体等「静岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正に処理を行う。
事業者	(1) 災害後の事業活動に伴い発生する廃棄物等（被災した事業所の撤去に伴う廃棄物や敷地内に流入した土砂や流木、通常の事業活動の継続に伴う事業ごみ等）については、原則として事業者の責任で処理する。 (2) 被災した住居併設型店舗や中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業から排出された廃棄物のうち、通常の事業活動の継続に伴い発生する廃棄物（家庭系生活ごみに相当するもの）であって、家庭等から排出された災害廃棄物と分離が不可能なものは、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から本市が処理する。 (3) 事業者が保有していた製品であって、災害により、商品価値が無くなり、出荷ができなくなった物の処理は、原則として事業者の責任で処理する。
市民及び自主防災組織	(1) 災害廃棄物等の処理は、市の指定する排出方法等に従い、河川、道路、海岸及び山間部等に投棄しない。 (2) 地域ごとに住民用の臨時ごみ集積所を設置する。 (3) 臨時ごみ集積所の整理、ごみの流出防止等の管理を実施する。

（２）生活ごみ・避難所ごみの処理

実施主体	内容
県	・市の要請に基づき市の行うごみ処理について処理場▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（15-2-1）」）や死亡獣畜処理場（市又は清掃業者）▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（15-3-1）」）、清掃用運搬資機材▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（15-2-3）」）あつせん、必要な指導を行う。

実施主体	内容
	・市の要請に基づき、県内市町、他県、国に対して、ごみ処理の応援を要請する。 - ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。
市	(1) 被災状況から判断し、収集する優先品目（腐敗性廃棄物・感染性廃棄物等）を定めるなど可能な収集・処理体制を確保する。 (2) 市域において生活ごみ・避難所ごみを処理することが困難な場合は、県や災害協定を締結する他都市、民間事業者等に支援を要請する。 (3) 発災後速やかに情報収集体制を確立し、状況の変化に応じて計画的に生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬及び処分を実施する。 (4) 分別項目、排出場所、収集エリアを迅速に決定し、排出方法について住民及び避難所管理者へ周知する。 (5) 生活ごみ及び避難所ごみは、仮置場に搬入せず、本市の清掃工場で処理を行う。 (6) 関係部署間で連携し、生活環境の保全を図る。 (7) 腐敗性廃棄物等の対策や発生する廃棄物の組成等に留意し、必要な措置を講ずる。
市民及び 自主防災組織	(1) ごみの分別及び搬出について、市の指導に従う。 (2) 河川、道路、海岸及び山間部等に投棄しない。 (3) 地域ごとに住民が搬出するごみの集積所を設置する。 (4) ごみ集積所の整理、ごみの流出防止等の管理を実施する。

(3) し尿の処理

実施主体	内容
県	・市の要請に基づき、市の行うし尿処理について処理場▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（15-2-1）」）や清掃用運搬機材▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（15-2-2）」）のあっせん、必要な指導を行う。 ・市の要請に基づき、県内市町、他県、国又は関係団体に対して、し尿処理の応援を要請する。 - ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。
市	(1) 下水道の普及区域及び農業集落排水処理地域においては、処理可能となるまでの間は、住民に仮設トイレ等で処理し、し尿及び家庭雑排水は管きょに流さないよう広報活動を実施する。 (2) 「静岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、仮設トイレ等のし尿の収集・処理体制を速やかに整備する。また、市域においてし尿を処理することが困難な場合は、県や災害協定を締結する他都市や民間事業者等に支援を要請する。 (3) 速やかに下水道施設、農業集落排水施設及びし尿処理施設等の応急復旧に努める。

実施主体	内容
市民及び自主防災組織	(1) 自主防災組織は、職員の仮設トイレの設置に協力し管理を行う。 (2) 下水道施設等の被災に伴い、水洗便所が使用できない場合は、仮設トイレ等を使用し処理する。

3 廃棄物処理法における特例

廃棄物処理法に係る特例の取扱いについては、別に定める▼「静岡市廃棄物処理計画」に基づき、実施する。

第22節 社会秩序維持計画

[総務、危機、観光・市民]

市長は、当該市の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。

1 実施事項

生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものについて、調査及び対策を講ずる。

(1) 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。

(2) 特定物資の報告徴取、立入検査等

ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。

2 県に対する要請

市長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

3 警察に対する要請

市長は、市域内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、市を所轄する警察署に対し、下記の事項についての措置を講ずるよう要請する。

(1) 不法事態に対する措置

(2) 鉄砲又は刀剣類に対する措置

第23節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

[観光・市民、福祉、衛生]

この計画は、災害により行方不明となり、既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため遺体識別等のために行う措置並びに埋火葬ができない者に対して、市の実

施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋火葬に支障のないようにすることを目的とする。

1 基本方針

- ・市は、県が作成した▼「遺体処理計画策定の手引」に基づいて▼「静岡市遺体措置計画（遺体措置マニュアル）」を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- ・遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- ・県は、市の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市に助言する。
- ・市域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- ・市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
- ・市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。
- ・県は、市が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。

2 実施主体と実施内容

実施主体	内容		
市	遺体の搜索	市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。	
	遺体収容施設	設置	市は、大規模災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、関係機関と協議の上、次の施設に遺体収容施設を設置する。 ◇資料4－10：大規模災害時における遺体収容施設
		活動	市は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護病院、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。
	遺体の処置	市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引取人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。	

実施主体	内容	
	死亡届の受理	遺族あるいは関係者からの死亡届（死体検案書）を受理し、埋火葬許可証を発行する。
	広域火葬	市は、大規模な地震等の発生により、平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、市外での火葬が必要と判断したときは、静岡県広域火葬計画に基づき、速やかに県に広域火葬の応援・協力を要請する。
	県への要請	市長は遺体の搜索、処理及び火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。 ア 必要な医師数 イ 搜索、措置及び火葬に必要な職員数 ウ 搜索が必要な地域 エ 火葬施設の使用可否 オ 必要な輸送車両の台数 カ 遺体措置に必要な器材及び資材の品目別数量 キ 広域火葬の応援が必要な遺体数
県	市長から遺体の搜索及び措置に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。 ・知事は、市から医師の派遣の要請があったときは、医師に対する協力要請派遣のため必要な措置を講ずる。 ・知事は、県職員、自衛隊、消防団、青年団等遺体の搜索及び措置に必要な要員の派遣、遺体の措置に必要な器具、資材、輸送車両等の調達又はあつせんを行う。 ・知事は、大規模な遺体収容所の設置を行う。 ・知事は、火葬要員のあつせんを行う。 ・知事は、静岡県広域火葬計画に基づき、県内の市町、さらには他の都道府県の応援を得て、火葬場の割り振り調整、応援資機材集積拠点の指定等、広域火葬を行うために必要な措置を講ずる。	
市民及び自主防災組織	行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。	

3 実施事項

(1) 遺体搜索対象者

災害により行方不明の状態にある者で、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索

ア 搜索にあたっては、地元関係者やボランティア等の協力を得て実施するほか、自衛隊、警察官等の出動を要請し、必要に応じて舟艇その他機械器具を活用するとともに、人員に不足を生じたときは、人夫の雇上げにより積極的な活動を実施する。

イ 遺体が海上に流出したものと予想される場合には、知事に海上保安庁、自衛隊の応援要請を要求するほか、警察並びに漂着が予想される関係市町に搜索を依頼する。

(3) 搜索の費用

災害救助法が適用された場合の搜索の費用は、◇資料編 6－1 による。

(4) 実施期間

災害救助法が適用された場合の搜索期間は◇資料編 6－1 による。

ただし、期間の延長が必要な場合は、最小限度の範囲で知事と協議して延長を行うことができる。

(5) 遺体の措置

ア 遺体の措置内容

(ア) 遺体を発見したときの措置

遺体は、遺体収容施設等において、警察及び医師の協力を得て速やかに検視及び検案を受け、身元が判明し、遺族等の引取人があるときは速やかに引き渡す。

(イ) 遺体の一時保存のため施設等を設置し、遺体の識別等のため、適切な処置をする。また、遺品の保存などの措置をとる。

(ウ) 身元不明の遺体又は引取人がない遺体は、身元を確認するため、警察にも調査を依頼し、指定した収容施設に一時保存する。

イ 遺体収容

(ア) 遺体収容施設は、関係機関と協議の上、災害時の状況に応じて開設する。

(イ) 遺体収容にあたっては、極力損傷を与えないよう丁重に扱うとともに、死者に対する礼が失われることがないように注意する。

ウ 遺体措置の期間

災害救助法が適用された場合の遺体の措置の期間は、◇資料編 6－1 による。

ただし、静岡県知事と協議をして延長することができる。

エ 火葬、埋葬の対象者

(ア) 災害時の混乱により死亡した者

(イ) 災害のため火葬、埋葬を行うことが困難である場合

オ 死亡届の受理

遺族あるいは関係者からの死亡届（死体検案書）を受理し、埋火葬許可証を発行する。

カ 埋火葬の方法

(ア) 埋火葬の程度は応急仮葬であり、埋葬又は火葬とする。

(イ) 棺、ドライアイス、骨等の遺体の安置、埋火葬に必要な物資の支給及び埋火葬、納骨等の役務の提供を行う。

(ウ) 民間の第三者が埋火葬を行った場合には、例外措置として費用の限度内で実費を補償することができる。

(エ) 遺体の身元が判明している場合は、遺族などの関係者に連絡して遺体を引き渡し、身元不明の遺体については、原則として市長の届出により埋火葬する。

(オ) 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬する。

(6) 費用の限度額等

災害救助法が適用された場合の遺体の措置及び埋火葬の費用の限度額は、◇資料編 6－1 による。

なお、埋火葬の期間は遺体の措置に準ずる。

(7) 県への要請事項

市長は、遺体の搜索、措置、火葬について知事に応援を求める場合には、次の事項を明らかにしてあつせんを要請する。

ア 搜索、措置、火葬に必要な職員数

イ 搜索が必要な地域

ウ 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否

エ 必要な輸送車両の台数

オ 遺体の措置に必要な器材、資材の規格及び数量

カ 広域火葬の応援が必要な遺体数

(8) 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

(9) 協定による資機材の確保

災害時に遅滞なく埋火葬を行えるよう、平時から協定を締結して埋火葬のための資機材を確保するよう努める。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

4 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

＜特例措置＞

政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

第24節 障害物の除去

[環境、都市、建築、建設]

- ・市長は、県知事の委任を受けて、災害救助法に基づき、災害により土石等が居室等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ自己の資力では住宅又はその周辺に運ばれた障害物除去を行うことができない世帯を対象に実施する。
- ・市は、上記のほか、市民の日常生活に著しい影響を及ぼす災害が発生したと認めるときは、建設業協会やボランティア団体などの関係機関等と連携・協力し、土砂の排除等を実施する。

1 災害救助法に基づく障害物除去の実施

応急的な除去は、次の方針に基づき生活上欠くことのできない場所を対象として実施する。

(1) 障害物除去の対象

障害物除去の対象については、居室、台所、玄関、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分とし、現物をもって行う。

(2) 費用

災害救助法が適用された場合の一世帯あたりの費用については、◇資料編 6－1 による。

(3) 期間

災害救助法が適用された場合の障害物除去の期間については、◇資料編 6－1 による。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

2 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

3 宅地内等における堆積土砂の排除

本市に災害救助法が適用された場合や、災害により市民生活に著しい影響を及ぼす場合などにおいて、速やかに市民の生活再建を図るため、宅地内等堆積土砂排除の実施に必要な基本方針、執行体制、業務分担などを定めることで、土砂排除等に係る体制を構築する。

なお、土砂排除等に係る活動内容は、別に定める「宅地内等堆積土砂排除に係る実務マニュアル」による。

第 25 節 輸送計画

[危機、総政、消防]

この計画は、災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。

- ・市及び県は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含めて確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握し、緊急輸送が円滑に実施されるようあらかじめ運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。
- ・市及び県は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。
- ・市及び県は、地域内輸送拠点の効率的な運営及び避難所等への物資の輸送について効率的な運営を図るため、速やかに、運営や輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

1 輸送の方法

(1) 陸上輸送

ア 市有車両の活用

イ 運送業者等による輸送

市有車両だけでは対応が困難であり、トラック・バス・タクシー等による輸送が適当な場合は、一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会、車両輸送に関する協定締結事業者等に車両輸送を要請する。

ウ 鉄道による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道による輸送が適当な場合は、東海旅客鉄道株式会社静岡支社、静岡鉄道株式会社に鉄道輸送を要請する。

エ 人力による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人力による輸送を行う。

オ 自衛隊の要請の要求

▼「第 34 節 自衛隊派遣要請の要求計画」による。

(2) 海上輸送

道路、鉄道等の施設が被災し、自動車及び貨車による輸送が不可能となり、かつ大量の物資、資材等の輸送を必要とするときは、船舶並びに舟艇の調達について知事に要請する。

海上輸送は、県、民間、漁業協同組合並びに海上保安庁等の協力を得て次の船舶により行う。

ア 県有船舶

県有船舶による輸送の応援を知事に要請する。

イ 海上自衛隊の艦艇

▼「第 34 節 自衛隊派遣要請の要求計画」による。

ウ 海上保安庁の船艇

▼「第 35 節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画」による。

エ 民間船舶及び漁船

(ア) 民間船舶（漁船を除く）

民間船舶への応援要請は、県を通じて中部運輸局静岡運輸支局に行い、その結果を清水海上保安部へ報告し、必要な支援を要請する。

(イ) 漁船

漁船への応援要請は、清水・由比港漁業協同組合を通じて行う。

◇資料編 5－8：輸送に関する協定

(3) 航空輸送

災害の状況により航空機による輸送が必要となった場合は、市長は消防ヘリコプターを活用するほか、知事等に対して、空輸の応援要請の要求を行う。

自衛隊による航空輸送を必要とする場合は、▼「第 34 節 自衛隊派遣要請の要求計画」による。

◇資料編 4－32：防災ヘリポート一覧表

◇資料編 4－33：ヘリポートの具備すべき事項

2 輸送の範囲等

(1) 輸送の範囲

ア 被災者の避難に係る支援

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の搜索

カ 死体の措置（埋葬を除く）

キ 救済用物資の整理配分

ただし、特に必要な場合には知事と協議し、上記以外についても輸送を実施することができる。

(2) 実施期間

災害救助法が適用された場合の輸送実施期間は、◇資料編 6－1 による。

ただし、事前に知事と協議し、必要最小限度の期間を延長することができる。

(3) 費用の限度額

災害救助法が適用された場合の輸送費用は、◇資料編 6－1 による。

(4) 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

(5) 県への要請事項

市長が輸送計画について、知事に対して応援を求める場合には、輸送の内容により、各計画に定めるところに従って要請する。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

第 26 節 運輸施設応急対策計画

[危機]

この計画は、災害対策諸活動を円滑かつ効率的に運営するため、欠くことのできない運輸施設を災害から防護し、災害応急対策を実施するために必要な要員や物資などの輸送を確保するため、運輸機関は、自ら定める災害対策の規定等に基づいて防災活動を行うとともに、県、市及び防災関係各機関等と協力して、公共機関としての機能の維持を図る。

1 機関の名称、所在地

表 3-7 運輸機関の名称、所在地

機関名	所在地	電話番号
東海旅客鉄道株式会社 静岡支社	静岡市葵区黒金町 4 番地	代表 054-284-2319
静岡鉄道株式会社	静岡市葵区鷹匠一丁目 1 番 1 号	代表 054-254-5114

2 異常気象時及び災害時における運転規制について

◇資料編 4－49：静岡鉄道株式会社の運転停止基準

3 実施事項

(1) 応急体制の確立

鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生したときは、災害対策本部の設置等により社内の応急体制の確立を図る。

(2) 代行輸送等の実施

路線等の被害により、列車の通行が不能となったときは、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。

(3) 応急復旧の実施

崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係

者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

第 27 節 交通応急対策計画

[建設]

この計画は、被災者及び救援物資等の輸送を円滑に行うため、市内主要交通路の確保、交通規制の実施及び道路・橋りょう等の応急復旧を実施し、応急作業の効率化を図ることを目的とする。

1 実施事項及びその方法

(1) 被災箇所及び危険箇所の把握

災害が発生した場合は、道路パトロールなどの監視体制を強化し、市の管理する道路をはじめ、市域内の国が管理する国道及び他の管理者に属する道路についても、破損、決壊、橋りょう流失その他交通に支障を生じるおそれのある箇所を早急に把握するとともに、各道路管理者等と連携して、迅速かつ適切な措置をとる。

(2) 道路啓開

災害応急対策を実施するため、緊急輸送路として確保すべき幹線道路から優先して道路啓開、応急復旧等必要な措置を実施する。

◇資料編 4－20：緊急輸送路一覧表

(3) 実施機関及び担当

表 3-8 交通応急対策実施機関及び担当

国道 1 号	国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所
国道 52 号	国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所
臨港道路	静岡県清水港管理局
国道 149 号	静岡市建設局道路部
国道 150 号	静岡市建設局道路部
国道 362 号	静岡市建設局道路部
県道	静岡市建設局道路部
市道	静岡市建設局道路部
街路樹	静岡市建設局道路部
電柱、架線	N T T 西日本株式会社静岡支店、中部電力パワーグリッド株式会社等
交通信号機	静岡県公安委員会

(4) 街路灯及び街路樹等の応急対策

倒れた街路灯及び街路樹等は、交通障害、架線の切断等の原因となるおそれがあるため、次の要領により除去作業を実施する。

ア 倒れて交通の障害となった街路灯及び街路樹や個人所有のブロック塀、建築物等は、道路と並行に片寄せた後、順次収集処理する。

イ 倒れかけた街路灯及び街路樹で復旧の見込みのないものは取り除き、道路と並行に片

寄せした後、順次回収する。

ウ 被害を受けても復旧可能な街路灯及び街路樹については、支柱及び結束材料等を使用して傾斜を回復する処置をとる。

(5) 主要交通路等の確保

事前に復旧する道路の優先順位や方法等を定め、緊急輸送路、優先確保ルート及び孤立予想集落につながる道路等の主要な道路・橋りょう等の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、被災状況により随時迂回路を設定する。

2 災害時における通行の禁止又は制限

- ・道路管理者は、破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。
- ・道路管理者は、道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は、適切なまわり道の道路標識をもって明示する。
- ・道路管理者は、通行禁止又は制限を実施しようとする場合又は実施したときは、直ちに所轄の警察署長に連絡する。なお、バス路線となっている場合は、しずてつジャストライン株式会社にその旨を連絡するものとする。

3 放置車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。

4 道路の応急復旧

(1) 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任は、当該道路の管理者とする。

(2) 他の道路管理者に対する通報

市長は、市域内の国が管理する国道及び他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障を来たすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者等に通報し、応急復旧の実施を要請する。

(3) 緊急の場合における応急復旧

市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行う。

(4) 占用施設設置者の相互協力

電気、ガス、上下水道、電話等の道路占用者は、被害を発見した場合、自己の所管する施設以外についても直ちに道路管理者等に通報し、応急措置などについて相互に協力し合うものとする。

(5) 国・静岡県への要請事項

市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、国や静岡県に対

して応急復旧の応援を要請する。

(6) 仮設道路の設置

道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、国や静岡県と協議し、実施責任の範囲を定め必要な措置を講ずるものとする。

(7) 経費の負担区分

ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。

イ 緊急の場合における応急復旧の経費

市長が、市区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は、応急復旧を実施した市長が、その経費の一時繰替支弁を行うことができる。

ウ 仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度、国や静岡県と協議して経費の負担区分を定める。

5 応急措置のための要員及び道路復旧用資機材等の確保

(1) 要員の確保

職員を動員するほか、市内の建設業協会等に協力を要請する。又、要員が不足するときは、知事に対し要員の確保についてあつせんを要請する。

◇資料編 5－3：民間事業者との協力協定一覧

(2) 道路復旧用資機材等の確保

市内各事業所が保有する道路復旧用資機材等の実態を把握し、必要に応じて借上げ、又は提供を受けるなどの方法により確保する。また、道路復旧用資機材等については、一定量を市においてあらかじめ確保する。

6 県公安委員会による交通規制

(1) 災害時における交通の規制等

ア 緊急通行車両以外の車両通行の禁止又は制限

県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害対策基本法に基づき、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（①道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

イ 緊急輸送路の指定

県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第 1 次、第 2 次、第 3 次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道 1 号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。

ウ 緊急通行車両の通行の確保

県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両

の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

エ 交通規制の周知徹底

県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。

(2) 警察官の措置命令等

ア 警察官による通行妨害に対する措置

警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ 警察官による緊急措置

アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ 自衛官による措置

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ 消防吏員による措置

警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

オ 道路管理者による措置

道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(3) 除去障害物の処分

除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。

適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

(4) 通行の禁止又は制限に係る標示

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置しなければならない。

なお、この場合、当該道路管理者等に必要事項を通知するとともに、区域内の住民に周知するものとする。

◇資料編 4－21：緊急通行車両以外の車両通行止標示

(5) 交通安全施設の復旧

県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(6) 緊急通行車両の申出

指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して申出（「緊急通行車両確認申出書」）をすることができる。

◇資料編 4－22：緊急通行車両確認申出書

(7) 緊急通行車両の確認

県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

◇資料編 4－23：緊急通行車両標章

◇資料編 4－24：緊急通行車両確認証明書

(8) 交通の危険防止のための通行の禁止又は制限

警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。

道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

7 海上交通の確保

区分	内容
情報の収集伝達	・ 県は地方整備局、運輸局、海上保安庁、自衛隊、市、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、石油コンビナートの被害状況、港内の状況等について情報の収集を行う。 ・ 市は県の行う情報収集伝達に協力する。
海上交通の制限及び調整	・ 海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、いかだ等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講ずる。 ・ 海上保安庁は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。 ・ 海上保安庁は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。 ・ 市は、船舶交通の制限、輸送路の選定等について、海上保安庁が実施する航行及び停泊の制限又は禁止及び県等の防災機関が行う活動に協力する。
海上交通確保の措置	(1) 海上交通の調整 県は、海上保安庁等、防災関係機関と相互に連絡し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。 (2) 港湾施設等の応急措置

区分	内容
	港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。 (3) 海上自衛隊及び海上保安庁等に対する支援要請 知事は、市又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、応援要請があったときは、海上自衛隊、海上保安庁等に対し応援を要請する。 (4) 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じたときは、必要に応じ調査を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。 (5) 海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講ずる。 (6) 海上保安庁は、警報の伝達、排出油の防除、危険物の保安、海難救助等の適切な措置を講ずる。 (7) 市は、油の流出による火災の鎮圧、水路、航路の確保等について必要な場合、海上自衛隊及び海上保安庁等の派遣を要請するよう知事に要求する。

8 航空交通の確保

区分	内容
情報の収集伝達	市は、静岡ヘリポートの滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設等の被害状況、航空機の被害状況、支雪裡用者の被災状況等施設内及び周辺の状況についての情報収集を行う。
施設の運用制限	市は、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じるときは、直ちに運用を一時休止し、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行う。また、施設の安全を図るため、施設利用者の混乱防止及び避難誘導、入場制限等必要な措置を講ずる。
施設機能確保の措置	市は、施設機能を確保するため、障害物の除去、応急修理等の応急措置を講ずるほか、関係機関と相互に連絡し、必要な調整を行う。
緊急用務空域指定の依頼	県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

9 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合には、あらかじめ当該道路管

理者と協議する。

10 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的として、交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下、「検討会」という。）を組織する。

検討会において交通マネジメント施策を実施するに当たり、検討会の構成員は、相互協力を行うとともに、平時からあらかじめ連携に必要な情報共有や連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。

第 28 節 応急教育計画

[財政、教育]

この計画は、こども園、小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校等」という。）の生徒等、教職員、施設及び設備が災害を受け、正常な教育活動を行うことが困難となった場合において、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。実施することにあたっては、施設の復旧、生徒等及び家庭の被災状況を考慮して行う。

1 基本方針

- ・ 県教育委員会は、公立学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。また、県は私立学校等に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。
- ・ 応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。
- ・ 学校等は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- ・ 中学生や高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校等の施設や設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

区分	内容
災害応急対策	計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等における施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 計画に定める項目は、次のとおりとする。 なお、特別支援学校、障がいの状態及び特性等に配慮を必要とする生徒等が在籍する学校等においては、特に留意して計画を作成する。 (1) 学校等の防災組織と教職員の任務 (2) 教職員動員計画

区分	内容
	(3) 情報連絡体制 (4) 生徒等の安全確保のための措置 (5) その他「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校等が実態に即して実施する対策
応急教育計画の作成	(1) 市立の学校等の校長等は、市又は教育委員会と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 ア 被害状況の把握 生徒等、教職員及び学校等の施設、設備の被害状況を把握する。 イ 応急教育の計画 (ア) 教職員を動員し学校等の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。なお、被害の状況により必要があるときは、市又は地域住民の協力を求める。 (イ) 生徒等、教職員及び学校の施設・設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 (ウ) 全生徒等を学校等へ同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設等を利用して分散授業を行う等の措置を講ずる。 (エ) 生徒等を通学不能な他地域に集団移動させて応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。 (オ) 教育活動の再開にあたっては、生徒等の登下校時の安全確保に留意する。 (カ) 学校給食の再開については、施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。 ウ 学校等が避難所になる場合の留意事項 (ア) 避難所に供する施設・設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 (イ) 学校等の管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。 (ウ) 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難所運営との調整について、市と必要な協議を行う。 (2) 市立以外の学校等における応急教育については、市立学校に準ずる。この場合、学校等の校長等は、県と密接な連携を保ち、応急教育計画を定める。 (3) 市長は、応急教育のため必要と認めたときは、教育委員会と協議のうえ、知事若しくは、県教育長に対し、施設又は教職員の確保について要請する。 (4) 生徒等の心のケア 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校等は生徒等の実態を踏まえ、学校等の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。

3 学用品の給与

(1) 実施基準

ア 学用品の給与を受ける者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学に支障のある小学校児童、中学校及び高等学校等生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部等生徒を含む。）

イ 学用品の品目

(ア) 教科書（文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもので、教育委員会が採択したものに限る。）

(イ) 教材（教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているものに限る。）

(ウ) 文房具

(エ) 通学用品

ウ 実施期間

災害救助法が適用された場合の学用品の給与期間は、◇資料編 6－1 による。ただし、知事と協議し期間を延長することができる。

エ 費用の限度額

災害救助法が適用された場合の学用品の給与の限度額は、◇資料編 6－1 による。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

(2) 市の実施事項

学用品給与の方法

ア 給与の対象となる児童及び生徒の人数は、被災者名簿と当該学校における学籍名簿と照合し、被害別及び学年別に正確に把握する。

イ 児童又は生徒の判定時点は、原則として災害発生の日とする。なお、学年末等の場合は実情に即して判定する。

ウ 教科書は、学年別、学科別及び発行所別に調査集計し、購入配分する。

エ 通学用品及び文房具は、被害状況別並びに小・中学校別に学用品購入計画表を作成し、購入する。

オ 給与品目は、各人の被害状況程度等の実状に応じ、特定品目に重点を置くことも差し支えない。

カ 教材は、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。

キ 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

4 応急教育

(1) 休校措置

災害が発生し、又は災害の発生が予測されるときは、おおむね次の基準によるが、各学校長は、自校の状況に応じて適切な措置をとる。また、措置の内容を教育委員会に報告する。

ア 児童・生徒が登校以前に暴風、大雨、洪水警報等が発表されている場合には、自宅待機等の措置をとることができる。

イ 児童・生徒が登校後に暴風、大雨、洪水警報等の発表が予測されるときは、気象情報

に十分注意し、安全に留意して適切な措置をとる。

授業を打ち切り、早退させる場合は、注意事項を徹底し団体行動を取らせる等、安全面の指導をするとともに、特に低学年児童、特別支援学級児童等については、教師並びに保護者が付き添うなど、適切な措置をとる。

(2) 応急教育の実施

応急教育は、施設の被害程度、復旧の状況並びに教員、児童・生徒及び家族の被災の程度、更には交通機関、道路の復旧状況等も勘案して、次の方法により行う。なお、各学校長は、教育委員会に措置の内容を報告する。

ア 教育施設が被災した場合

(ア) 校舎の一部が被災し、使用不能となったときは、残存する安全な校舎を使用して学級合併授業、一部又は全部にわたって二部授業を実施するなどの対応を図る。

(イ) 校舎の使用が全面的に不可能となったが、数日で復旧する見込みのときは臨時休校の措置をとり、その期間中は、地域の集会所等を利用し、学習内容の指示、生活指導など応急教育を実施する。

(ウ) 校舎の被害が甚大であり、復旧に日時を要するときは、隣接の学校において二部授業を行う。ただし、これによることが困難な場合は、プレハブ校舎の設置、民間施設の一時借上げ等の措置をとる。

イ 道路並びに交通機関が被災した場合

(ア) 一部又は半数に近い児童・生徒が登校できないときは、短縮授業、半日授業等の措置をとる。

また、登校できない児童・生徒については、別途適切な措置をとる。

(イ) 一定区域の児童・生徒が登校できないときは、臨時に授業を行うなどの措置をとる。

(ウ) 半数以上の児童・生徒が登校できないときは、臨時休校又は臨時に地域の集会所等を利用し、授業を行うなどの措置をとる。

ウ 児童・生徒が被災し避難した場合

(ア) 児童・生徒が避難のため個別に居住地を離れたときは、避難先地区の学校に仮入学をさせ、授業を行う。

(イ) 児童・生徒が集団避難したときは、避難先地区の学校を指定し、二部授業又は合併授業を行うなどの措置をとる。

5 文教施設の応急復旧

(1) 校舎

被害の軽微な校舎については、即時修理を行い、教室に不足が生じた場合は、特別教室、体育館の一時転用を図り、なお不足する場合は、仮設（プレハブ等）教室の設置等の措置をとる。

(2) 校庭

運動場の被害については、使用に危険のない程度の応急修理を行う。

(3) 備品

流失、焼失、破損等により備品が滅失、あるいは使用不能となった場合は、予備の備品を使用するなど授業に支障をきたさないよう配慮する。

6 教職員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、応急教育を実施するための教職員が不足した場合は、補充教員の臨時的任用、一時的な教職員組織の編成替え等により必要な教職員の確保に努める。

7 就学措置

被災した児童・生徒に対する就学の援助について必要な措置を講ずる。

8 学校給食

災害時における学校給食は、可能な限り継続実施に努めるが、次のような場合は、関係機関と協議して一時休止等の措置をとる。

- (1) 災害が広範囲にわたり、被害が甚大なため学校給食施設が災害応急対策のため使用されたとき
- (2) 学校給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり応急復旧が完了するまでの期間
- (3) 感染症の発生が予想されるとき
- (4) 給食物資の調達が困難なとき
- (5) その他給食の実施が適当でないと認めるとき

9 被災学校等の教職員並びに園児・児童・生徒の健康管理

被災の状況により、被災学校・園の教職員並びに園児・児童・生徒に対し、健康診断、感染症の予防等、必要な措置をとる。

10 緊急時の園児・児童・生徒の登下校対策

各学校（園）長は、保護者及び関係諸団体の協力を得て、保護者、教員等を指導員又は監督員として配置し、集団登下校等の安全措置をとる。

11 県への要請事項

市長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合、下記について知事に調達及びあっせんを要請する。

- (1) 応急教育施設のあっせん確保
- (2) 集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導
- (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導
- (4) 教職員の派遣充当
- (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達及びあっせん

第 29 節 社会福祉計画

[市民、福祉、こども]

市及び県は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付けを行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ること

ができる環境の整備に努める。

1 基本方針

- ・市及びその他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- ・市長は、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- ・市は、あらかじめ定める公共的施設に速やかに臨時生活相談所を開設する。なお、生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から、順次適切な応急措置を講ずる。
- ・各実施機関の体制について、援護措置の実施が困難な場合、市長は応援要員の派遣を知事に要請する。

2 実施事項

(1) 罹災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置

- ア 罹災社会福祉施設の応急復旧
- イ 罹災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあつせん
- ウ 臨時保育所の開設の指導及び職員のあつせん

(2) 罹災低所得者に対する生活保護の適用

罹災した低所得者が最低限度の生活を営むことができない場合には、担当民生委員の協力を得て生活保護の適用を行う。

(3) 罹災者の生活相談

実施機関	市（被害が大きい場合は県と共催）
相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
協力機関	県、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会、静岡県災害対策士業連絡会、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関

(4) 罹災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け

実施機関	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
協力機関	県、市、民生委員・児童委員
貸付対象	罹災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）
貸付額	「生活福祉資金貸付金制度要綱」による。

(5) 罹災母子・父子・寡婦世帯に対する母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

実施機関	市
協力機関	民生委員・児童委員
貸付対象	罹災母子・父子世帯・寡婦（災害により母子・父子世帯・寡婦となった者を含む。）
貸付額	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条に規定する額

(6) 罹災身体障害児者に対する補装具の交付等

実施機関	児童：県、市 18 歳以上：市
協力機関	児童：民生委員・児童委員、身体障害者相談員 18 歳以上：民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
対象	罹災身体障害児者
交付等の 内容	(ア) 災害により、補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 (イ) 災害により、負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付 (ウ) 罹災身体障害児者の更生相談

(7) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け

実施機関	市
支給及び 貸付対象	災害弔慰金：自然災害により死亡した者の遺族 災害障害見舞金：自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者 災害援護資金：罹災世帯主
支給及び 貸付額	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 3 条、第 8 条及び第 10 条の規定に基づき市が条例で定める額

(8) 被災者（自立）生活再建支援制度

実施機関	（公財）都道府県会館（県単制度は県）
支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯
支給額	被災者生活再建支援法第 3 条に定める額

(9) 義援金の募集及び配分

実施機関	県、市
協力機関	教育委員会（県、市）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市）、報道機関、その他関係機関
募集方法	災害の程度を考慮して、その都度協議決定する。
配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定する。

(10) 義援品の受入れ

実施機関	県、市
協力機関	報道機関、その他関係機関
受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表することなどにより受入れの調整に努める。

第30節 農林水産業対策計画

[環境、農政]

この計画は、災害による農地、農業用施設、農作物、家畜、林道施設、治山施設、林産物、漁業施設等に対する被害の防除措置について定める。

1 被害状況の把握

市は、県、農業協同組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合等の協力を得て被害状況を把握する。

2 農地、農業用施設に対する応急措置

(1) 農道

崩土等の障害物除去の措置をとる。また、通行に危険があると認めたときは通行止め等の措置を講ずる。

(2) 用排水路

取水扉門の操作等により冠水の拡大防止に努める。

(3) 農業集落排水処理施設

処理場、管きょ等、農業集落排水処理施設の迅速な点検を行うとともに、施設に被害を生じたときは応急復旧を行い、排水処理機能の確保を図る。

3 農作物に対する応急措置

(1) 応急措置の実施

市は、農業協同組合等の農業団体の協力を得て、次の応急措置に努める。

ア 農作物の被害の実態に合った病虫害の防除、肥培管理等の技術指導

イ 苗、種子、農業用資材等のあっせん等の措置

ウ 苗、種子、農業用資材等の確保に困難を生じたときは、県に種苗事業者のあっせんを要請する。

(2) 二次災害防止の応急措置

農業者、農業団体等に対し二次災害防止のための応急措置を要請する。

ア 農業用施設の倒壊等による人身被害の防止措置

イ 農薬の漏出防止措置

ウ 農業用燃料の漏出防止措置（茶工場や園芸施設の重油タンク等）

4 家畜に対する措置

(1) 緊急的措置

市は、家畜飼養施設の被害状況により、二次災害防止のため、農業団体及び県中部家畜保健衛生所等の協力を得て、次の指導を行う。

ア 余震等による畜舎の二次倒壊による人身被害の防止措置及び生存家畜の救出措置

イ 家畜の逃亡措置及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置

(2) 応急措置

市は、農業団体及び県中部家畜保健衛生所の協力を得て、次の応急措置に努める。

ア 被災地における家畜の飼育管理の指導及び飼料の確保

- イ 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置（予防接種、畜舎消毒等）
- ウ 動物用医薬品（治療、消毒、予防）の円滑な供給
- エ 汚染地域の消毒等の措置
- オ 死亡獣畜の円滑な処分
- カ 緊急を要する飼料の確保について調達が困難な場合は、県に対して保有飼料の放出又は飼料事業者のあっせんを要請する。

5 林道施設に対する措置

（1）緊急的措置

市は、地元関係者及び維持管理委託業者と相互連携し、林道施設の被害状況を把握するとともに、県中部農林事務所に報告する。

また、林道施設に被害が発生した、又は発生するおそれがある場合、二次災害防止のため、次の措置を講ずる。

- ア 崩土等の通行不能状態に伴う、林道内の人員の救護及び退去措置
- イ 安全が確認されるまでの通行止め措置
- ウ 被害拡大防止措置

（2）応急対策

市は、林道施設の被害状況に応じ、次の措置を講ずる。

- ア 林道施設被害に伴う、人家の孤立若しくは、生活利用に支障が発生するおそれがある場合は、町内会、警察、消防の協力を得て、迅速・的確な住民避難及び交通規制等の措置（広報対策を含む）
- イ 林道の通行に危険があると認めた場合は、通行止めの措置

6 治山（林地）に対する措置

（1）被害状況の把握

市は地元関係者の協力を得て、山腹崩壊、地すべり、土石流、倒木等の被害状況の把握に努める。

（2）緊急的措置

市は地元関係者、建設業者等の協力を得て次の緊急的措置に努める。

- ア 山腹崩壊、地すべり、土石流等の被害が生じ又は与えるおそれがある場合は土砂及び倒木等の撤去
- イ 地すべり又は亀裂等が生じた場合はシートで覆う等その拡大防止

7 林産物に対する措置

市は、森林組合等の協力を得て森林所有者、種苗経営者等の林産物生産者に対し、風倒木、被災苗木の処理、病虫害の防除及び林産施設の応急復旧等について技術支援を行う。

8 漁業施設に対する措置

（1）被害状況の把握

漁業協同組合等と連携し、漁港及び漁港施設及び漁業関係施設等の被害状況を把握するとともに、被害情報を県水産業局及び港湾局に報告する。

（2）緊急対策

ア 漁業関係施設の被害状況から二次災害発生防止のため必要があると認めた場合は、漁船燃料等の漏出防止措置と流出油への引火防止措置を漁業協同組合に指示する。

イ 大規模な燃料流出等の場合にあっては、清水海上保安部、警察署、消防署に応急対策を要請する。

(3) 応急対策

ア 市及び漁業協同組合等は漁業関係施設等の被害状況に応じ、次の応急措置を講ずる。

(ア) 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕

(イ) 漁業無線による就航船舶、出漁漁船に対する漁港施設被害情報の提供

イ 復旧活動の支障となる漁港施設の速やかな復旧工事を実施する。

第 31 節 消防計画

[消防]

この計画は、市の消防体制を明らかにし、各種災害の軽減に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、警防活動については、市の警防体制に関する計画による。

1 消防組織

消防局、消防署及び消防団が一体となり警防活動体制を確立する。

◇資料編 2－19：消防局・消防団組織図及び消防車両等現況表

2 警戒態勢

災害が発生し、又は災害が予想され、警防活動を統制する必要があるときは、消防の総力をあげて警戒態勢を確立する。

3 出動体制

(1) 出動体制

ア 消防隊等の災害時出動にあたっては、「消防隊等災害出動計画」の出動区分に従い、災害現場出動隊、残留隊等の編成について定め、警防活動の効率的運営を図る。

イ 災害の規模が拡大し、通常体制の消防力では災害の防ぎょが困難であると判断される場合は、非常事態に対処した警防活動体制の編成を行い、消防の総力をあげて災害の被害拡大防止にあたる。

ウ 大規模な地震災害に対処するため、「地震災害警防計画」に基づき、消防の総力をあげて災害の被害拡大防止にあたる。

(2) 消防団の体制

ア 消防団の火災出動にあたっては、「静岡市消防団災害出動基準」の出動区分に従い警防活動を行う。

イ 災害の規模が拡大し、通常の出動体制では災害の防ぎょが困難となる場合は、その規模に応じ、団長の指示に基づき総力をあげて災害の拡大防止にあたる。

ウ 大規模な地震災害に対処するため、「地震災害警防計画」に基づく「地震災害対応マニュアル」により活動し、消防団の総力をあげて災害の被害拡大防止にあたる。

4 警防活動

(1) 消防活動

ア 市は、その市域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため市の警防活動に関する計画に基づき消防隊の編成を行い次の活動を行う。

- (ア) 火災警防活動
- (イ) 風水害警防活動
- (ウ) 避難・誘導活動
- (エ) 救助・救急活動

イ 消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。

ウ 消防機関等は、火災防ぎょに当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。また、速やかに火災の状況を把握するとともに、林野火災防ぎょ隊形図、飛び火警戒を含めた要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行い、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。

エ 消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の、山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

オ 消防局は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努める。

(2) 広域応援体制

ア 市長は、消防組織法第 39 条の規定により、災害が次のいずれかに該当する場合には「静岡県消防相互応援協定」等に基づき、協定している他の市町長等に対し応援要請を行う。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求める。

- (ア) 発災市町等において発生した災害が協定を締結している市町等（以下「応援市町等」という。）に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (イ) 発災市町等の消防力によっては防ぎょが著しく困難と認める場合
- (ウ) 発災市町等を災害から防ぎょするため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

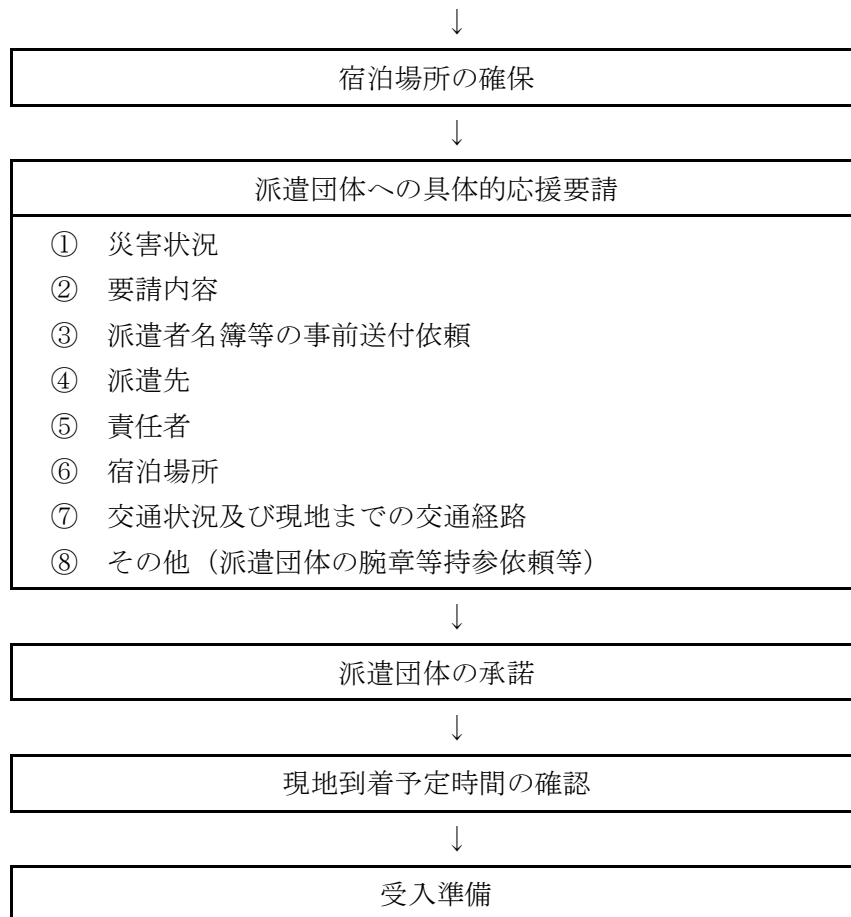
イ 消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請する。また、県は、必要に応じ、又は被災市町からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。

ウ 県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。

◇資料編 5－2：消防相互応援協定

表 3-9 他の地方公共団体の長に対する応援要請手順

要請内容協議（行政管理部及び関係部・課）



(3) 大規模林野火災対策

ア 市及び県は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。

イ 市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある場合は、消防ヘリコプターによる空中消火活動を行う。

ウ 市は、あらかじめ定められたところにより、地上において消防機関による空中消火活動を支援する。

エ 林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、市は、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮する。

(4) 危険物施設の災害対策

危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。なお、消火活動を行うにあたっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。

(5) ガス災害対策

市は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性に鑑み、ガス漏れ事故等防止対策に関する協定に基づき、都市ガス事業者、高圧ガス事業者等、関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずる。

(6) 船舶火災対策

船舶火災については、清水海上保安部との相互応援協定に基づき消防活動を行うとともに、港湾関係機関と連携を図る。

第 32 節 応援協力計画

[危機、総務、財政、観光・市民、環境、福祉、商工、農政、消防、水道、下水、教育]

この計画は、災害時における広域激甚な被害に対応するため、県、警察、他の市町、自衛隊等に対して行う応援要請の概要について示す。

- ・災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築する。市は、地理等に精通していない応援者、物資の円滑な受入体制の整備に努める。
- ・南海トラフ地震発生時における広域応援の受入れは、静岡県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。
- ・相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

1 県への応援要請

- (1) 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
 - ・応援を必要とする理由
 - ・応援を必要とする人員、資機材等
 - ・応援を必要とする場所
 - ・応援を必要とする期間
 - ・その他応援に関し必要な事項
- (2) 市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。
- (3) 市は、上記の要求ができない場合には、その旨及び市の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

2 指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対する職員の派遣要請等

- ・市長は、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して職員の派遣要請を行う。
- ・市長は、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、知事に対して指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について、あつせんを求める。

3 民間団体等に対する応援要請

市長は、次の団体に対し直接又は知事を通じて応援の要請を行う。

(1) 応援協力要請の対象

応援協力要請の対象となる民間団体等のうち、主なものは次のとおりである。

- ア 赤十字奉仕団、青年団、男女共同参画団体、商工団体、農林水産団体、ボランティア団体
- イ 大学、高等学校、専修学校、各種講習施設等の学生・生徒
- ウ あらかじめ協定を締結した団体等

(2) 応急協力要請の時期及び要請事項

本部長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の事項を示して応援を要請する。

- ア 必要な人員数
- イ 作業内容
- ウ 作業場所
- エ 集合場所
- オ その他応援協力要請に関し必要な事項

(3) 応援協力要請の実施方法

ア 受入れと配分

民間団体等から応援の申し入れがあった場合は、応援の内容、人員などを把握し、各部・班の労務要請に応じ配分する。

イ 活動内容

- (ア) 炊き出し
- (イ) 救援物資の整理及び運搬
- (ウ) 飲料水の供給
- (エ) 清掃及び防疫
- (オ) 被害調査
- (カ) 避難所の運営支援
- (キ) 災害廃棄物の処理
- (ク) その他災害応急対策のうち危険の伴わない作業

ウ 活動の記録

- (ア) 活動団体の名称、人員及び氏名
- (イ) 活動期間
- (ウ) 作業内容
- (エ) その他の特記事項

4 緊急消防援助隊の要請

(1) 応援要請

市長は、地震等の大規模災害時における災害の発生状況から、人命救助、消火、救急活動等において、本市の消防力及び県内消防機関の応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に対し、消防組織法第 44 条に基づき、緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(2) 緊急消防援助隊の受入れ

「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」に基づき、緊急消防援助隊の円滑な消防活動を確保するため、次の措置を講ずる。

- ア 情報連絡体制
- イ 応援部隊への情報提供
- ウ 応援部隊の集結場所及び野営場所の指定

◇資料編 4－30：応援部隊の集結場所及び野営場所の指定（緊急消防援助隊）

- エ 応援部隊への資機材等の提供及び補給
- オ 航空機（ヘリコプター）の離発着場の確保

◇資料編 4－31：航空部隊の活動拠点場所の指定（緊急消防援助隊）

カ 応援部隊の運用

キ その他必要事項

5 協定締結団体等への要請

市長は、災害応急対策等を実施するため必要があるときは、災害時における応急対策活動に関する協力協定に基づき関係団体に対して協力を要請する。

◇資料編 5－3：民間事業者との協力協定一覧

6 支援受入施設の確保

応援のため派遣されてきた他の地方公共団体や防災関係機関等の職員のため、以下のように宿泊施設等を確保する。

（１）指定した公共施設

◇資料編 4－25：応援職員受入施設

（２）民間施設の借上げ

必要に応じて市内の民間施設を借り上げる。

7 経費の負担

援助に関する経費は、法令や相互応援協定等の定めによるもののほか、原則として市が負担する。

第 33 節 賃金職員の雇用計画

[総務]

この計画は、災害救助法に基づき、災害応急対策の実施について要員が不足し、賃金職員の雇用が必要となった場合は、目的、作業種別ごとに計画をたて、市の実施事項を定め、必要最小限の賃金職員を雇用する。

1 災害救助法に基づく雇用内容

救助の実施に必要な賃金職員を雇用できる労務の内容は、次のとおりである。

- （１）被災者を避難誘導させる労務
- （２）医療・助産における移送のための労務
- （３）被災者救出のために使用する機械器具その他の資機材を操作し、又は後始末する労務
- （４）飲料水の供給のため使用する機械器具の操作及び運搬、浄化用薬品を配布する労務
- （５）救助用物資を整理、輸送及び配分する労務
- （６）遺体の搜索、遺体搜索に必要な機械器具その他の資機材を操作し、又は後始末する労務
- （７）遺体の洗浄、消毒等の処置及び収容施設等まで輸送する労務

2 雇用の期間

賃金職員の雇用期間は、救助種目ごとに定められている期間とする。

第 34 節 自衛隊派遣要請の要求計画

[危機]

災害時において、市民の生命や財産を守るため、自衛隊に支援を要請する場合の必要事項を明らかにする。

1 自衛隊派遣に係る事前調整

自衛隊への災害派遣要請を円滑に実施するため、平時から災害対応に係る情報を共有するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに自衛隊の現地情報連絡員（リエゾン）を派遣するよう市から自衛隊に依頼する。

2 自衛隊派遣要請の要求

大規模災害発生時など市民の生命及び財産を脅かすおそれがある場合は、自衛隊の派遣要請の必要性を早期に見極めた上で、緊急性が高い場合には直ちに派遣要請を決定する。その際、派遣要請にあたっては、市長は、知事に連絡するとともに次の必要事項等を明示した文書をもって、自衛隊の派遣要請を要求する。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 災害派遣要請の要件等

自衛隊の災害派遣要請を要求できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合で、「緊急性」、「公共性」、「非代替性」の3要件を踏まえ、派遣要請を決定する。

なお、派遣要請の内容は、市や県等が協議して決定する。

(1) 災害派遣要請の要件

緊急性	差し迫った必要性があること。
公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと。

(2) 災害派遣要請の内容

ア 被害状況の把握

車両や航空機などを活用した災害状況の情報収集活動

イ 避難の援助

避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助

ウ 遭難者等の捜索・救助

エ 水防活動

土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動

オ 消防活動

利用可能な消防車（空中消火が必要な場合は航空機）、その他の防火用具（消火薬剤等

- は、通常関係機関の提供するものを使用)を活用した消防機関への協力
- カ 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
- キ 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動(薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用)
- ク 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ケ 給食、給水及び入浴支援
被災者に対する給食、給水及び入浴支援
- コ 物資の無償貸付及び譲与
防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
- サ 危険物の保安及び除去
自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
- シ 防災要員等の輸送
- ス 連絡幹部の派遣
- セ 災害廃棄物の撤去
市のみでは対応が困難な、住民の生活環境保全上の支障が生じうる規模の災害廃棄物撤去

(3) 災害派遣要請の要求手続

- ア 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。
- イ 知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

(4) その他

- 市以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

4 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

- 市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することがないように、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

- 市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに、作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

(3) 作業の実施に必要な物資、機材等

市長は、作業の実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより知事へ物資、機材等の調達を要請する。

(4) 自衛隊との連絡交渉における窓口の一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。

(5) 派遣部隊の受入準備と到着後の措置

ア 派遣部隊の受入準備

知事から派遣の通知を受けた場合は、次の点に留意し派遣部隊の受入に万全を期すものとする。

(ア) 派遣部隊指揮所を設置する。

(イ) 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。

(ウ) 派遣部隊との連絡責任者を定める。

(エ) 応援を要請する内容、所要人員、必要とする資機材の確保等について計画し、部隊到着後直ちに活動ができるよう準備する。

(オ) ヘリコプターによる応援を要請する場合は、ヘリポートを開設し、着陸地点・風向表示なども合わせて準備する。

(カ) 自衛隊の活動にあたっては、付近住民、自主防災組織等に対して協力を求める。

イ 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに部隊の責任者と応援作業計画等について協議調整し、必要な措置をとる。また、必要に応じて次の事項を知事に報告する。

(ア) 派遣部隊名及び部隊の長の管理職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時及び活動開始日時

(エ) 活動内容及び進行状況

ウ 派遣部隊の受入れ

市長は派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備する。

(ア) 本部事務室 派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子等

(イ) 宿舎 屋内宿泊施設(学校、生涯学習施設等)とし、隊員の宿泊は1人1畳の基準

(ウ) 材料置場炊事場 屋外の適当な広場

(エ) 駐車場 適当な広場(車1台の基準は3m×8m)

(6) 災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は、知事に対し災害派遣部隊の撤収要請を要求する場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う。

(7) 費用の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のため必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担する。

◇資料編4-29：自衛隊災害派遣集結候補地

第 35 節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画

[危機]

この計画は、災害時における海上保安庁に対する支援要請の依頼を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。

1 支援要請の範囲

海上保安庁に支援要請を依頼する場合は、原則として次の場合とする。

- (1) 傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 船舶を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、市が行う災害応急対策の支援

2 支援要請依頼の手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。

また、知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁（清水海上保安部又は下田海上保安部）の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

- (1) 災害の情况及び支援活動を要請する理由
- (2) 支援活動を必要とする期間
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 海上保安庁との連絡

区分	内容
情報交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、第三管区海上保安本部と密接な情報交換を行う。
連絡員の派遣	知事は、清水海上保安部又は下田海上保安部に対して連絡員の派遣を要請する。

第 36 節 電力施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため、電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める。

1 機関の名称、所在地

表 3-10 機関の名称、所在地（電力施設）

機関名	所在地	管轄地域	電話番号
中部電力パワーグリッド株	静岡市駿河区曲金六丁目 3 番 38 号	静岡市	054-202-1821

式会社静岡支社			
---------	--	--	--

2 応急対策の実施

中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社の3社連名で定める「防災業務計画」による。

第37節 ガス施設災害応急対策計画

この計画は、市民の家庭用燃料の多くを占めるガスの供給施設を災害から防護し、被災地に対してガスを確保するため、ガス事業者の実施体制及び連絡方法について定める。

1 機関の名称、所在地

表 3-11 機関の名称、所在地（ガス施設）

機関名	所在地	管轄地域	電話番号
静岡ガス株式会社静岡支社	静岡市駿河区池田28番地	葵・駿河・清水区 (蒲原地区を除く)	054-285-2111
静岡ガス株式会社東部支社	沼津市岡一色809番地	清水区蒲原地区	055-927-2811

2 応急対策の実施

静岡ガス株式会社が別に定める「非常災害対策要領」による。

第38節 突発的災害に係る応急対策計画

[危機、消防]

この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発、大規模な排出油等事故などの突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定める。

1 市の体制

市は、緊急時の応急対策が延滞なく行えるよう、突発的災害に対し、初動体制を整え、初期の情報収集にあたる。事態の推移により必要な場合には、速やかに災害対策本部を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

消防局については、市の警防活動に関する計画の定めるところによる。

(1) 突発的災害応急体制

ア 設置基準

多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき
(航空機の墜落、列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発等の事故)

イ 組織

危機管理局、消防局等発生した災害に関連する部局で構成する。

ウ 任務

(ア) 応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。

なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。

(イ) 必要に応じ災害対策本部の設置までの間、物資の集積拠点、臨時ヘリポートの確保等、事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。

エ 消防局の県・国への報告

消防局は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1～4により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。

(ア) 発生日時及び場所

(イ) 被害の状況

(ウ) 応急対策の状況

(エ) 自衛隊、日本赤十字社又は医師の派遣の必要性（派遣を必要とする場合には、必要人数、必要な援助活動等を明らかにする。）

オ 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置するなど、適切な医療救護活動を実施する。医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努める。

表 3-12 県危機管理部危機対策課

	N T T 有線	静岡県防災行政無線	
電 話	054-221-2072	地上系 5-100-6030	衛星系 8-100-6030
F A X	054-221-3252	地上系 5-100-6250	衛星系 8-100-6250

表 3-13 総務省消防庁応急対策室

区分		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	N T T有線
平日 (9:30～18:15)	電話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

(2) 災害対策本部の設置

市長は突発的災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、災害応急対策を実施する必要があると認めた場合は、災害対策本部を設置する。災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて市長が決定する。

ア 任務

災害対策本部は、区本部及び地区支部や災害現場の情報を基に、速やかに県及び関係機関に情報を伝達するとともに、必要に応じて知事に応援を要請し、被災者の迅速な救助活動を最優先に行う。また、発災場所の地理的状況に応じて消防ヘリコプターや無人航空機（ドローン）、オフロードバイクなどを積極的かつ効果的に活用し、情報収集活動に従事させる。

地区支部は、災害現場の情報を収集し、区本部を経由し、災害対策本部に伝達する。

また、必要に応じて災害現場の近くの安全な場所に避難所を開設し、住民の安全の確保に努める。

イ 設置の連絡

災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部並びに防災関係機関に連絡する。

また、必要に応じ、関係機関に対して本部連絡要員の派遣を要請する。

ウ 現地対策本部

災害の状況により、災害発生場所に現地対策本部を設置する。

(3) 災害対策本部の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

ア 情報の収集、伝達等

イ 人的被害の把握

(ア) 災害対策本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行う。

(イ) 災害対策本部は、関係機関（警察、消防、県本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。

(ウ) 本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、県及び警察と連携し、人数のほか、県が別に定めた方針に基づき氏名等の情報を集約し公表する。

ウ 自衛隊の災害派遣要請の要求

▼「第 34 節 自衛隊派遣要請の要求計画」による。

エ 緊急医療活動の実施

(ア) 緊急医療活動が必要な場合には、災害対策本部医療救護班に医療救護本部を設置し、▼「第 19 節 医療及び助産計画」により、医療救護活動を実施するほか、傷病者が多数発生した場合は、救護所、案内窓口、遺体収容施設を設置し、対応にあたる。

(イ) 緊急医療活動等の救護業務の実施が必要な場合には、県地域医療課に要請する。
なお、D P A T による緊急医療活動が必要な場合には、県障害福祉課に要請する。
また、D W A T による緊急医療活動が必要な場合には、県地域福祉課に要請する。

オ 各機関の調整・2次災害防止のための措置

(ア) 災害対策本部は、防災関係機関との調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行う。

(イ) 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動するD M A T 等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

(ウ) 事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のために必要な措置をとる。

カ 海上保安庁の支援要請依頼

▼「第 35 節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画」による。

キ 緊急消防援助隊及び広域航空消防応援隊要綱に基づく応援要求

市長は災害の状況に応じ（その詳細な状況の把握が困難な場合を含む。）、消防の広域応援の必要があると認められる場合は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条に基づき、知事に対し次の事項を明らかにして応援出動等の要請を要求する。

- （ア） 災害の種別・状況
- （イ） 人的・物的被害の状況
- （ウ） 必要な応援部隊の種類と部隊数
- （エ） 応援部隊の集結場所及び到達ルート

（４） 災害対策本部の廃止

市長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止する。その際は、廃止する旨を本部設置時に連絡した機関に連絡する。

表 3-14 関係機関連絡先

機 関 名	連 絡 先
静岡市消防局警防部指令課	054-280-0120
静岡県危機管理部危機対策課	054-221-2072
静岡県中部地域局危機管理課	054-644-9104
静岡中央警察署	054-250-0110
静岡南警察署	054-288-0110
清水警察署	054-366-0110
静岡県清水港管理局管理課	054-353-2202
静岡県静岡土木事務所維持管理課	054-286-9326
国土交通省静岡国道事務所道路情報センター	054-252-7133
国土交通省静岡河川事務所流域治水課	054-273-9104
国土交通省富士砂防事務所地すべり対策課	0544-27-5262
国土交通省清水港湾事務所総務課	054-352-4146
国土交通省甲府河川国道事務所調査第一課	055-252-8885
清水海上保安部警備救難課	054-353-0118
N T T 西日本株式会社 静岡支店	054-200-1460
東海旅客鉄道株式会社 静岡支社	054-284-2319
中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	054-202-1821
静岡ガス株式会社 静岡支社	054-285-2111
同 東部支社	055-927-2811
静岡鉄道株式会社 本社	054-254-5114
石油コンビナート等特別防災区域協議会 （鈴与セキュリティサービス株式会社）	054-365-4151

第 39 節 各種災害に対する警防活動計画

[危機、建設、消防]

この計画は、大雨又は台風による水害、土砂災害、大規模な火災、地震及び地震による火災、危険物の爆発、有害ガスの漏えい等非常災害に対する警防活動について定めておく。

1 水害に対する措置

洪水等による水害を警戒し、被害の防止を図るため、次の事項を実施する。

(1) 雨量水位等の観測と状況の報告

気象情報等により相当量の降雨があると認めたときは、気象情報表示端末機等を駆使して市内の雨量の情報を収集するとともに、市内に設置されている雨量計により、降雨の状況を把握する。

また、主要河川の水位の変化についても状況を把握し、災害対策本部及び関係機関等に通報する。

(2) 主要河川水位の監視と水防設備の強化

主要河川の監視活動及び水防活動は、▼「風水害対策編」に定めるところによる。

2 土砂災害に対する措置

土砂災害警戒区域等において、災害の発生するおそれのある雨量に達したとき、又は土砂災害の前兆現象がみられた場合は、地域の警戒、巡視及び住民等に対する広報を実施する。

また、県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当）等を活用しながら、必要に応じて住民等に対し、避難の指示を行う。

3 大規模な火災に対する措置

大規模な火災の発生が懸念される場合は、これによる人的、物的被害を軽減するための措置を講ずるとともに、必要に応じて災害対策本部を設置し、万全の応急対策を実施する。

4 危険物等の保安に対する消防局の措置

(1) 火薬類

火薬類の所有者若しくは付近住民等から爆発又は火災が発生するおそれのある通報を受けたときは、直ちに現場に出動し、消防法第 23 条の 2 第 1 項に基づく火災警戒区域を設定し、その区域内の住民等に対して区域からの退去を命じ若しくは立入りの禁止等の安全措置をとる。

(2) 高圧ガス

高圧ガスの所有者若しくは付近住民等から爆発又は火災が発生するおそれのある通報を受けたときは、前項(1)と同様の措置を講ずる。

(3) 石油類並びに毒物及び劇薬

給油所、取扱所等の関係者若しくは付近住民等から、漏えい又は火災及び爆発が発生するおそれのある通報を受けたときは、前項(1)と同様の措置を講ずる。

5 ガス事故に対する消防局の措置

消防局は、ガス事業者、地下工事施工業者若しくは付近住民等からガス漏えいの通報を受け

たときは、前項(1)と同様の措置を講ずる。

第40節 災害ボランティア活動支援計画

[観光・市民]

- ・市は、(福)静岡市社会福祉協議会及び災害ボランティアコーディネーター等と協力し、災害ボランティアや市民活動団体の能力が最大限に発揮され、被災地の復興にいかされるよう、その自主性・主体性を尊重しつつ、活動を支援する。
- ・県は、国及び市とともに、災害ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

1 災害ボランティア本部の設置及び運営

- ・市は、災害ボランティアの必要性に応じて、(福)静岡市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等で構成する災害ボランティア本部災害時運営連絡会を開催し、同会における情報交換の結果等を踏まえ、災害ボランティア本部を設置する必要があると判断したときは、災害ボランティア本部を設置し、これを運営する。ただし、同会を開催するいとまがないときは、(福)静岡市社会福祉協議会と協議のうえ、災害ボランティア本部を設置し、これを運営する。
- ・市は、災害ボランティア本部の運営に関する事務を、(福)静岡市社会福祉協議会に委託し、(福)静岡市社会福祉協議会はこれを受託する。
- ・(福)静岡市社会福祉協議会は、災害ボランティア本部の運営に関する事務の執行における責任者（以下、「運営責任者」という。）を置くとともに、災害ボランティアコーディネーターなどと連携して、災害ボランティア本部の運営に関する事務を行う。
- ・災害ボランティア本部の本部長及び運営責任者は、◇資料編4-26に掲げる者をもって充てる。
- ・災害ボランティア本部は、以下の業務を行う。
 - (1) 災害ボランティアの受入れ
 - (2) 被災者のニーズの受付
 - (3) 災害ボランティアの活動場所のあっせん、配置調整、活動内容の指示等
 - (4) 災害ボランティア活動にかかる情報収集及び情報発信、関係機関・団体との連絡調整等
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本部の運営に必要な業務
- ・災害ボランティア本部は、これらの業務を円滑に実施するため、災害ボランティア情報渉外センターを開設するとともに、災害ボランティアセンターを、被害の状況等に応じて適切な場所に開設し、運営する。
- ・災害ボランティアセンター等の開設場所は、◇資料編4-26による。ただし、開設場所の使用が困難である場合や、被災地域の近くに開設する必要がある場合等は、この限りではない。
- ・市は、災害ボランティア本部の運営に係る情報交換、協議等を行うため、必要に応じ職員を連絡調整要員として災害ボランティア本部等に配置する。

◇資料編4-26：災害ボランティア本部の本部長及び運営責任者、災害ボランティアセンタ

2 災害ボランティア活動に関する情報の提供

- ・市は、災害ボランティア本部の円滑な運営のため、ライフライン及び公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補等、災害ボランティア活動に必要な情報を(福)静岡市社会福祉協議会に的確に提供する。

3 災害ボランティア活動に必要な資機材の提供

市は、災害ボランティア本部等における災害ボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第 41 節 通訳ボランティア活動支援計画

[観光・市民]

市は、一般財団法人静岡市国際交流協会と協力し、多言語支援に携わる通訳支援者等の能力が発揮され、被災地の復興に最大限にいかされるよう、その自主性・主体性を尊重しつつ、活動を支援する。

1 静岡市災害多言語支援センターの設置及び運営

- ・市は、災害が発生した場合、日本語の分からない市民の生命と財産を守るため、一般財団法人静岡市国際交流協会と協議し、一般財団法人静岡市国際交流協会の事務局長を長とする災害多言語支援センターを適切な場所に設置する。
- ・災害多言語支援センターは、日本語が分からない外国人等に関する情報の収集、情報提供、多言語支援に携わる通訳支援者等の受付、派遣等を行う。
- ・市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として社会的包摂推進課内に配置し、その活動を支援する。

◇資料編 4-27：災害多言語支援センターの設置場所

2 多言語支援活動に関する情報の提供

市は、日本語の分からない外国人等の被災状況や避難状況を把握し、多言語化が必要とされる情報を災害多言語支援センターに的確に提供する。

3 多言語支援活動に必要な資機材の提供

市は、災害多言語支援センターの活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第 42 節 原子力災害に関する応急対策計画

[危機]

本市には原子力災害対策を重点的に実施すべき区域に該当する地域はないが、中部電力株式会社浜岡原子力発電所（以下、この節において「発電所」という。）から放射性物質又は放射線が異常な

水準で事業所外に放出されることによる原子力災害が発生した場合、他市町からの避難者の受入れ等を行うことがあることから、この計画において、これらに必要な措置を定める。

1 情報収集・連絡体制の確保及び県等との連携

(1) 情報収集・連絡体制の確保

市は、警戒事態発生段階から、県から発電所の状況、協力要請等に関する情報を収集するとともに、市がとる措置を県に連絡することなどを行うため、情報収集・連絡体制を確保する。

(2) 警戒事態発生時

市は、警戒事態発生時に、県から施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）の協力要請があった場合、市として協力できる事項を検討し、県に連絡する。

(3) 施設敷地緊急事態発生時

市は、施設敷地緊急事態発生時に、県から避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ等の協力要請があった場合、市として協力できる事項を検討し、県に連絡する。

(4) 全面緊急事態発生時

市は、全面緊急事態発生時に、県から緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）を含む市町が行う防護措置の準備等への協力要請があった場合、市として協力できる事項を検討し、県に連絡する。

また、県から屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起があった場合は、市としてとるべき具体的な措置の内容を県に確認した上で、必要な措置を実施する。

(5) 放射性物質放出後

放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、運用上の介入レベル（OIL：Operational Interventional Level）に基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。また、市は、必要があると認められるときは、県に対して、国による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求める。

市は、緊急時モニタリング結果から必要と認めるときは、国及び県に対し、市としてとるべき具体的な措置の内容について助言を求める。

2 広域一時滞在の受入れ

- 市は、原子力災害が単独で発生した場合等において、県から市町の区域を越えて避難を行う住民等の収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示があった場合、県が作成した「浜岡地域原子力災害広域避難計画」（以下、この節において「県広域避難計画」という。）に基づき、県と協議の上、市指定の避難所を提供する。
- 市は、被災市町から、法第86条の8第1項及び県広域避難計画に基づき、広域一時滞在中について協議があった場合にも、市指定の避難所を提供する。

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、▼「第3章 災害応急対策」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図る。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等の活用も含めて検討する。

第1節 災害弔慰金等の支給

[観光・市民]

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

1 支給対象者の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

2 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給する。

第2節 被災者の支援

[税務、観光・市民、区、福祉、消防、会計]

市は、県と連携し、被災者が速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「被災者に対するきめ細やかな継続的支援（災害ケースマネジメント）」等を行う。

1 国・県との連携等

- ・総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）が特別行政相談（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設）を実施する場合、適時・的確に連絡・調整を図るなど、円滑な相談活動の実施について協力する。
- ・市は、国・県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。

2 被災状況の把握

- ・市は、災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。
- ・市は、必要があると認めるときは、被災者生活再建支援システム等を利用し被災者台帳を作成するとともに、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に

対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組（災害ケースマネジメント）を行う。

- ・市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。
- ・県は、これらの体制整備及び発災時の市町の被災者支援に関する活動を支援する。
- ・市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を積極的に活用する。

【県への報告】

- (1) 死亡者数
- (2) 負傷者数
- (3) 全壊・半壊住宅数 等

【被災者台帳】

- (1) 氏名、生年月日、性別
- (2) 住所又は居所
- (3) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (4) 援護の実施の状況
- (5) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 等

3 罹災証明書の発行

- ・罹災証明書発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明書を発行する。
- ・罹災調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

4 災害援護資金の貸付け

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付けを行う。

5 被災者（自立）生活再建支援金の申請受付け等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認等必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人（静岡県）により委託された事務を迅速に実施する。

6 義援金の募集等

- ・市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。
- ・県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

7 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

第3節 要配慮者の支援

[観光・市民、福祉、衛生、こども]

高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が、災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

1 民間社会福祉施設の再建支援

社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。

2 心のケアの実施

精神相談窓口を開設するとともに巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。

3 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- (1) 要配慮者の被災状況及び生活実態
- (2) 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

4 一時入所の実施

災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。

5 福祉サービスの拡充

- ・定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有の入所・通所施設を対象に、人員の確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。
- ・緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。
- ・被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童相談所等の専門相談所を設置する。

6 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、健康調査、健康相談、栄養相談、歯科相談等を実施する。

第4節 公共施設の災害復旧

〔観光・市民、環境、福祉、保健所、こども、農政、都市、建築、建設、水道、下水、教育〕

各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実態を的確に把握するとともに、社会的及び経済的な諸要因も検討のうえ、総合的な見地にたって策定し、緊急度の高いものから、直ちに復旧事業に着手して早期完了に努める。

災害復旧計画は、災害発災後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度、災害の発生を防止す

るため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、▼「第3章 災害応急対策」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図る。

1 公共土木施設災害復旧計画

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 道路災害復旧事業
- (3) 漁港施設災害復旧事業
- (4) 海岸保全施設災害復旧事業

2 都市災害復旧事業計画

- (1) 街路災害復旧事業
- (2) 都市排水路施設災害復旧事業
- (3) 公園等施設災害復旧事業
- (4) 堆積土砂排除事業

3 農林水産業施設災害復旧事業計画

4 上水道施設災害復旧事業計画

5 下水道施設災害復旧事業計画

6 住宅災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 公共医療、病院等施設災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他の災害復旧事業計画

第5節 激甚災害の指定

[財政]

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため必要な事項を定める。

- ・市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、被害状況を調査し知事

に報告する。

- ・市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し県関係部局に提出しなければならない。

第6節 災害復旧に伴う財政措置

[財政]

災害復旧事業の決定については、地方公共団体の長の報告、資料、実態調査の結果等に基づいて主務大臣が決定するものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（以下「激甚災害法」という。）に基づいて援助される事業は、次のとおりである。

1 法律等により一部負担又は補助するもの（主なもの）

- （1）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- （2）公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- （3）公営住宅法
- （4）土地区画整理法
- （5）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- （6）廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- （7）国土交通省都市局長通達都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針
- （8）農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

2 激甚災害に関する助成措置

激甚災害法では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被害者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合は、激甚災害として政令で指定し、一般災害に比較して各種の事業に国庫補助のかさ上げを行い、又金融面においても特別な優遇措置を講ずることとしている。

第7節 事業者等が行う災害復旧への助成

[環境、商工、農政]

1 農業関係災害融資制度

融資制度	内容
被害農業者の経営資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）（以下「天災融資法」という。）に基づく融資制度）	農作物等の減収量が平年の収穫量の30%以上で、かつ、これによる損失額が平年の農業総収入額の10%以上である者、または樹体損失額30%以上である者

融資制度		内容
日本政策金融公庫資金 融資制度	農林漁業セーフティネット資金	地震・津波などにより損害を受けた農業経営の維持安定に必要な長期運転資金
	農林漁業施設資金（災害復旧施設）	主要な事業用資産につき地震・津波などにより被害を受けた、農舎、畜舎、農産物処理加工施設、保管貯蔵施設、直売施設、農機具等の復旧、果樹の改植または補植に必要な資金
	その他の対象資金	(ア) スーパーL資金（農業経営基盤強化資金） (イ) 経営体育成強化資金 (ウ) 農業改良資金 (エ) 農業経営基盤整備資金
農業近代化資金		認定農業者が農業用施設（農作業場、温室、ハウスなど）の復旧に資金を要する場合
農林水産業災害対策資金		台風等の自然災害による被災後1か月間の農林水産業の収入が10%減少または被害額が20万円以上の農業者が、経営安定のための運転資金や生活維持に必要な資金

2 林業関係災害融資制度

融資制度		内容
天災融資法に基づく被害林業者への経営資金融資		木材その他林産物等の損失額が平年の林業による総収入額の10%以上である者又は施設の損失額が被害時の価額の50%以上である者
日本政策金融公庫資金 融資制度	農林漁業セーフティネット資金	地震・津波などにより損害を受けた林業経営の維持安定に必要な長期運転資金
	農林漁業施設資金（災害復旧施設）	主要な事業用資産につき地震・津波などにより被害を受けた、素材、樹苗及び特用林産物の生産施設、林産物処理加工・流通・販売施設及び機械等の復旧に必要な資金
	その他の対象資金	林業基盤整備資金
森林国営保険法による災害保険制度（森林国営保険）		保険加入者に対して、森林火災及び気象災害の損失、損害補てんを行う。
農林水産業災害対策資金		台風等の自然災害による被災後1か月間の農林水産業の収入が10%減少または被害額が20万円以上の林業者が、経営安定のための運転資金や生活維持に必要な資金

3 漁業関係災害融資制度

融資制度		内容
天災融資法に基づく被害漁業者への経営資金融資		魚類等の流失等による水産物の損失額が平年の漁業総収入額の10%以上の者又は漁船、漁具等の損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の50%以上の者

融資制度		内容
日本政策金融公庫資金融資制度	農林漁業セーフティネット資金	漁業者が不慮の災害や社会的・経済的環境の変化等によって売り上げが減少し、資金繰りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資する制度
	農林漁業施設資金（災害復旧施設）	主要な事業用資産につき地震・津波などにより被害を受けた、漁船、漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設等の復旧に必要な資金
	その他の対象資金	(ア) 漁船資金 (イ) 漁業経営改善支援資金 (ウ) 漁業経営安定資金 (エ) 漁業基盤整備資金
農林水産業災害対策資金		台風等の自然災害による被災後 1 か月間の農林水産業の収入が 10%減少または被害額が 20 万円以上の水産業者が、経営安定のための運転資金や生活維持に必要な資金

4 中小企業関係災害融資制度

中小企業者が被害を受けた場合、政府関係中小企業金融機関としての日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫は、貸付限度額、貸付期間の延長、措置期間の延長等について実情に応じて緩和措置をとるとともに、手続の迅速化を図ることとなっている。

第 8 節 風評被害の影響の軽減

[観光・市民、福祉、衛生、保健所、商工、農政]

1 正しい情報の提供

市は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

市は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、市長等は安全宣言を行うほか、安全性を P R する広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

市は、国や県、関係機関・団体等と連携し、市内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講ずる。

また、迅速な対策を講ずることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。